

令和7年度版 『会津若松市の環境』

～第3期環境基本計画 令和6年度実績報告～

環境大賞表彰



環境月間



環境とともに生きる“ひと”と“まち”
みんなで未来につなぐ 会津若松



環境フェスタ

出前講座「川の探検隊」



会津若松市

はじめに

本市では、環境に良い取組の「道しるべ」となる「会津若松市第3期環境基本計画」を令和6年3月に策定し、各種環境施策を推進しています。

本書は、令和6年度の本市の環境の現状と環境基本計画に基づく環境施策の実績についてまとめたものです。

本書を通じて、環境に対する関心を高め、理解を深めていただくとともに、自然と歴史に彩られた「会津若松市の豊かな環境」を将来に引き継いでいくため、市民・事業者の皆様と市役所が連携し、具体的な行動をするための「かけ橋」として活用していただければ幸いです。

会津若松市環境基本条例 前文

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化しており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

令和7年度版『会津若松市の環境』 目 次

第1章 会津若松市の概況

会津若松市の概況

1 地 勢	1
2 人口等	1
3 交 通	1
4 気 候	
(1) 年間平均気温・日照時間・降水量	2
(2) 年間降雪日数と最深積雪量	3

第2章 第3期環境基本計画の概要

第3期環境基本計画の概要

1 第3期環境基本計画とは	4
2 目指す将来像	4
3 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連について	5
4 環境基本計画の基本目標と目標達成に向けた取組	5
5 令和6年度 環境目標進捗状況一覧	6
6 市域全体の温室効果ガス排出量（推計値）状況一覧	7

第3章 環境基本計画に基づく事業 ~令和6年度 取組実績~

基本目標1 脱炭素で環境・経済・社会が調和した“まち”をつくる	8
取組1-1 省エネルギー・電化を推進します	10
取組1-2 再生可能エネルギーの地産地消を推進します（新エネルギービジョン）	15
取組1-3 3R+Renewableを推進します（バイオマス活用推進計画）	18
取組1-4 温室効果ガス吸収源対策等を推進します	22
取組1-5 気候変動への適応を推進します（気候変動適応計画）	25
特集 市域における温室効果ガス排出量等実質ゼロを目指して	
～「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」～	26
～「脱炭素先行地域」～	29
～「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」～	32
特集 市域における温室効果ガス排出量等の現状	
～「第2期会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」～	34
特集 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の推進	38
特集 次世代自動車	40
特集 再生可能エネルギー推進事業	43

基本目標2 緑豊かな自然を保全し、多様な生物が 共生できる“まち”をつくる	49
取組2-1 生物多様性を保全します	51
取組2-2 多様な生物が共生できる自然環境を保全します	52
取組2-3 猪苗代湖の水環境を保全します（猪苗代湖水環境保全推進計画）	59
特集 野生生物生息環境保全事業	61
特集 猪苗代湖環境保全推進事業	63

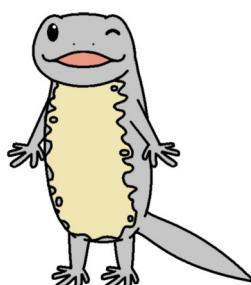
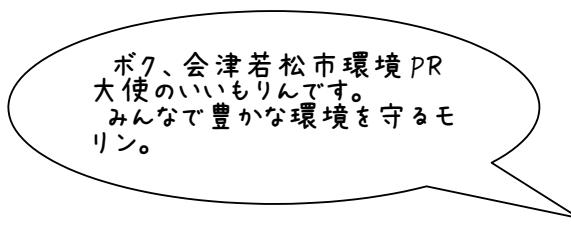
基本目標3 きれいな環境を保全し、安全・安心に 暮らせる“まち”をつくる	70
取組3-1 空気・水・土を保全し、きれいな環境を守ります	72
取組3-2 ごみによる環境の悪化を防ぎ、良好な生活環境を守ります	77
特集「公害の現状と対策」	
1 環境に関する苦情	80
2 大気汚染	81
3 水質汚濁	85
4 化学物質等の監視・調査	88
5 騒音・振動	90
6 悪臭	95

基本目標4 環境に関わる“ひと”を育て、協働する“まち”をつくる	97
取組4-1 環境を守るひとを育てます	98
取組4-2 協働による環境の保全・創造を推進します	102
特集 環境フェスティバルの開催	104
特集 各種環境教室・環境講座・生涯学習出前講座の実施	105
特集 ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議/犬ふん放置防止の周知活動	107

第4章 環境行政組織

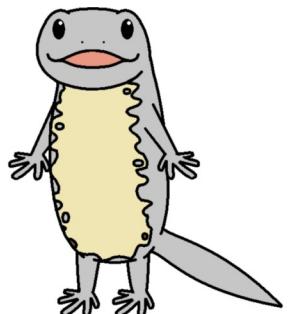
1 主な環境行政組織図	108
2 環境審議会	108
3 環境管理委員会	108

参考資料（目次は別途）	109
--------------------	-----



第1章 会津若松市の概況

はじめに、会津若松市を取り巻く状況についてみてみるモリン。



第1章

会津若松市の概況

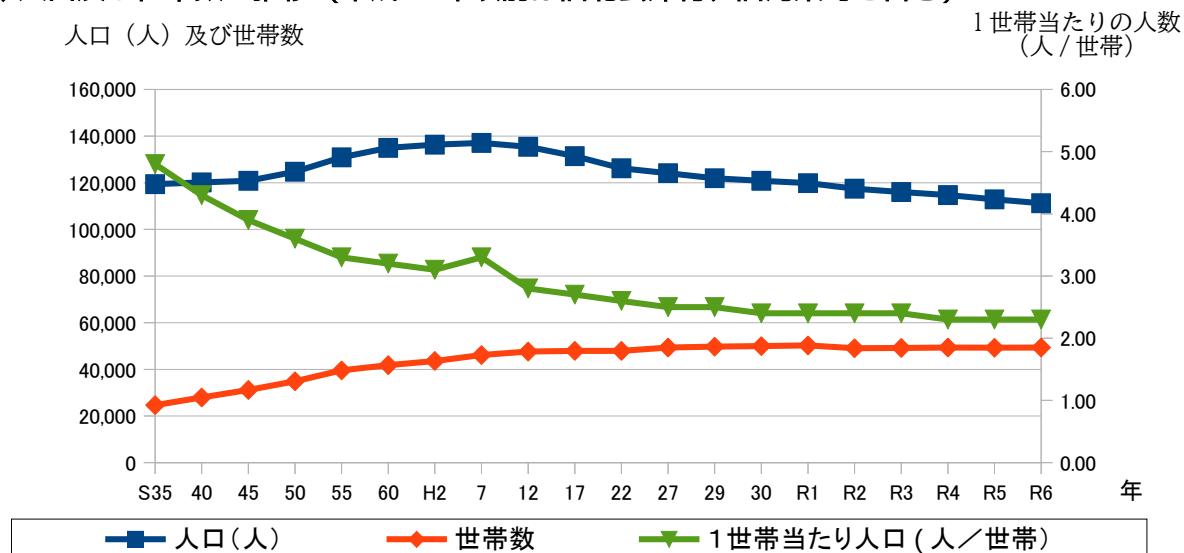
1. 地勢

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東は猪苗代湖と接し、南は大戸岳、布引山など諸山岳を境とし、西は会津盆地を縦断する阿賀野川水系阿賀川（大川）を越え、市域面積は 382.99km²です。市街地は東から西へ緩やかな傾斜を示し、その中心を阿賀野川水系湯川が流れ、阿賀川へ注いでいます。

2. 人口等

本市の人口は、平成 7 年頃の約 137,000 人（旧北会津村、旧河東町含む）をピークに徐々に減少傾向にあり、令和 6 年 10 月 1 日時点の人口は 111,206 人、世帯数は 49,329 世帯、1 世帯あたりの人数は約 2.3 人です。

◆人口及び世帯数の推移（平成 17 年以前は旧北会津村、旧河東町を含む）



(資料：国勢調査及び会津データ蔵)

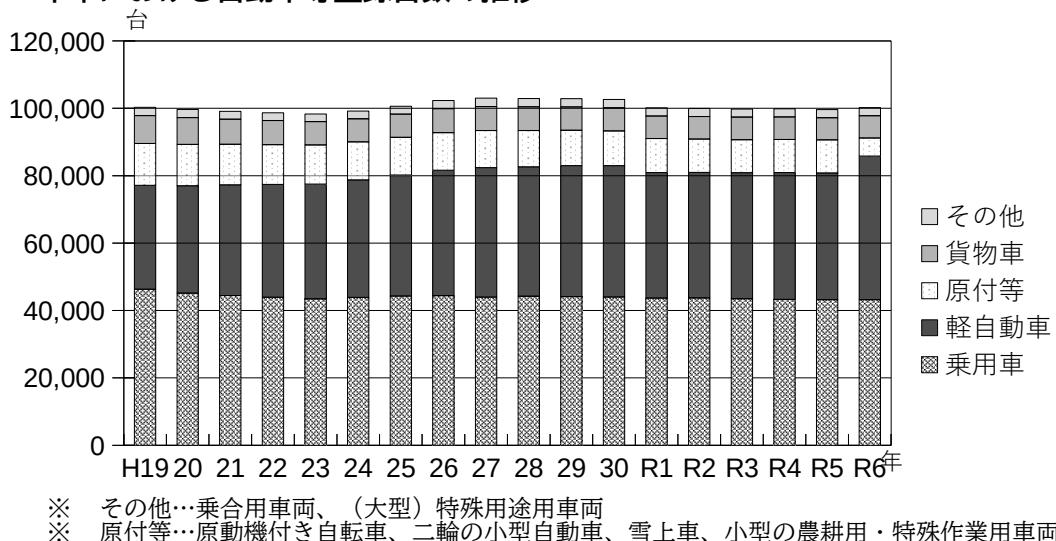
3. 交通

本市には、電車やバス等の公共交通機関もありますが、主に自家用自動車が市民の主な交通手段になっています。乗用車と軽自動車などの合計登録数は平成 30 年頃まで増加傾向にありましたでしたが、ここ数年は減少しており、令和 6 年度は 100,210 台でした。

市民およそ 1.1 人に 1 台の割合で、車両を保有していることになります。



◆ 本市における自動車等登録台数の推移



(資料：東北運輸局福島運輸支局及び市税務課)

4. 気候

本市は、四方を山々に囲まれた盆地に位置しているため、内陸盆地特有の気候を示し、冬季は日本海側の気候となって好天が少なく降雪量が多く、雪に閉ざされた寒い日が続きます。

しかし、夏季は反対に盆地特有の高温の日が続き、春、秋はこれに内陸性の気候条件も加わって、日中と夜間の気温差が大きくなります。

(1) 年間平均気温・日照時間・降水量

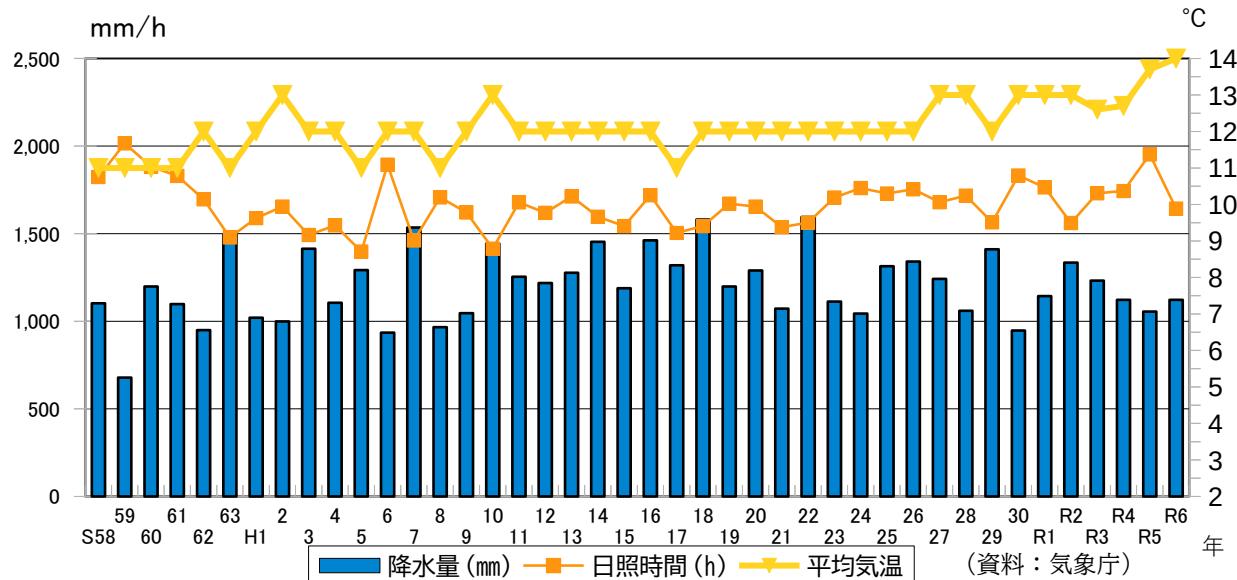
近年、最高・最低気温ともに高めに推移しており、最高気温は令和7年7月29日に38.8度を記録し、猛暑傾向が続いている。令和6年は、平均気温が14.0度、最高気温36.7度、最低気温-5.7度でした。

年間累積降水量は約1,200~1,300mmで、年により変動はありますが、比較的安定した降水量が続いている。年間を通した降水パターンは、6~9月の夏季に増加するのに加え、雪の多い冬季にも降水量が増加するのが特徴です。

令和6年の降水量は1,122.0mm、日照時間は1,642.9時間でした。



◆ 年間平均気温・日照時間・降水量



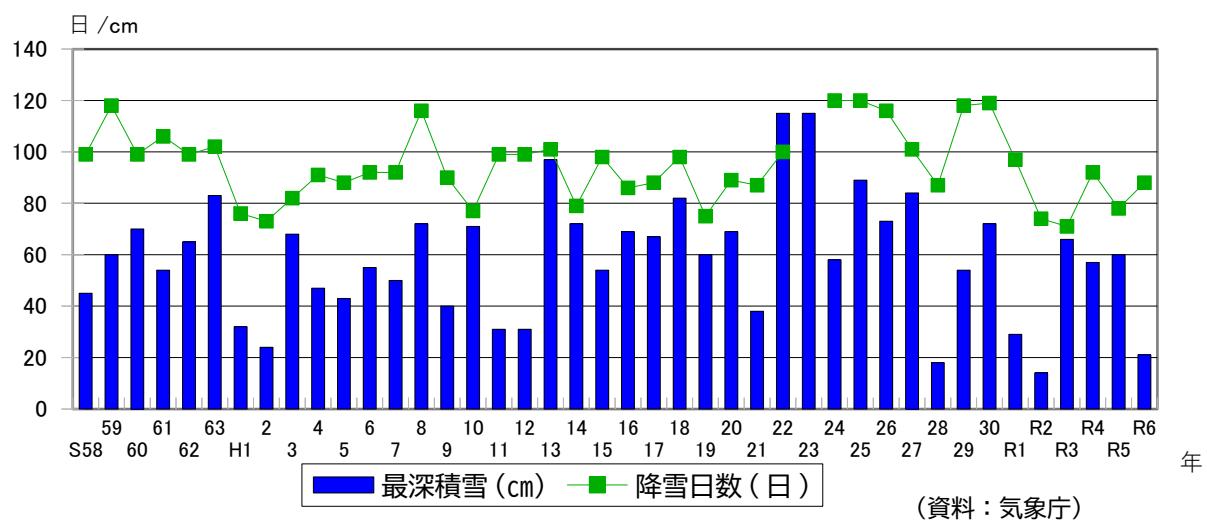
(2) 年間降雪日数と最深積雪量

降雪日数は年間 100 日程度で、過去 40 年間の最深積雪は 121cm（令和 7 年 2 月 7 日）

です。1 日の降雪量は、昭和 55 年 12 月 14 日の 98cm が過去最大の値です。

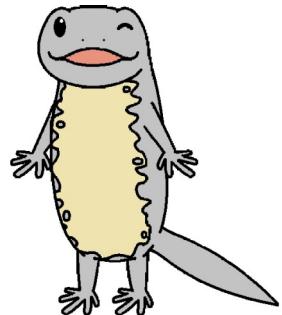
令和 6 年の降雪日数は 88 日、最深積雪は 21cm でした。

◆ 年間降雪量と最深積雪量



第2章 第3期環境基本計画の概要

計画の目標と進捗状況について、説明するモリン。



第2章 第3期環境基本計画の概要

1 第3期環境基本計画とは

「会津若松市第3期環境基本計画」（計画期間：令和6年度から令和12年度の7年間）は、環境基本条例第3条の基本理念に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、令和6年3月に策定したもので、本市のまちづくりの指針である第7次総合計画を環境面から実現する、環境行政の最上位の計画です。

（参考資料：109ページ 資料1）

2 目指す将来像

これまでの環境にかかる課題は、大気汚染等の公害問題や都市化の進展、生活様式の変化による廃棄物の増大、騒音問題といった地域的な課題が中心にありました。しかし、第2期環境基本計画策定以降、地球温暖化問題等、地球規模の課題が顕在化し、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるのみならず、地球上のあらゆる動植物にも大きな被害を及ぼすことが懸念される等、全世界的な全ての人にとっての課題となっています。

このような現状から、地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題に対応するためには、市民をはじめ、事業者や行政等の様々な主体（=みんな）が、環境という確固たる基盤の上に社会、経済が成り立っているということを認識し、それぞれの立場で環境の保全及び創造に寄与する取組を実行し、環境を守る“ひとづくり”と“まちづくり”を同時にやっていくことが重要であると考えます。

私たちが愛する会津若松市は、城下町として、長きに渡って伝統や文化が受け継がれ、周囲には広大な山々や猪苗代湖があり、豊かな自然に溢れています。私たちは先人が守り続けた本市の豊かな環境を、よりよく未来に繋いでいくため、地域特性や市民意向、まちづくりの方向性、第2期環境基本計画の総括等も踏まえ、目指す将来像を以下のように設定します。



3 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連について

SDGsは、持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標であり、SDGsの達成に向けて、世界各国や自治体、団体等様々な主体が取組を進めています。本市では、「会津若松市第3期環境基本計画」に基づき気候変動への対策や資源循環、生物多様性の保全等の取組を推進することによって、SDGsの達成に貢献していきます。

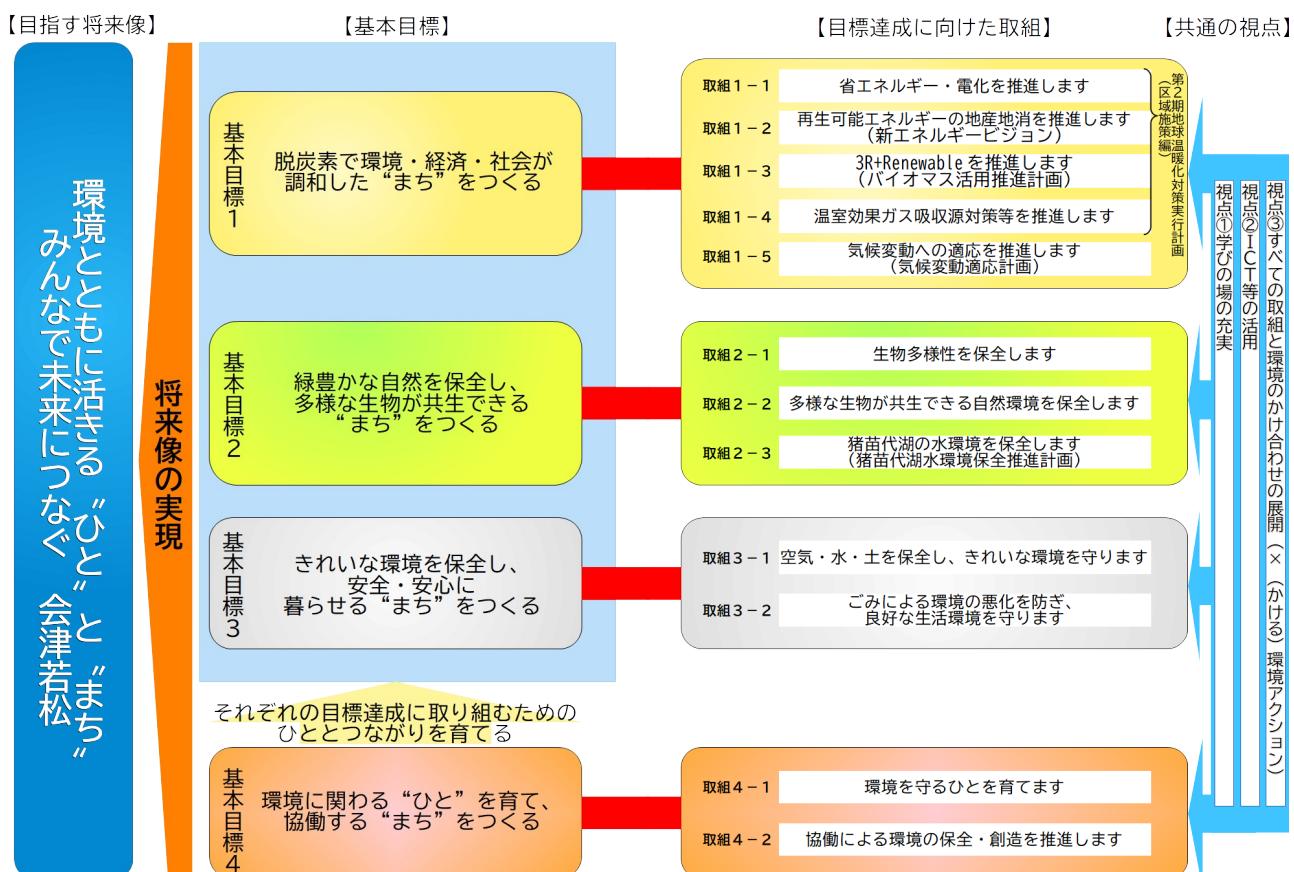
【「第3期環境基本計画」に関連するSDGsゴール】



4 環境基本計画の基本目標と目標達成に向けた取組

「目指す将来像」を実現するため、以下の「基本目標」と「取組」を設定します。

◆本計画の体系図



5 令和6年度 環境目標進捗状況一覧

	取組	環境目標	目標値と実績値				R9に向けた目標達成率		
			現状値(R4)	R6実績値	中間目標値(R9)	目標値(R12)			
基本目標1	1-1	一次エネルギー需要量	11,706.3TJ (R元)	11,428.4TJ (R3)	8,578.1TJ	7,745.4TJ	75.1%		
		省エネに関するイベントの参加人数	117人	116人	2,200人	5,000人	5.3%		
		長期優良認定住宅数(累計)	1,257件	1,462件	2,300件	2,900件	63.6%		
		電気自動車・プラグインハイブリッド車台数	459台	550台	2,500台	5,800台	22.0%		
		燃料電池自動車台数	3台	4台	16台	37台	25.0%		
		充電器設置数(一般家庭除く)	45口	55口	189口	275口	29.1%		
	1-2	再生可能エネルギーの供給目標値	7,387.3TJ (R元)	7,481.8TJ	8,414.8TJ	8,472.1TJ	88.9%		
		使用電力のうち地産地消エネルギー(地域産再生可能エネルギーの使用)の割合	1.6%	0.6% (R5)	7.9%	11.6%	7.6%		
		ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークのパートナー団体数	0団体	0団体	100団体	270団体	0%		
	1-3	1人1日あたりのごみ排出量	1,229g	1,149g	970g	970g	84.4%		
		1日あたりの燃やせるごみ排出量	104.2t	93.6t	82.1t	82.1t	87.7%		
		ごみの総リサイクル量	11,469t	10,807t	13,000t以上	13,000t以上	83.1%		
		バイオマスの活用目標	生ごみ利用率	21%	18%	50%	63%	36.0%	
			下水汚泥利用率	66%	71%	75%	85%	94.7%	
			廃食用油利用率	39%	0.5%	60%	63%	0.8%	
			間伐材利用率	24%	38%	33%	50%	115.2%	
		食べ残しぜロ協力店・事業所数	61件	69件	150件	200件	46.0%		
		市内事業者のうつくしまエコリサイクル製品認定数(累計)	0件	0件	4件	7件	0%		
	1-4	森林施業面積	2,126ha	2,154ha	2,417ha	2,417ha	89.1%		
		公共交通機関の利用	1,128,567人	1,251,834人	1,780,000人	1,780,000人	70.3%		
基本目標2	2-1	野生生物保全事業への参加人数	70人	230人	70人	100人	328.6%		
		「生き物マップ」登録件数	0件	10件	400件	700件	2.5%		
		市街地における鳥害の発生件数	15件	18件	5件	3件	27.8%		
		環境保全型農業直接支払事業の取組面積	9,829a	9,477a	10,724a	13,493a	88.4%		
		自然環境や動植物の保護を行う市民の割合	10.5% (H30)	—	60%	60%	—		
	2-2	緑化・自然交流事業への参加人数	3,025人	3,334人	8,020人	8,020人	41.6%		
		森林施業面積	2,126ha	2,154ha	2,417ha	2,417ha	89.1%		
		多面向的機能支払事業の対象農用地面積	4,481ha	4,284ha	5,000ha	5,000ha	85.7%		
		全農地における遊休農地の割合	0.45%	0.57%	0.42%	0.42%	73.7%		
	2-3	猪苗代湖及び流入河川の水質	中田浜	COD	1.3mg/l	1.4mg/l	0.7mg/l	0.7mg/l	50.0%
				全窒素	0.22mg/l	0.16mg/l	0.2mg/l	0.2mg/l	125.0%
				全リン	0.005mg/l	0.006mg/l	0.01mg/l	0.01mg/l	166.7%
			赤井川	BOD	1.1mg/l	1.6mg/l	1.1mg/l	1.1mg/l	68.8%
				全窒素	1.17mg/l	1.52mg/l	1.1mg/l	1.1mg/l	72.4%
				全リン	0.121mg/l	0.138mg/l	0.08mg/l	0.08mg/l	58.0%

(第3期環境基本計画の概要)

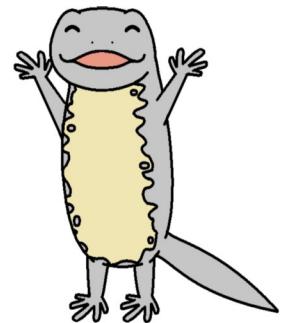
	取組	環境目標			目標値と実績値				R9に向けた目標達成率
					現状値(R4)	R6実績値	中間目標値(R9)	目標値(R12)	
基本目標2	2-3	猪苗代湖及び流入河川の水質	原川	BOD	0.5mg/l	0.9mg/l	0.5mg/l	0.5mg/l	55.6%
				全窒素	0.45mg/l	0.58mg/l	0.4mg/l	0.4mg/l	69.0%
				全リン	0.024mg/l	0.054mg/l	0.02mg/l	0.02mg/l	37.0%
		農業集落施設水洗化率	赤井	98.8%	99.4%	99.6%	99.9%	99.8%	
			共和	95.0%	95.6%	94.7%	95.0%	101.0%	
		高度処理型浄化槽の普及率(湊地区)			35.9%	27.7%	40.6%	42.4%	68.2%
		猪苗代湖・流域清掃活動参加者数			未実施	383人	530人	500人	72.3%
基本目標3	3-1	河川水質の基準値達成率			100%	100%	100%	100%	100.0%
		汚水処理人口普及率			88.4%	80.0%	90.7%	92.8%	88.2%
		水質事故発生件数			33件	6件	15件	10件	250.0%
		地下水における有機塩素化合物非検出率	非飲用	78%	89%	100%	100%	89.0%	
			飲用	100%	100%	100%	100%	100.0%	
		自動車騒音に係る環境基準の達成率			83%	100%	100%	100%	100.0%
		公害苦情相談件数			33件	35件	15件	10件	42.9%
		放射線の影響に不安を感じる市民の割合			市民:18.3% 児童:42.7% (R4)	—	0%	0%	—
	3-2	清掃事業への参加人数			701人	2,745人	1,500人	1,500人	183.0%
		野焼き相談件数			14件	3件	0件	0件	0%
		農業用使用済プラスチック回収量			88,738kg	81,743kg	75,000kg	70,000kg	91.8%
基本目標4	4-1	環境学習・セミナー等への参加人数			379人	1,259人	1,185人	1,440人	106.2%
		環境関連の出前講座の実施回数			23回	61回	38回	59回	160.5%
	4-2	環境啓発事業参加者数			102人	2,364人	2,000人	5,000人	118.2%
		ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークのパートナー団体数			0団体	0団体	100団体	270団体	0%
		公園等緑化愛護会数			72団体	68団体	90団体	95団体	75.6%

6 市域全体の温室効果ガス排出量(推計値) 状況一覧

	部門	目標値と実績値				R12までの削減量 (直近値-目標値)
		現状値(R元)	R2実績値	R3実績値 (直近値)	目標値(R12)	
基本目標3	産業部門	205.5	189.9	199.6	159.8	39.8
	民生業務部門	231.3	192.3	211.8	140.0	71.8
	民生家庭部門	202.8	179.8	203.2	79.2	124.0
	運輸部門	202.0	186.9	190.3	117.2	73.1
	その他	163.8	160.1	159.0	123.1	35.9
	森林等による吸収	—	—	▲ 33.2	▲ 34.3	1.1
	計	1,005.4	909.0	930.7	585.0	345.7

第3章 環境基本計画に基づく事業 ～令和6年度 取組実績～

令和6年度に実施した
環境に良い取組をまとめ
たモリン。



第3章 環境基本計画に基づく事業

基本目標1 脱炭素で環境・経済・社会が調和した“まち”をつくる

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加等、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じておる、その影響は本市にも現れています。

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の二つに取り組んでいく必要があり、気候変動への対応を通じて、同時に地域の魅力と質を向上させるという視点のもと、脱炭素で環境・経済・社会が調和した“まち”をつくります。

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 取組1－1 | 省エネルギー・電化を推進します |
| 取組1－2 | 再生可能エネルギーの地産地消を推進します（新エネルギービジョン） |
| 取組1－3 | 3R+Renewableを推進します（バイオマス活用推進計画） |
| 取組1－4 | 温室効果ガス吸収源対策等を推進します |
| 取組1－5 | 気候変動への適応を推進します（気候変動適応計画） |

環境目標 令和6年度実績



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R 9に向けた目標達成率	
		現状値	実績値	目標値			
		R 4	R 6	中間R 9	目標R12		
1－1	一次エネルギー需要量	11,706.3T (R元)	11,428.4T (R3)	8,578.1TJ	7,745.4TJ	75.1%	
	省エネに関するイベントの参加人数	117人	116人	2,200人	5,000人	5.3%	
	長期優良認定住宅数（累計）	1,257件	1,462件	2,300件	2,900件	63.6%	
	電気自動車・プラグインハイブリッド車台数	459台	550台	2,500台	5,800台	22.0%	
	燃料電池自動車台数	3台	4台	16台	37台	25.0%	
	充電器設置数（一般家庭除く）	45口	55口	189口	275口	29.1%	
1－2	再生可能エネルギーの供給目標値	7,387.3TJ (R元)	7,481.8TJ	8,414.8TJ	8,472.1TJ	88.9%	
	使用電力のうち地産地消エネルギー（地域産再生可能エネルギーの使用）の割合	1.6% (R5)	0.6%	7.9%	11.6%	7.6%	
	ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークのパートナー	0団体	0団体	100団体	270団体	0%	

個別目標	環境目標	目標値と実績値				R 9に向けた目標達成率	
		現状値	実績値	目標値			
		R 4	R 6	中間R 9	目標 R12		
1 - 3	1人1日あたりのごみ排出量	1,229g	1,149g	970g	970g	84.4%	
	1日あたりの燃やせるごみ排出量	104.2t	93.6t	82.1t	82.1t	87.7%	
	ごみの総リサイクル量	11,469t	10,807t	13,000t以上	13,000t以上	83.1%	
	バイオマスの活用目標	生ごみ利用率	21%	18%	50%	63%	
		下水汚泥利用率	66%	71%	75%	85%	
		廃食用油利用率	39%	0.5%	60%	63%	
		間伐材利用率	24%	38%	33%	50%	
	食べ残しぜロ協力店・事業所数	61件	69件	150件	200件	46.0%	
	市内事業者のうつくしまエコリサイクル製品認定数（累計）	0件	0件	4件	7件	0%	
1 - 4	森林施業面積	2,126ha	2,154ha	2,417ha	2,417ha	89.1%	
	公共交通機関の利用	1,128,567人	1,251,834人	1,780,000人	1,780,000人	70.3%	



環境施策 令和6年度取組実績

取組1－1 省エネルギー・電化を推進します

◇エネルギーの「見える化」に取り組みます

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
省エネ診断等の活用推進 〔環境共生課（環境G）〕	・省エネ診断や国の提供する「うちエコ診断」の利用を推進し、事業所や住宅のエネルギーの見える化を促進していく。	・住宅累計36件、会津ゼロカーボン俱楽部のサービスを周知した。	・ホームページによる省エネ診断や国の提供する「うちエコ診断」の周知・利用の促進を行い、会津ゼロカーボン俱楽部の見える化サービスの周知ができた。
スマートメーターやエネルギー管理システムの導入促進 〔環境共生課（環境G）〕	・デジタル田園都市国家構想や脱炭素先行地域における交付金を活用し、スマートメーターやエネルギー管理システムの導入を推進する。	・脱炭素先行地域内でEMSを導入する事業者2社に対し、補助金を交付した。	・EMS導入により、脱炭素先行地域内の電力需給状況の可視化が可能となった。

◇省エネルギー化に取り組みます

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
庁舎整備事業 (省エネルギー機器導入) 〔企画調整課（庁舎整備室）〕	・省エネルギーの推進のため、高効率、省エネルギーの照明器具や空調機器等を設置する。	・高効率、省エネルギーの照明器具や空調機器等を設置に向け、庁舎建設工事を進めた。	・高効率、省エネルギーの照明器具や空調機器等が設置された新庁舎について、令和7年3月末の竣工を目指し工事を進めてきたが、災害救助法の適用を受けた令和7年2月の大雪の影響により、令和7年4月まで工期を延長した。
庁舎整備事業 (消費電力管理) 〔企画調整課（庁舎整備室）〕	・消費電力を適切に管理できるよう消費電力を表示 ・管理システムを新庁舎に設置し、使用エネルギーを可視化する。	・使用エネルギー可視化のためのシステム設置に向け、庁舎建設工事を進めた。	・使用エネルギー可視化のためのシステムが設置された新庁舎について、令和7年3月末の竣工を目指し工事を進めてきたが、災害救助法の適用を受けた令和7年2月の大雪の影響により、令和7年4月まで工期を延長した。
庁舎の省エネルギー対策 (クラウドサービス活用) 〔情報戦略課〕	・システム導入時にサーバを個別に導入するのではなく、庁内クラウドに統合・一括管理することで、効率的に運用する。 ・標準化対象の業務システムがガバメントクラウドへ統合され、市でサーバを用意する必要がなくなっていくため、より効率的な運用方法を検討していく。	・45システム59サーバを庁内クラウド環境で運用した。 ・ガバメントクラウドへの接続環境を整備し、庁内クラウド以外のシステム稼働環境の整備を行った。	・独自にサーバを導入するよりも庁内クラウドで統合・一括管理を行うことで効率的な運用が可能になっていく。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
省エネルギー化の推進〔公共施設管理課〕	・公共施設の省エネルギー化の推進のため、照明器具や空調設備等においては、高効率な省エネルギー機器等を採用する。	・学校施設、公民館等の改修工事において、LED照明器具を採用し設置した。 ・学校施設、デイサービスセンター等の改修工事において、高効率型エアコンを採用し設置した。	・照明器具のLED化や高効率型エアコンを採用するなど、積極的に省エネルギー機器を導入することで、施設の省エネルギー化を推進した。
再生可能エネルギーの導入促進〔公共施設管理課〕	・再生可能エネルギーを促進するため、公共施設の整備において太陽光発電等の設置を検討する。	・公共施設の整備にあたり、太陽光発電設備等の設置に至った施設はなかった。	・太陽光発電設備等の設置に至る施設はなかったが、施設所管課と連携し、再生可能エネルギーの促進を図っていく。
庁舎の省エネルギー対策〔総務課〕	・本市環境マネジメントシステムに沿って、適切な温度管理(目安：夏28℃、冬20℃)を行い、引き続き省エネルギー対策を推進する。 ・具体的な取組として、 ①追手町第二庁舎空調設備において、省エネ設定運転により電気量の削減を図る。 ②栄町第二庁舎空調設備において、冷暖房温度の範囲設定運転によりガス使用量の削減を図る。	・栄町第二庁舎のガス使用量については、昨年度の実績から約1%増えているが、猛暑の影響で冷房の使用が増えたことが原因と思われる。 また、追手町第二庁舎の電気量についても、昨年度の実績から約1%増えているが、猛暑の影響で冷房の使用が増えたことが原因と思われる。	・庁舎の省エネルギー対策については、電気及びガス使用量の基準値及び削減目標を設け、さらに結果の比較及び要因分析により、年度毎に改善してきたところであり、一定程度の成果はあった。
庁舎の省エネルギー対策〔契約検査課〕	・庁舎で使用する蛍光管の購入にあたり、省エネ型のものを購入する。	・蛍光管について、全て省エネ型を購入した。20W(ラピッドスタート型)：25本 32W(ラピッドスタート型)：50本	・省エネ型の蛍光管を購入することにより、省エネルギー化が図られたと評価できる。
ZEH、ZEBの普及啓発〔環境共生課(環境G)〕	・ZEH・ZEBに関する基本的な情報や、意義や利点、各種補助制度等を「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」、ホームページや市政だよりで分かりやすく周知する。特に脱炭素先行地域の事業を通じて、ZEH・ZEBの推進を図る。	・ZEH・ZEBに関する基本的な情報や、意義や利点、各種補助制度等を「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」、ホームページで分かりやすく周知した。 ・脱炭素先行地域の事業を通じて、ZEH・ZEBの推進を図った。	・令和5年4月時点での、長期優良住宅は1,357件となっており、平成31年時点から38%増加しており、浸透しつつある状況。
エコドライブの推進〔環境共生課(環境G)〕	・エコドライブについて、具体的なやり方や効果を示し、「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」、ホームページや市政だよりで分かりやすく周知する。	・「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」、ホームページや市政だよりで周知を行った。	・引き続き「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」、ホームページや市政だよりで周知することができた。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の推進〔環境共生課(環境G)〕	・「第3期環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図るため、電気自動車の普及促進をはじめ、各環境マネジメントシステム、会津若松エコドライブ宣言事業等の各種事業を推進する。 ・市域における温室効果ガス排出量及び一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給率を公表し、市民の意識啓発に努める。	・電気自動車の普及促進をはじめ、各環境マネジメントシステム等の各種事業を実施した。 ・市域における温室効果ガス排出量(令和3年度実績) 963.9千t-CO ₂ ・一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量(令和3年度実績) 65.5%	・市域における温室効果ガス排出量は2013年(平成25年)の基準年度より減少傾向にある。
電気自動車推進事業〔環境共生課(環境G)〕	・昨年度より電気自動車等購入補助金交付事業を開始、今年度も地球温暖化対策の一環として購入された方に補助を行う。 ・ゼロカーボンシティの実現に向け電気自動車の普及促進を図るために、市ウェブサイトやイベント等において公用車への導入効果等について広報を行う。	・令和6年度は8件と昨年を大きく下回る申請で予算に達しなかった。各ディーラーを訪問しチラシ等で啓発したり、市政だよりやホームページ等で周知をしたが、年度内は8件のみであった。	・令和5年度は33件の申請があったが、令和6年度は8件のみの申請で、各ディーラーに郵送や訪問して周知したり、市政だよりやホームページで啓発したが申請は増えなかった。
省エネの啓発〔環境共生課(環境G)〕	・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークを活用し、補助制度等の広報啓発活動を行う。	・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク総会(書面開催)において、脱炭素化推進補助金制度について説明を行った。	・総会での説明の他、資料をホームページに公開することにより広く周知することができた。
省エネリフォームに関する啓発〔環境共生課(環境G)〕	・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークを活用し、省エネリフォームの事例や活用可能な補助制度等をあわせて周知していく。	・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク総会(書面開催)において、脱炭素化推進補助金を活用して省エネ化(LED、高効率空調への更新)を行った事業者(株ヨークベニマル)から導入による効果や補助制度の有用性等の説明を行った。	・(株)ヨークベニマルでは、省エネ化によりCO ₂ 排出量の他、電気使用量の削減も図ることができ、この成果を広く周知することができた。
ふくしまゼロカーボン宣言事業(学校版)の推進〔環境共生課(環境G)〕	・ゼロカーボンシティ会津若松やふくしまカーボンニュートラルの実現に向け、学校版ふくしまゼロカーボン宣言の登録普及促進について広報を行う。	・県ゼロカーボン宣言事業について、市内の小中学校へ周知し、登録を呼びかけた。また、ふくしまゼロカーボンアワードへの応募を呼びかけ、9校受賞した。	・学校版EMSから県ゼロカーボン宣伝事業への移行に伴い、市内小中学校へ周知できた。
ふくしまゼロカーボン宣言事業(事業所版)の推進〔環境共生課(環境G)〕	・ゼロカーボンシティ会津若松やふくしまカーボンニュートラルの実現に向け、事業所版ふくしまゼロカーボン宣言の登録普及促進について広報を行う。	・県ゼロカーボン宣言事業について、市内の事業所へ周知し、登録を呼びかけた。また、ふくしまゼロカーボンアワードへの応募を呼びかけ、3事業所受賞した。	・事業所版EMSから県ゼロカーボン宣伝事業への移行に伴い、市内事業所へ周知できた。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
コミュニティセンター運営事業〔市民協働課〕	・鶴城コミュニティセンターの館内全照明のLED化工事を実施する、また引き続き指定管理者において、節水節電に取り組むと同時に、利用者へ呼びかけを行う。	・鶴城コミュニティセンター館内全照明LED化工事を実施した。また、指定管理者において節水節電の呼びかけを実施し、張り紙を掲示した。	・事業計画通り省エネ化に取り組むことができた。
LED防犯灯設置事業〔危機管理課〕	・町内会が設置するLED防犯灯へ補助金を交付する。	・町内会等により、344灯のLED防犯灯が設置され、各町内会において省エネや電気料金の削減などLED化のメリットが認識された。	・各町内会において省エネや電気料金の削減などLED化のメリットが認識された。
ノーカーへの協力依頼〔生涯学習総合センター〕	・市ホームページや利用案内のパンフレット、館内の掲示等により、相乗りや公共交通機関の利用の協力依頼を継続して行う。	・駐車台数の制限もあるため、會津稽古堂のホームページや利用案内のパンフレットなどに相乗りや公共交通機関の利用について掲載し、協力を求めた。	・ノーカーへの協力依頼を通じ、市民の健康維持・増進、温室効果ガスの排出削減及び公共交通機関の維持・活性化を図った。
北公民館照明器具LED化工事〔北公民館〕	・事務室及び日本間の照明のLED化	・事務室及び日本間の照明のLED化の実施	・館内照明のLED化により省エネルギー化が図られた。
湊公民館照明器具LED化工事〔湊公民館〕	・館内照明のLED化並びにトイレ照明に人感センサーを設置	・蛍光灯176本 ⇒LED135本 男子、女子、多目的の3箇所のトイレに人感センサーを設置	・令和4年度と令和6年度の工事で館内照明のLED化が完了。 LED化と人感センサー導入により省エネルギー化が図られた。

◇電化に取り組みます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
地球温暖化対策推進実行計画の推進〔庁舎の省エネルギー対策〕〔環境共生課（環境G）〕	・令和5年度において市に、施設や事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、基準年度比で34.1%削減することができた。	・令和5年度の市に施設や事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、基準年度比で34.1%削減することができた。	・令和5年度実施計画の見通しであった12,522,844kg-CO ₂ を下回ることができた。
家庭や事業所における空調機器の電化の促進〔環境共生課（環境G）〕	・化石燃料ではなく、電気を用いる空調機器への切り替えについて、経済的な効果や排出量の削減効果を示しながら、ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク、ホームページや市政だよりなどで示していく。	・脱炭素推進補助金を2社に交付し、高効率空調への更新を補助した。うち、(株)ヨークベニマルについては、ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク総会（書面開催）において、空調の更新による効果や補助制度の有用性等の説明を行った。	・補助金を交付した2社では、空調の更新によりCO ₂ 排出量の他、電気使用量の削減も図ることができ、この成果を広く周知することができた。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
スポーツイベントにおける電化の推進 〔文化スポーツ課〕	・鶴ヶ城ハーフマラソン大会において、ステージイベントや各種ブースで使用する電力について、電気自動車の活用を推進する。その他、先導車や場内誘導等において電気自動車を活用する。	・鶴ヶ城ハーフマラソン大会の特設ブースの電力について水素燃料電池車を活用した。また、関係車両として、先導車にハイブリット車を活用した。	・スポーツイベントを通じて、環境に配慮した取組を実施することができた。また、水素燃料電池車や自動車の電化についてPRできた。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの提案

国では今から約10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する「新しい豊かな暮らし」を提案をしています。このような生活を目指して、自分のできるところからはじめてみませんか。



取組 1－2 再生可能エネルギーの地産地消を推進します（新エネルギービジョン）

◇再生可能エネルギーの供給量を増やします

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業〔環境共生課（環境G）〕	・ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた取組として、本市における再生可能エネルギーの地産地消を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保全についての意識啓発や災害時の電源確保等を図る目的で、住宅用太陽光発電システム等の設置者に対し、予算の範囲内において住宅用太陽光発電システム等設置補助金を交付する。	・令和6年度は30件と令和5年度の申請の20件より多くの申請があり、設置する市民の方が多くなっている傾向である。市民の環境保全や省エネに向けての意識向上になった。	・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク会員や各事業所又はホームページやFMあいづなどで補助金を広く周知できた。昨年度より多くの申請があり、交付できた。
バイオマス活用推進事業〔環境共生課（環境G）〕	・市ホームページにて、廃食用油等の利活用方法や、ペレットストーブの利用等について周知する。	・ホームページにおいて、ペレットストーブを活用している家庭や学校等の感想を掲載し、環境フェスタでも周知を行った。	・廃食用油等の利活用方法や、ペレットストーブの利用などについては、継続して周知を行ってきていることから、一定の周知はされていると思われる。
太陽光発電や風力発電など自然エネルギーの有効活用を図るための情報の収集・活用の検討〔環境共生課（環境G）〕	・自然エネルギーの有効活用を図るための情報の収集・活用の検討を行う。	・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク総会（書面開催）において、会津産再生可能エネルギーの地産地消等について議論し、アドバイザーから講評を受けた。	・令和7年4月から、一部の市有施設において会津産再生可能エネルギーの需給が開始となった。

◇地域の再生可能エネルギーの利用を増やします

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
水素エネルギーの活用検討〔環境共生課（環境G）〕	・市ホームページにて、国や県の水素エネルギー関連補助金等について周知を行うとともに、県に対して水素ステーション設置等に関する支援を要請し、また、関連団体との意見交換を行う。	・県に対して水素ステーション設置等に関する支援を要請し、また、関連団体との意見交換を行った。	・市内において数台の燃料電池自動車が導入されており、本市内の工場において、県内で製造された再生可能エネルギー由来の水素の利用が検討されているなど、一定の需要がみられるようになったものの、水素ステーションの導入には至っていない。

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
環境価値の地域循環サービス〔情報戦略課〕	・一般社団法人 AiCT コンソーシアムが自らの事業として環境価値の地域循環プラットフォーム（会津ゼロカーボン俱楽部）を運営する。 太陽光発電側・環境価値購入側双方のサービス利用者が増えるほど、地域におけるゼロカーボンの実現に近づくため、官民連携して市民・事業者のサービス利用者の増加に向けた周知等を行うことでサービスの自走を支援していく。	・AiCT コンソーシアム会員企業により、環境価値の地域循環プラットフォームが継続して運営された。 ・市が共催した「AiCTまつり」（主催：AiCTコンソーシアム）などの場を活用し、周知を行った。	・環境価値の地域循環プラットフォームの参加者の行動により生じた環境価値が顕在化され、地域におけるゼロカーボンの実現が促進された。
再生可能エネルギーの導入促進〔建築住宅課〕	・城前団地第6期の整備において、5.0kw の太陽光発電設備、及び太陽光発電外灯5基を設置する設計で工事に着手する予定。	・城前団地第6期の整備において、5.0kw の太陽光発電設備、及び太陽光発電外灯5基を設置する設計で工事を発注した。	・団地内に再生可能エネルギーを導入し、建物の共用部や外灯に太陽光発電の電力を利用することにより、入居者の管理費の削減や安全性の確保等を図っていく。
下水消化ガス発電設備設置〔下水道施設課〕	・R 6－7年度にて 25kw 消化ガス発電設備1台増設し、使用電力量の低減を図る。	・消化ガス発電設備増設工事を発注し、機器製作を行った。	・消化ガス発電設備増設工事を計画どおり履行している。
消化ガスを活用した冷暖房〔下水道施設課〕	・下水浄化工場において消化ガスを利用した冷暖房設備を運用し、燃料費の低減を図る。	・消化ガスを利用した冷暖房設備を運用し、燃料費の低減を図った。	・消化ガスを利用した冷暖房設備を運用したことで燃料の低減が図れた。

◇再生可能エネルギーの関連産業を育成します

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
再生可能エネルギー推進事業〔環境共生課（環境G）〕	・住宅への太陽光発電設備の設置促進のため、新たに「会津若松市住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金」を実施する。 ・大規模需要施設における再生可能エネルギーの導入促進のため、新たに「脱炭素先行地域における脱炭素化推進補助金」を実施する	・会津若松市住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金（ゼロ円ソーラー）については、申請の相談は複数あったものの、R 6年度中の申請には至らなかった。 ・大規模需要施設2社でオンラインPPAを行う事業者に対し、脱炭素化推進補助金を交付した。	・大規模需要施設2社において、当該補助金を用いたことにより脱炭素化を図ることができた。

実施事項 〔担当所属〕	R 6 年度事業計画の内容	R 6 年度事業実績	R 6 年度事業評価
再生可能エネルギーに取り組む事業者等との意見交換の場の設置 〔環境共生課（環境 G）〕	・再生可能エネルギーの発電や小売等に取り組む事業者等との意見交換会を実施する。	・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク総会（書面開催）において、発電や小売等に取り組む事業者等との意見交換を実施した。	・発電や小売等に取り組む事業者等と連携し、引き続き会津産再生エネルギーの地産地消に取り組んでいくことを確認したほか、太陽光発電と空調とEV（蓄電池）の活用で効率的な拠点EMSを取り組んでいくことを確認した。

3R + Renewable : 持続可能な未来への一歩

「3R + Renewable」は、ごみを減らし、持続可能な社会をつくるための考え方であり、私たちが日々の生活で環境を守るためにできることを示しています。「3R」は、Reduce（削減）、Reuse（再使用）、Recycle（再利用）を意味します。これに、Renewable（再生可能資源の利用）を加えることで、私たちの生活がより持続可能なものに変わります。

Reduce（リデュース）

物を無駄にしないようにしましょう。例えば、必要以上に物を買わない、食べ物を残さないなど、日々の生活で少し気をつけるだけで、ごみの量を減らすことができます。

Reuse（リユース）

物を再利用しましょう。壊れたものは修理をして、まだ使えるものは他の人に譲ることができます。

Recycle（リサイクル）

資源を再利用しましょう。例えば、ペットボトルや紙、金属などは分別してリサイクルに出すことが大切です。

Renewable（リニューアブル）

再生可能な資源を使いましょう。いつか枯渇する化石燃料から作られたプラスチックなどではなく、バイオマスプラスチックや再生紙、木などの再生可能な素材を選ぶことがポイントです。

この「3R + Renewable」を日常の中で実践することで、私たちの地球が直面する環境問題への対策に一役買うことができます。今日から一緒に、より良い明日をつくためのステップを踏み出しましょう。

取組 1-3 3R+Renewable を推進します（バイオマス活用推進計画）

◇ごみの発生を減らします

実施事項 〔担当所属〕	R 6 年度事業計画の内容	R 6 年度事業実績	R 6 年度事業評価
庁内ごみ排出量の計測〔北会津支所（まちづくり推進グループ）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津支所の燃やせるごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告する。 ・また、計測を支所職員全員が行うことにより意識向上を図り、ごみ減量化とリサイクルを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津支所の燃やせるごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告した。 ・また、計測を支所職員全員が行うことにより意識向上を図り、ごみ減量化とリサイクル推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの計量を支所職員全員が行うことで、ごみの減量化及びリサイクル促進に対する意識向上が図られている。
庁舎ごみ排出量の計測〔河東支所（まちづくり推進グループ）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き燃やせるごみの量を月2回計測し、結果を環境管理事務局へ報告する。 ・計測時において正しく分別がなされていないときは、写真を添付し、支所内所属への周知及び注意喚起を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き燃やせるごみの量を月2回計測し、結果を環境管理事務局へ報告した。 ・燃やせるごみに資源物が混入しないよう、また、水分が多いときは水切りの徹底を行うよう支所内周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・春から秋にかけ、実験的に生ごみ処理容器「キエ一口」を使用するなど、生ごみの消滅化に努めた。成果は、微生物による分解がなされ、生ごみの減量化につなげることができた。
庁舎ごみ排出量の計測〔環境共生課（環境G）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内事務事業における環境負荷の低減のため、環境マネジメントシステム推進事業を実施し、職員の共通行動の取組の一つである「廃棄物の減量とリサイクルの推進」について目標値を設定していることから、各庁舎から排出される廃棄物の量を定期的に計測し、進行管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内事務事業における環境負荷の低減のため、環境マネジメントシステム推進事業を実施し、職員の共通行動の取組の一つである「廃棄物の減量とリサイクルの推進」について目標値を設定していることから、各庁舎から排出される廃棄物の量を定期的に計測し、進行管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別ができるない場合は、庁内掲示板などで周知したり直接指導を行う等、ごみ減量化とリサイクルの推進につなげた。
県の「食べ残しそれぞれ協力店・事業所」事業の推進〔環境共生課（環境G）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークを活用し、飲食店等について、県の「食べ残しそれぞれ協力店・事業所」事業への協力について提案していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の「食べ残しそれぞれ協力店・事業所」認定店の累計が69件となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」、ホームページで食べ残しそれぞれの周知をすることができた。



実施事項 〔担当所属〕	R 6 年度事業計画の内容	R 6 年度事業実績	R 6 年度事業評価
分別資源物回収事業環境共生課〔環境共生課（ごみ減G）〕	<p>①家庭から排出される廃棄物のうち、資源物について分別収集や拠点回収により資源化を推進する。</p> <p>②資源化品目の追加について検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環促進法に基づく軟質・硬質プラスチックへの対応 ・刈草・剪定枝などの資源化検討 	<p>①各町内のごみ・資源物ステーションにおいて資源物の分別収集を実施。また、市の公共施設 12箇所において古着の拠点回収を実施し、資源化を推進した。</p> <p>資源化量 3,619,500kg</p> <p>②一部のプラスチック製品（24品目）について、4月1日からプラスチック製容器包装と一緒に資源物として収集を開始。</p>	・資源物の分別収集について、ごみ・資源物排出カレンダーの全戸配布や市ホームページ等で周知し、資源化の推進を図った。
ごみ減量化推進事業〔環境共生課（ごみ減G）〕	<p>①資源物回収事業（集団回収）の推進を図る。</p> <p>②有価物抽出事業による燃やせないごみから金属等の抽出を行う。</p> <p>③生ごみ削減の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化事業補助金と生ごみ処理容器キエ一口拡大による家庭での生ごみ削減の取組 ・3010運動による食品ロス削減の推進 <p>④3 Rの推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ、マイボトル、マイ箸の推進 ・店頭回収の推進 ・適正包装等の推進 ・粗品等配布の見直し 	<p>①実施団体数 168 団体 回収量 971,463kg 奨励金額 2,914,389円</p> <p>②受入量 1,808,970kg 有価物抽出量 645,100kg</p> <p>③ごみ減量化事業補助金 61 件 319,900円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キエ一口学習会 実施回数 2回 参加人数 66名 ・3010運動 3010運動のチラシを作成し、7団体に対し周知啓発と食品ロス削減への取組協力を依頼。 ④「リデュースの推進」としてへらすべえやごみカレンダーで広報を実施。また、店頭回収については令和6年度から「資源物回収スポットマップ」をホームページで公開。 	・ごみ減量化に向けた各種取り組みを推進することができた。
給食施設生ごみリサイクル事業〔環境共生課（ごみ減G）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処分業の許可を有する事業者の施設において、給食施設から排出される調理くずや、残飯等の生ごみを堆肥化処理することで、資源の有効利用とごみの減量化を図る。 ・また、堆肥化処理した生ごみを学校での教育活動に活用してもらうことにより、リサイクル等の意識の啓発を図っていく。 	<p>・学校給食生ごみリサイクル事業処理量 74,280kg (内訳) 荒川産業 42,580kg 佐藤総業 31,700kg</p> <p>・完熟たい肥提供実績 98袋 (1,274kg)</p>	・生ごみの堆肥化により、燃やせるごみの削減とリサイクル量の増加につながった。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の推進〔環境共生課（ごみ減G）〕	<p>①本市の廃棄物施策の進行管理を行う。</p> <p>②ごみ排出量の計測や可燃ごみ組成分析の実施による本市のごみ排出実態を把握する。</p> <p>③ごみ減量施策の一つとしてのごみの有料化を検討する。</p> <p>④事業系ごみの適正排出、減量に向けた取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正排出の推進 ・事業系ガイドブックを活用した啓発 ・事業所から排出される紙類・生ごみの資源化 ・搬入検査の実施検討 	<p>①②③会津若松市一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月改訂）で重点目標に定めた燃やせるごみの排出量の目標達成に向け、ごみ緊急事態宣言による市民・事業者と危機意識を共有した燃やせるごみの集中的な減量を経て、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入を決定した。</p> <p>④事業系ごみの適正排出、減量に向けた取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正排出の推進 ・事業系ガイドブックを活用した啓発 ・事業所から排出される紙類・生ごみの資源化 ・搬入検査の実施検討 	<p>・会津若松市一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月改訂）で重点目標に定めた燃やせるごみの排出量の目標達成に向け、ごみ緊急事態宣言による市民・事業者と危機意識を共有した燃やせるごみの集中的な減量を経て、令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入を決定した。</p>
ごみの正しい分別の情報提供〔環境共生課（ごみ減G）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ情報紙「へらすべえ」や「ごみカレンダー」の発行、ホームページでの公開による情報提供を行う。 ・市ホームページでの「家庭ごみ分別辞典」の公開や「LINE de ちゃチャット問い合わせサービス」、「福島県環境アプリ」を活用し情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ情報誌「へらすべえ」を6、9、12、3月の4回発行 ・ごみカレンダー 年1回 3月1日号の市政だよりと同時配布 ・市ホームページでの「家庭ごみ分別辞典」「LINE de ちゃチャットお問合せサービス」「福島県環境アプリ」を紹介。 	<p>・様々な媒体により、ごみの正しい分別の情報提供を行うことができた。特にごみ情報誌「へらすべえ」では、生ごみの減量や資源化の徹底等、市の施策に合わせた情報発信ができた。</p>
ごみ減量のための市民協働の推進〔環境共生課（ごみ減G）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・18地区区長会において、「ごみ分別減量説明会」を開催する。 ・市職員によるごみステーションでの立会い・排出説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施数：16区長会 ・参加者：276名 ・実施数：140町内会 ・役員数：351名 ・排出者：331名 	<ul style="list-style-type: none"> ・16区長会において、「ごみ分別減量説明会」を開催し、140町内会でごみステーションでの立会い・排出説明を実施し、ごみ減量の市民への啓発を行うことができた。
各種事業における持ち帰り運動の推進〔文化スポーツ課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の良好な環境維持のため、今後も大会規模に応じたごみの持ち帰りと適切な収集の仕方について、各関係団体と連絡を密に行い検討及び実施することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の良好な環境維持のため、大会規模に応じたごみの持ち帰りと適切な分別や収集の仕方について、各関係団体と連絡を密に行い検討・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、各大会の開催にあたり、関係団体に協力を要請しながら、適切なゴミの持ち帰り、分別・収集を行っていく。
作業服のリサイクル〔人事課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の不要な作業服を回収し、新たな繊維へとリサイクルすることにより、ごみの発生を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合計 242.5kg の作業服等を回収し、再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業服のリサイクルにより、ごみの削減につながった。

◇資源の循環、バイオマス資源の活用に取り組みます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
浄水汚泥ケーキの減量及び有効活用〔上水道施設課〕	・浄水で発生した汚泥ケーキの減量や有効活用に取り組む。	・浄水で発生した汚泥の一部を、グラウンドの土にリサイクルしている業者に有価で売却した（全発生土446.56t中352.32t）。	・浄水で発生した汚泥を脱水により減量化した。一部をグラウンドの土にリサイクルしている業者に有価で売却した
下水汚泥の有効利用〔下水道施設課〕	・下水汚泥の肥料化委託量の増加、処理場内肥料化の促進を図る。	・肥料化の促進を行い、公共下水汚泥の73.7%について肥料化を行った。	・肥料化の促進を行い、公共下水汚泥の肥料化70%以上を維持している。
一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の法令に基づく適正な業の許可・器材検査〔環境共生課（ごみ減G）〕	・法令に基づき適正に許可することで、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業を継続的かつ安全的に実施し、市民の衛生的な生活環境を維持する。	・一般廃棄物収集運搬業許可の更新手続きの実施及び器材車両の検査。 ・許可更新件数（定期） 許可証 11件 器材検査 22件 ※特定家庭用機器再商品化法対象（市外） ・器材検査（随時分） 10件	・法令に基づき適正に許可することで、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業を継続的かつ安全的に実施し、市民の衛生的な生活環境を維持することができた。
廃棄物収集運搬処理事業〔環境共生課（ごみ減G）〕	・一般廃棄物（家庭から出る生活系ごみ、粗大ごみ、川ざらい土砂、小動物死体）を収集運搬し適正に処理する。	・家庭から出る生活系ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）の収集について、事業者に委託し収集運搬を実施。 ・粗大ごみについて、直営で収集運搬を実施。 ・全市一斉清掃で排出される川ざらい土砂について、仮置場での一時保管並びに委託による最終処分場への運搬及び埋立処分を実施。 ・小動物死体について、直営で収集運搬及び焼却を実施。	・一般廃棄物を収集運搬し適正に処理することで、ごみの放置による悪臭や害虫の発生、生活環境の悪化を防ぎ、清潔な環境を保った。
会津若松地方広域市町村圏整備組合による適正な一般廃棄物の中間処理・最終処分〔環境共生課（ごみ減G）〕	・本市の一般廃棄物の処理、処分にあたり、会津若松地方広域市町村圏整備組合の取組に参画し、適正に中間処理・最終処分を行う。	・処理実績 ・ごみ 46,686 t ・し尿 11,468kℓ	・本市の一般廃棄物を会津若松地方広域市町村圏整備組合の取組に参画し、適正に中間処理・最終処分を行った。

みんなで取り組んで
ごみをへらそう！



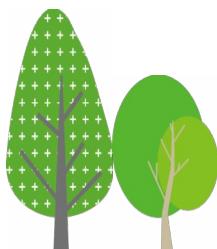
◇環境に配慮した商品やサービスを選択します

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
エシカル消費の推進〔市民協働課〕	・エシカル消費の認知度向上、市民の意識向上のために、市民向け講座の開催や出前講座の実施、市主催イベントへの出展を行う。	・エシカル消費の認知度向上、市民の意識向上のために、出前講座の実施、市主催の環境フェスタ、地産地消まつりへの出展を行った。 市民向け講座（2講座）の開催については、参加者が少なく中止とした。	・環境フェスタや地産地消まつりでは、親子でエシカル消費に関する認証ラベルについて興味を持たれた方が多かった。少しずつではあるが、市民の関心は高まりつつある。
「うつくしまエコリサイクル製品」認定事業の推進〔環境共生課（環境G）〕	・「うつくしまエコリサイクル製品」の積極的な活用と、認定登録を推進する。	・市内認定事業者0件	・市内における認定事業者、製品数が0件であり、該当取組の周知を十分に図ることが出来なかった。

取組1-4 温室効果ガス吸収源対策等を推進します

◇森林などの温室効果ガス吸収源を保全します

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
地域内交通の利用促進〔北会津支所（まちづくり推進グループ）〕	・地域内交通「北会津ふれあい号」について、利用状況の定期的な確認・検証、利用者の利便性の向上につながる取組と持続可能な公共交通のための調査・研究を地域住民とともに進める。	・利用促進策について協議し、新たに定期券・障がい者割引・運転免許返納者割引を導入した。	・利用者は、新型コロナ後に減少し、その後も横ばいの状態が続いている。 ・利用者の要望を把握しながら、利用促進の取り組みを進める。



実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
路線バスの利用促進〔企画調整課〕	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町村に跨る広域路線バスの再編に向け、引き続き、県及び関係市町村と連携し、協議・検討を進めるとともに、市地域公共交通計画及び市地域公共交通計画アクションプランに基づき、当該計画の具現化に向け、各事務事業の推進を図る。 また、高齢者等の移動手段の確保・支援に向け、新たなモビリティのあり方について、交通事業者等と連携しながら調査・研究を行い、本格運行にむけて取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町村に跨る広域路線バスの再編に向け、「会津圏域公共交通活性化協議会」に参画し、県及び関係市町村と連携し、協議・検討を進めた。市地域公共交通計画及び市地域公共交通計画アクションプランに基づき、当該計画の具現化に向け、各事務事業の推進を図った。 高齢者等の移動支援に資する新しいモビリティサービスについて、地元交通事業者やICT関連企業等により構成する「会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会」に参画し調査・研究を進めるとともに、AI オンデマンドバス「MyRide どこでもバス」の実証実験を継続した結果、令和7年2月から本格運行を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 県や関係市町村との協議により路線見直しを図ったほか、「MyRide どこでもバス」の本格運行導入を支援するなど、関係機関等と連携を図りながら市計画に基づく利便性向上等の取組を実施したことで、公共交通（バス・タクシー）の利用促進に寄与した。
鉄道の利用促進〔企画調整課〕	<ul style="list-style-type: none"> 会津鉄道・野岩鉄道に対して施設修繕等への支援を行うとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を通じて両鉄道の利用促進を図るべく、会津の地域住民が利用する場合の運賃助成や広報誌掲載によるPRなど各種取組を行う。 JR只見線については、市民を対象にツアーを実施することで只見線の魅力を伝えるとともに、只見線利活用推進協議会等への参画を通じて他自治体・関係団体等と連携しながら只見線の利用促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 会津鉄道、野岩鉄道に対して施設修繕等への支援を行うとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を通じて利用促進事業に取り組んだ。 協議会の会議開催数 総会 (1回) 幹事会 (2回) 主な利用促進事業の内容：会津の地域住民が利用する場合の運賃助成、絵画コンクールやフォトコンテストの実施 JR只見線については、夏休み期間中に小学生を対象にツアーを実施するとともに、6月に大人向けツアーも実施し、関係団体等と連携しながらJR只見線の利用促進事業に取り組んだ。 ツアーの実施回数： 小学生 2回、大人 2回 (参加者総数 74名) 利用促進事業の内容：特別列車のおもてなし等 	<ul style="list-style-type: none"> 各協議会における取組のほか、関係機関・団体との連携を図りながら会津鉄道・野岩鉄道及びJR只見線の利用者増加にかかる様々な取組を実施し、鉄道の利用促進及びその確保・維持に寄与した。

実施事項 〔担当所属〕	R 6 年度事業計画の内容	R 6 年度事業実績	R 6 年度事業評価
公共交通空白地域の解消に向けた移動手段の導入〔企画調整課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・湊地区において、地域住民組織が主体となった地域内交通の運営・運行への支援を継続するともに、集落支援員や自家用有償旅客運送制度などの活用をとおした持続可能な地域内交通に向け、取組を行う。 ・北会津地区、河東地区においても、地域住民組織との連携によるデマンド型乗合交通の運行継続と利用促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・湊地区において、地域住民組織が主体となりた地域内交通の運営・運行への支援を継続するともに、集落支援員や自家用有償旅客運送制度などの活用をとおした持続可能な地域内交通に向け、取組を行った。 湊地区利用者数 1,096 人 ・北会津地区、河東地区においても、地域住民組織（北会津地域づくり委員会、河東地域づくり委員会）と連携し、デマンド型乗合交通の運行継続と利用促進に取り組んだ。 北会津地区利用者数 1,370 人 河東地区利用者数 272 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内郊外部の公共交通空白地域において、住民が主体となった乗合デマンド交通の導入とその継続運行が実現している。また、住民主体による利用促進策の推進を支援することで、公共交通の利用促進に寄与した。
地域内交通の利用促進〔河東支所（まちづくり推進グループ）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通「みなづる号」について、利用状況の定期的な確認・検証、利用者の利便性の向上につながる取組と持続可能な公共交通のための調査・研究を地域住民とともに進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河東地域づくり委員会交通環境部会を4回開催し、利用状況の分析や利用促進策の検討を行うほか、乗車体験イベントを開催したり、地区に出向いて需要調査をしたりした。また、利便性向上に向けた取組として、令和6年10月から目的地及び地区乗降場所を増設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段を持たない高齢者等にとって医療機関、商業施設、公共施設への移動手段が確保された。
幹線道路の整備、道路案内標識の整備〔まちづくり整備課〕	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（本町工区） <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の取得 ・事業用地内の埋蔵文化財発掘調査 ○市道幹 I -22 号線 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の取得 ○市道幹 II -13 号線 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道橋梁の整備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（本町工区） <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の取得 $A = 220.10 \text{m}^2$ ・埋蔵文化財発掘調査 $A = 441.04 \text{m}^2$ ○市道幹 I -22 号線 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の取得 $A = 265.46 \text{m}^2$ ○市道幹 II -13 号線 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道橋梁の整備 $L = 11.3 \text{ m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得や歩道橋梁の整備により計画的な道路整備が図られた。

◇二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減に取り組みます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
フロン類および代替フロン類等の排出量の削減の推進 〔環境共生課（環境G）〕	・国や県、事業者等と連携し、フロン排出量削減のための研究や、フロン類を使用しない製品の利用の推進を図る。	・フロン使用機器管理手順書に基づき、府内において該当機器を使用している建物等の管理者に対し、「冷媒漏えい点検・整備記録簿」の提出を依頼し、フロン類算定漏えい量の算出、機器の台数等の把握を実施。	・フロン類第一種特定製品において、点検実施率は100%であり、算定漏えい量においても1,000t-CO ₂ 未満であり、国への回答は不要であった。

取組1－5 気候変動への適応を推進します（気候変動適応計画）

◇気候変動の影響についての知識・理解を深めます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
気候変動適応計画推進事業 〔環境共生課（環境G）〕	・気候変動による影響について情報収集や検証を行うとともに、熱中症等の対策を進める。	・熱中症警戒アラート（若松観測地点の暑さ指数33以上）が4度発令、その際にホームページやあいべあ等を活用し、市民や府内へ周知を実施した。また、クーリングシェルターやふくしま涼み処の拡充依頼を実施した。	・アラート発令時の市民、府内への通知を予定通り運用できた。クーリングシェルター、ふくしま涼み処ともに、公共施設4か所を新規追加した。



特集 市域における温室効果ガス排出量等実質ゼロを目指して ～「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」～

(担当課：環境共生課)

本市は、令和3（2021）年12月27日、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行いました。

これは、2050年までのできるだけ早い時期に、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロ（※）にすることに、全市一丸となって取り組む決意を表明するものです。

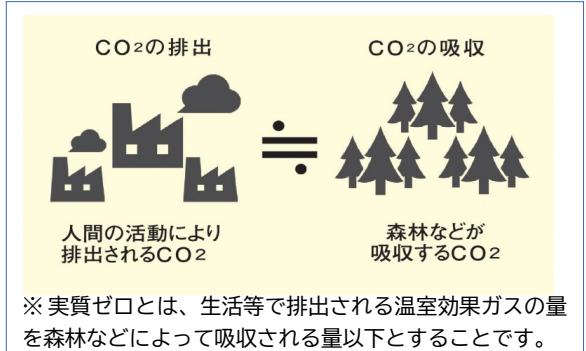
1 ゼロカーボンシティ会津若松を宣言した理由

近年、世界各地で地球温暖化が原因の一つとされる異常気象や災害が多発しており、本市でも、平均気温は上昇傾向にあることが明らかになっています。

この地球温暖化は、私たちの生活や活動によって排出される、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因とされています。

現在、国内外において、温室効果ガスの排出量の削減に関する取組が急速に進められているところでありますが、温室効果ガスは、様々なエリア、様々な主体、様々な活動から排出されており、全ての人が削減に向けた努力をすることが必要です。もちろん、この会津若松市でも、市民・事業者・行政が取り組む必要があります。

私たちが愛する歴史ある会津若松市を、未来の世代に引き継ぐためには、温室効果ガスの排出量を、今すぐ減らす必要があります。このようなことから、市の強い決意を示し、市民・事業者・行政の協働を呼び掛けるため、この「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行いました。

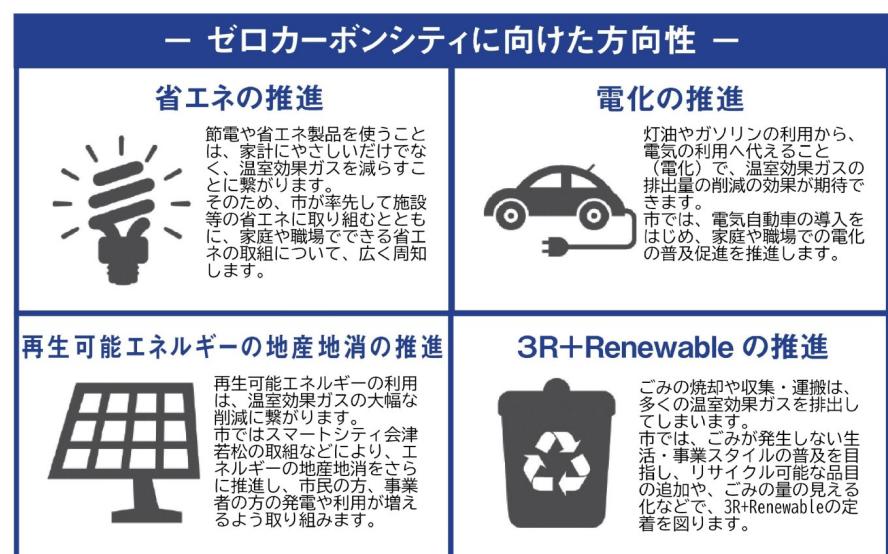


2 ゼロカーボンシティ会津若松に向けた取組の基本的な考え方

本市の温室効果ガス排出量の8割以上は、エネルギー（主に石油や石炭などの化石燃料）を使用することによって排出される二酸化炭素です。

また、本市は、一人一日当たりのごみ排出量が多く、ごみの運搬や燃焼等で排出される温室効果ガスも問題になります。

そこで、ゼロカーボンシティ会津若松の実現を図るため、国や研究機関等の考え方を参考として、「省エネの推進」、「電化の推進」、「再生可能エネルギーの地産地消」及び「3R+Renewable の推進※」の4点を進めてまいります。



※3R+Renewable（スリーアールプラスリニューアブル）とは「物を大切に使い、ごみを減らすこと」、「使える物は繰り返し使うこと」、「ごみを資源として再び利用すること」及び「紙や木、バイオマスプラスチックなど持続可能な資源を使うこと」を指します。

3 ゼロカーボンシティ会津若松に向けた市の計画

ゼロカーボンシティ会津若松を実現するため、以下の二つの計画に基づいて、具体的な取組を進めていきます。

地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	市域全体の温室効果ガス排出量の削減等の施策に関する計画。 (例) 住宅への再エネの導入など	34ページ参照
地球温暖化対策推進実行計画 (事務事業編)	市役所自らの事務事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する計画。 (例) 庁舎の節電や公用車のEV化など	38ページ参照

市民の皆さん・事業者・行政が一体となり、「ゼロカーボンシティ会津若松」を必ず実現させましょう。皆さんのご協力をお願いします。



4 ゼロカーボンシティ会津若松宣言文

私たちが愛する会津若松市は、周囲には広大な山々や猪苗代湖があり、豊かな自然にあふれています。

また、城下町として、長きにわたって伝統や文化が受け継がれ、「ならぬことはならぬ」という言葉に代表される什の掟により培われた會津人の心が、今も息づいています。

私たちは豊かな自然を守り、先人たちが築いてきた歴史を誇りに思い、誰もが幸せに暮らしていくけるまちをつくり、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年、この会津若松市でも、猛暑・豪雨・少雪などの地球温暖化の影響が強く実感されるようになり、災害の増加や農作物への被害等の懸念が高まっています。

この地球温暖化は、私たち一人ひとりの社会経済活動によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増えたことが原因であるとされています。

私たちが愛する会津若松市を未来の「あいづっこ」に引き継ぐために、市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の削減に取り組むことが、今私たちが「やらねばならぬこと」です。

このような強い決意のもと、ここに、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言します。

令和3年12月27日 会津若松市長 室井 照平

ゼロカーボンシティ会津若松宣言のロゴマークについて

「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」と、その内容が広く認知され、理解されることが重要であることから、様々な方に注目され、愛着を感じていただける、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の象徴であるロゴマークの募集を令和4年度に行いました。

公募について

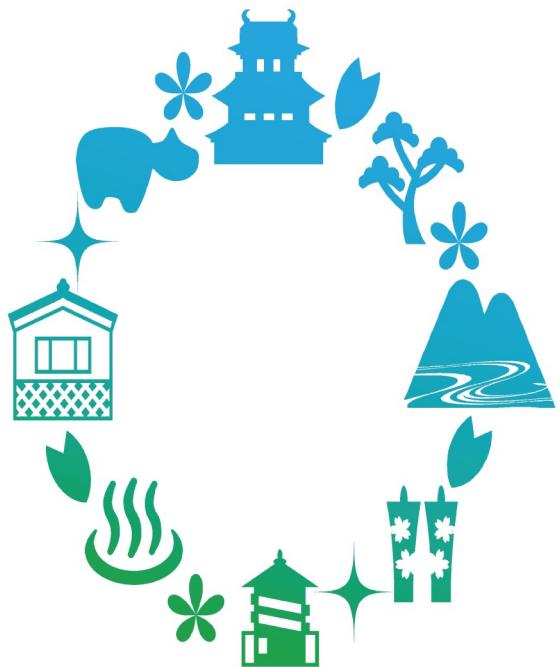
- ・ 応募期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月10日（火）
- ・ 応募者数：93名 応募点数：144件
- ・ 市民の皆様からの投票により、最も票を得たものを決定しました（総投票数 950票）。

【デザインコンセプト】

「未来に向かっての新しい取り組みを、会津若松市民全員に参加・協力してもらいたい」

そんな願いを込めてデザインされたロゴマークです。会津若松にちなんだイラストで、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の最初のゼロ=「0」を表現し、文字も、みんなにわかりやすい、カタカナ、ひらがなとなっています。

（1つ1つのイラストについては、上から時計回りに、お城=鶴ヶ城、桜の花びら=鶴ヶ城の園内のソメイヨシノや石部桜など、松=市の木（アカマツ）でもあり鶴ヶ城や御薬園の松、花びら=会津若松の豊かな自然の中で、季節毎に咲く花々、山・水の流れ=磐梯山、猪苗代湖、ろうそく=会津絵ろうそく、キラキラ=ゼロカーボンシティに向けて活動する市民ひとりひとりの希望の光、建物=さざえ堂、温泉マーク=東山温泉、芦ノ牧温泉、蔵=古い街並みの土蔵や酒蔵、牛のカタチ=赤べこ を表しています。）



**ゼロカーボンシティ
あいづわかまつ**

このロゴは、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」の実現に関する市の意識啓発や各種取組に使用するほか、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」の趣旨に賛同される個人・事業所の皆様もご使用いただけます。会津若松市のゼロカーボンシティの実現に向け、ぜひ積極的にご活用ください！

ロゴの使用をご希望の方は、環境共生課までご連絡ください。

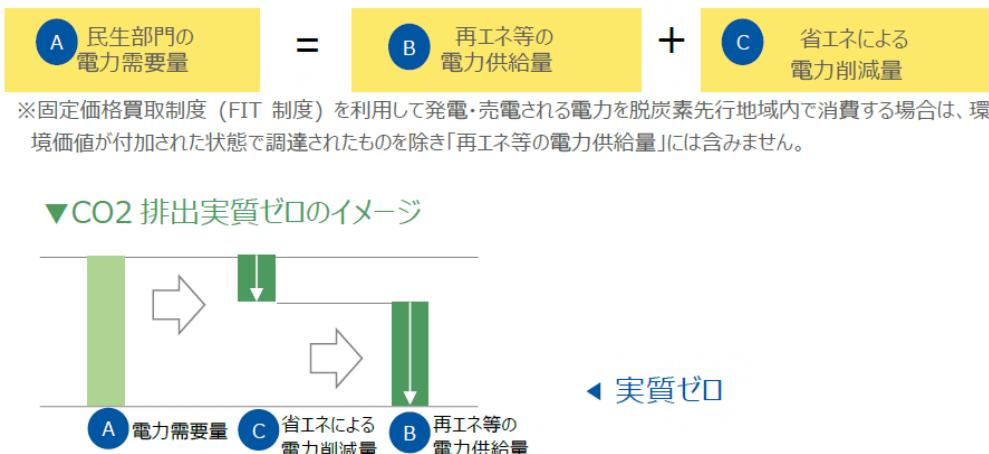
◆最新トピック◆

**特集 市域における温室効果ガス排出量等実質ゼロを目指して
～「脱炭素先行地域」～**

(担当課：環境共生課)

本市は、スマートシティやゼロカーボンシティ会津若松を実現するための取組として、国の「脱炭素先行地域」に応募し、令和5年4月28日付けで選定を受けました。「脱炭素先行地域」は、国（環境省）が全国で100箇所程度選定する「脱炭素のモデル地区」です。選定された脱炭素先行地域内では、2030年までに民生部門の施設（住宅や店舗やオフィスビル等）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すものであり、脱炭素に向けた省エネ改修や再エネ導入などの取組に対して、5年間の期間、交付金が交付されます。

脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に対して、同地域内の再エネ等の電力供給量及び省エネによる電力削減量の合計が同等とすることで、実質ゼロを達成します。



(出典) 環境省「脱炭素先行地域づくりガイドブック」

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	R5	R6	R7		
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
26	20	16	12	9	7
(79)	(50)	(58)	(54)	(46)	(15)

※選定後に3提案が辞退

中国ブロック(12提案、2県15市町村)
鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県
島根県 松江市、邑南町
岡山県 津戸内市、真庭市、西粟倉村
広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県
山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)
福岡県 北九州市他17市町・福岡市、うきは市
長崎県 長崎市・長崎県、五島市
熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市
鹿児島県 日置市、知名町・和泊町
沖縄県 宮古島市、与那原町



(出典) 環境省ホームページ
(令和7年9月現在)

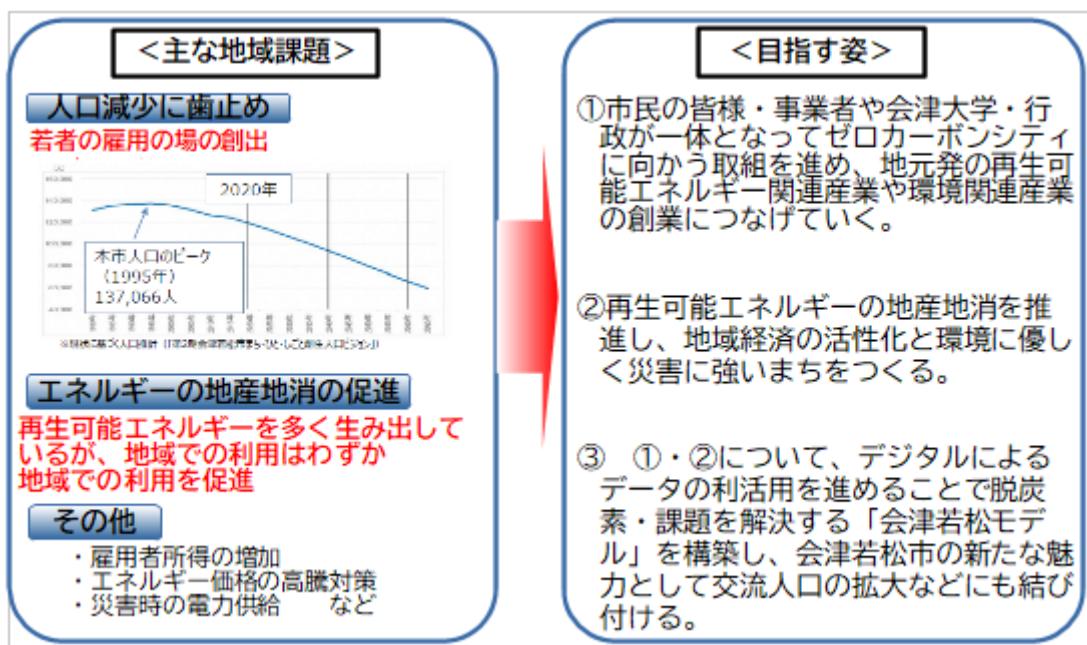
1 脱炭素先行地域で目指す姿

脱炭素先行地域の選定に当たって国に提出した「脱炭素先行地域計画提案書」の趣旨に沿い、令和6年度から国の交付金を活用し、例えば、省エネや再エネの導入等、脱炭素に繋がる取組を進めています。

取組の実施により先行地域の脱炭素を直接的に推進することはもちろん、取組に当たってデジタル技術を活用することで、再エネの発電、需要のデータを地域に蓄積し、可視化・利用できるようにしていきます。

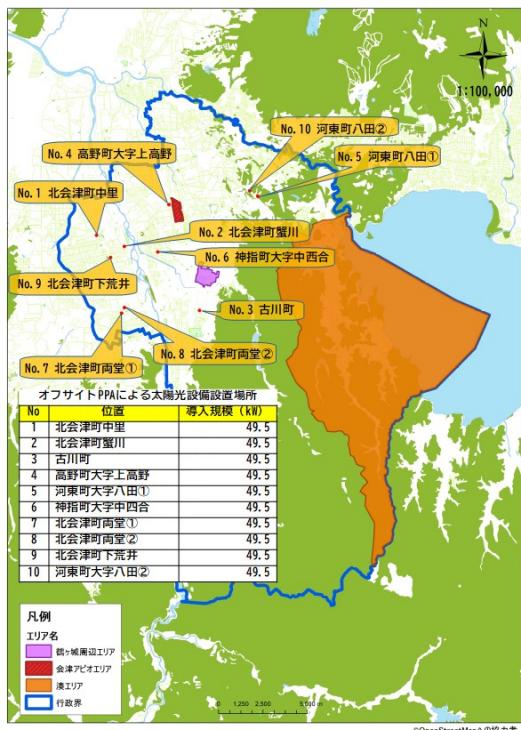
地域の再エネを集約・調整し、安価・効率的に活用する仕組・体制をつくり、脱炭素先行地域のみならず全ての市民の皆様や事業者の方々が、地域の再生可能エネルギーを安価に利用できるようにしていきます。

併せて、地域において関連産業の育成等も同時に図り、脱炭素と地域課題（産業育成、人口減少）の解決を目指します。

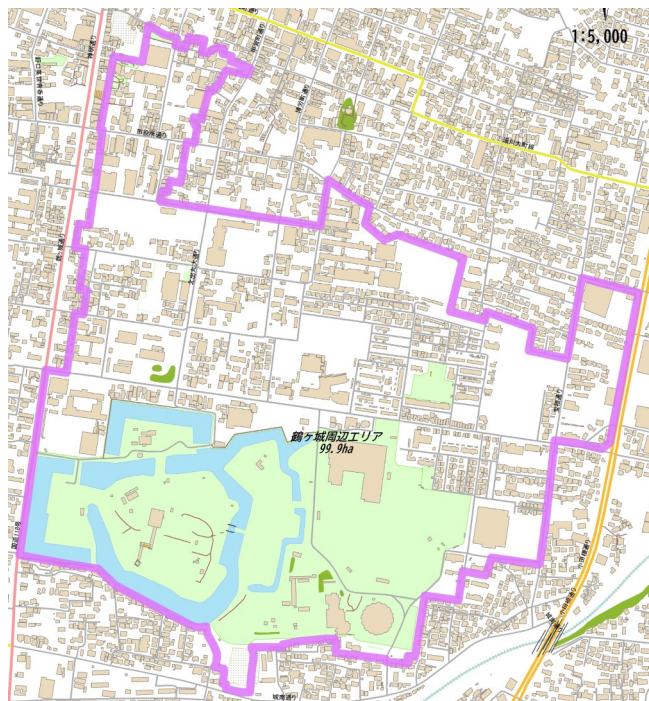


2 国から選定された本市の「脱炭素先行地域」

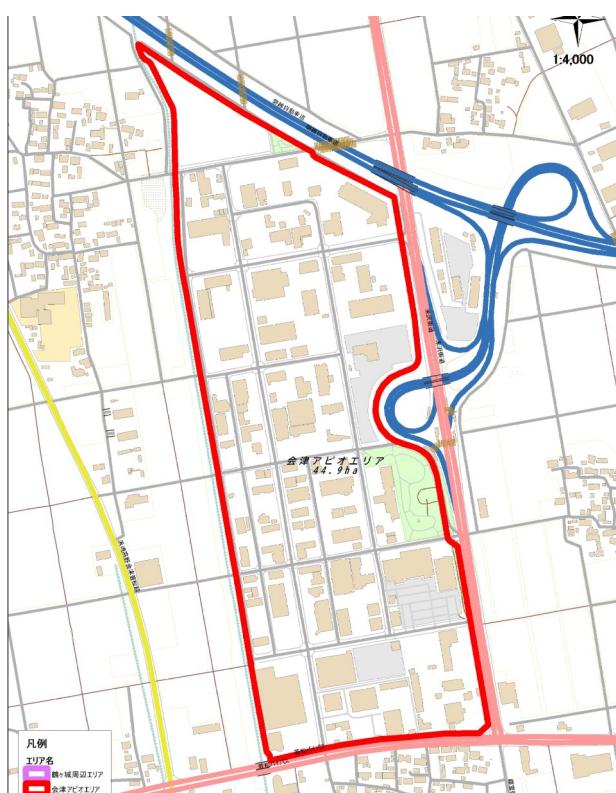
全体像



鶴ヶ城周辺エリア



会津アピオエリア



湊エリア



◆最新トピック◆

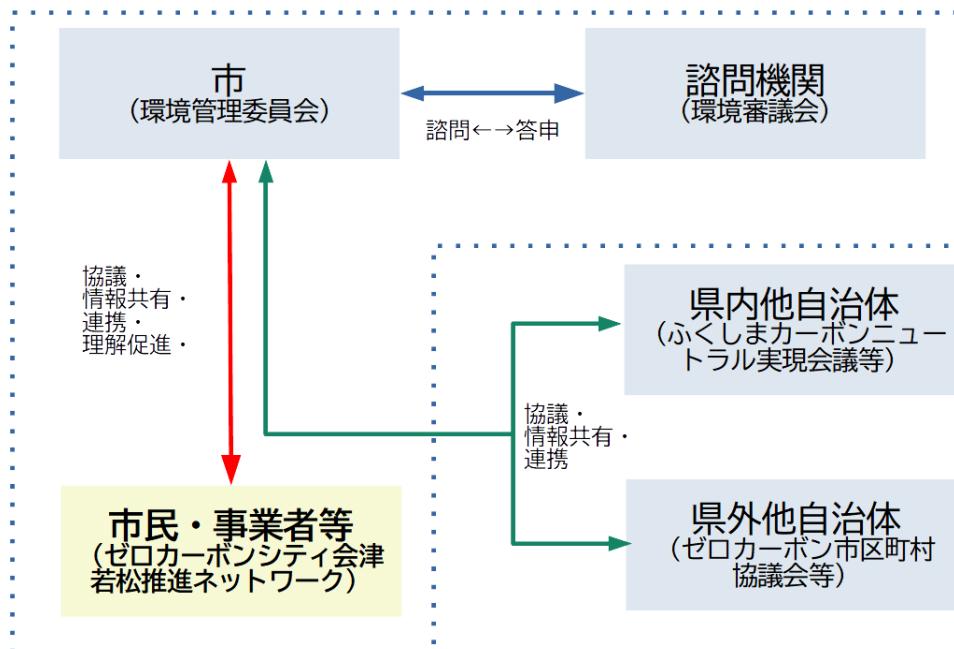
**特集 市域における温室効果ガス排出量等実質ゼロを目指して
～「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」～
(担当課：環境共生課)**

「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現に向けては、脱炭素と同時に様々な地域課題を解決するためには、市民・事業者・行政の垣根なく、様々な関係者がそれぞれの立場で、現状や課題、ニーズなどの認識を共有し、協力し合うことが必要不可欠です。

そのための枠組として令和5年8月に設立したのが、この「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」です。このネットワークは、市民の皆様お一人おひとりや、事業者の方々に幅広く会員としてご参加いただき、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けて相互に連携、意見交換、情報共有、理解促進などを行い、ゼロカーボンシティ会津若松の実現を全市一丸となって目指す枠組です。

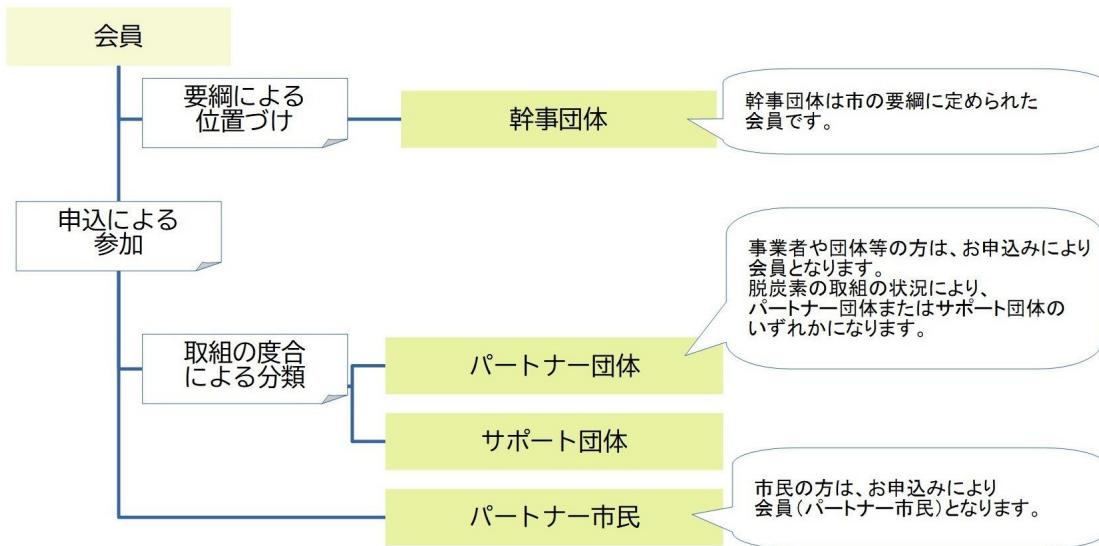
1 位置づけ

ネットワークは、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けて市民・事業者・行政が連携した取組を推進するために、市が設置した枠組であり、相互連携、意見交換、情報共有、理解促進及びその他必要な活動を行うものです。市では、ネットワークの活動を、市の施策に反映するのはもちろん、県内外の自治体との連携にも活かしていきます。



2 ネットワークの会員

ゼロカーボンシティ会津若松の実現に共に取り組んでいただく市民の方、事業者や団体等は、お申込みにより会員になっていただけます。いずれも会費等はありません。また、会議への出席は必須ではありません。



※脱炭素への取組が進んでいる事業者・団体については「パートナー団体」として登録し、この「パートナー団体」には市広報媒体やネットワークでのPRなどメリットを提供する予定です。詳細については、現在、検討中です。

3 ネットワークの活動

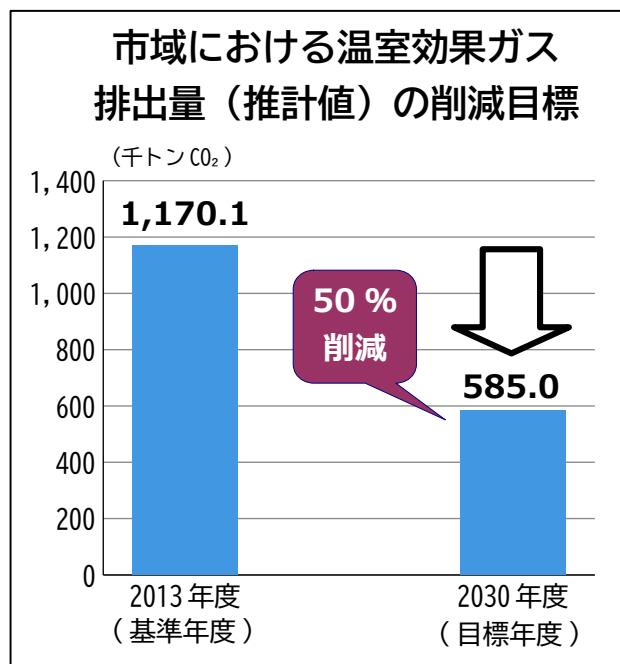
- 各種会議に参加することができ、会津若松市の地域脱炭素の状況について詳しく知ることができます。
- 市役所や多種多様な市民や団体等と意見交換やマッチングを図ることができます。特に市民の方にとっては節約術、事業者の方にとっては経営改善につながる機会があります。
- 市や県、国の省エネや太陽光発電、電気自動車の導入に関する支援制度や補助金について、メールなどでタイムリーに情報をお届けします。
- その他、会員の特典について検討しています。

特集 市域における温室効果ガス排出量等の現状 ～「第2期会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」～ (担当課：環境共生課)

市では、市域における温室効果ガス排出量削減に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、「第2期会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「会津若松市第3期環境基本計画」と統合して取組を進めています。

この中で、再生可能エネルギーや電気自動車の普及促進、省エネやごみの減量を進めることにより、市域における温室効果ガス排出量を基準年度（平成25年度（2013年度））と比較して、1,070.1千トンCO₂から585.0千トンCO₂まで減少させ、令和12年度（2030年度）までに50.0%削減することを目指しています。

なお、以下では、温室効果ガス排出量等の推計に使用する各種統計の都合上、令和3年度（2021年度）の実績値を最新データとして掲載しています。



■ 参考 ■ 地球温暖化対策をめぐる動向

地球温暖化は、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるのみならず、地球上のあらゆる動植物に大きな被害を及ぼすことが懸念され、問題となっています。現在、地球温暖化の主な要因とされる温室効果ガスの排出量削減に向け、世界各国で対策が進められています。

なかでも、2015年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出量削減等に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が合意され、翌2016年11月に発効しました。「パリ協定」では、世界全体の平均気温の上昇を2℃より下方に抑えることなどが目標として掲げられ、締約国に温室効果ガス排出量削減や気候変動による悪影響への対処などの取組が義務づけられています。

こうした中、国では、令和3年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で、令和12年度（2030年度）に46%削減することを目指し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けて行くという目標を掲げて、取組を強化しており、地方公共団体においても積極的な地球温暖化対策が求められています。

1 市域における温室効果ガス排出量の現状等

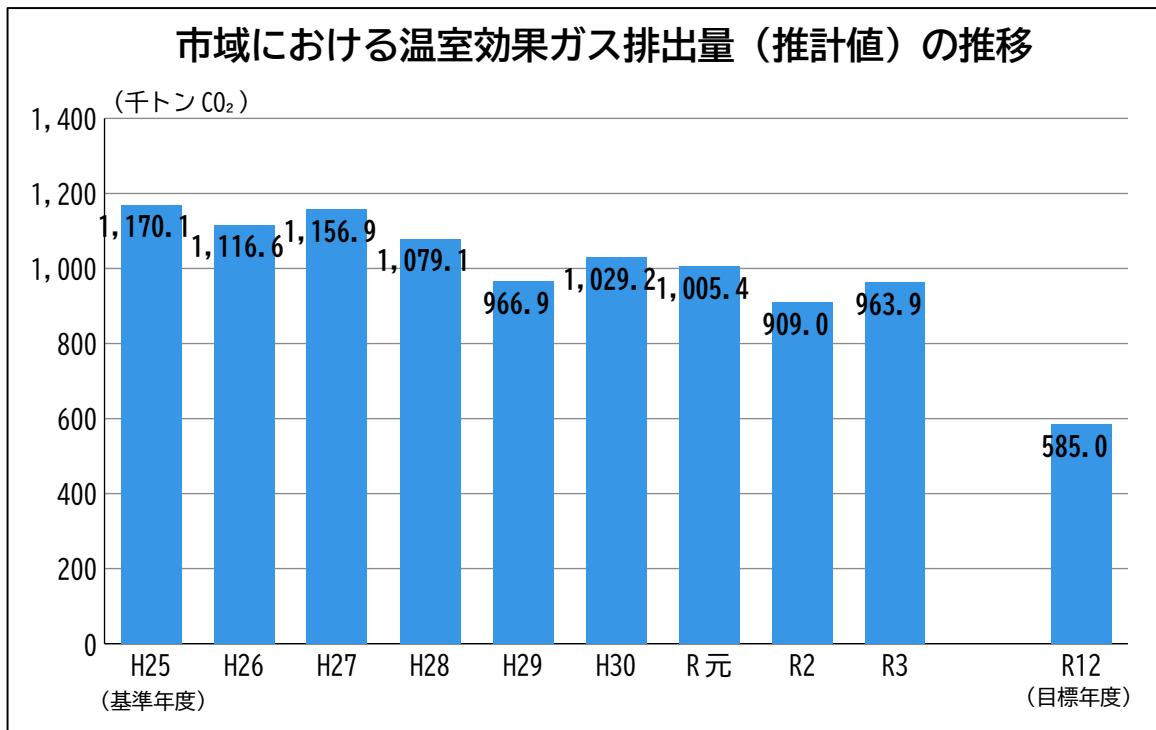
(1) 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

令和 3 年度（2021 年度）の温室効果ガス排出量は、963.9 千トン CO₂ となり、基準年度（平成 25 年度（2013 年度））と比較して 17.6% 減少し、前年度比では 6.0% 増加しました。

◆市域における温室効果ガス排出量（推計値）の現状と削減目標（単位：千トン CO₂）

年度	【基準年度】 H25(2013)年度 (基準値)	R 2(2020)年度	R 3(2021)年度	【目標年度】 R12(2030)年度 (目標値)
排出量	1,170.1	909.0	963.9	585.0

◆市域における温室効果ガス排出量（推計値）の推移（単位：千トン CO₂）



市域における温室効果ガス排出量は近年では減少傾向にあります。これは、電気の排出係数（※）が基本的に減少傾向にあることや、省エネの進展、自動車の燃費の向上等が要因として考えられます。

※排出係数：エネルギー量（電気、ガス、石油など）あたりの二酸化炭素排出量を表した数値。

例えば、ガソリン 1 リットルあたりの排出係数は、2.32kgCO₂ となります。電力の排出係数は、1 kWh の発電に伴い発生する二酸化炭素の量を表しています。排出係数は各電力会社（小売電気事業者）により異なるほか、毎年電源構成が変動するため、毎年変動します。

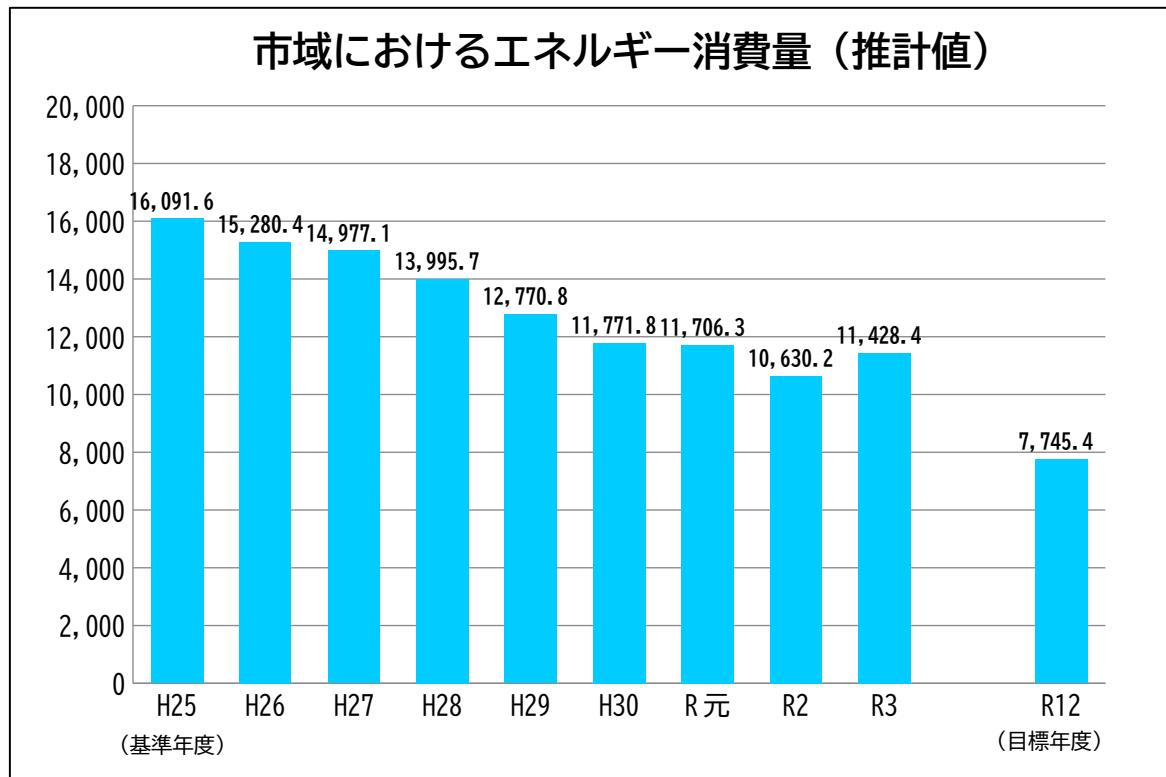
(2) 市域におけるエネルギー消費量の現状

令和3年度（2021年度）のエネルギー消費量は、熱量換算で11,428.4TJ（テラジュール）となり、基準年度（平成25年度（2013年度））と比較して29.0%減少しました。

◆市域におけるエネルギー消費量（推計値）の現状と削減目標（単位：TJ）

年度	【基準年度】 H25(2013)年度 (基準値)	R2(2020)年度	R3(2021)年度	【目標年度】 R12(2030)年度 (目標値)
エネルギー消費量	16,091.6	10,630.2	11,428.4	7,745.4

◆市域におけるエネルギー消費量（推計値）の推移（単位：TJ）



2 温室効果ガス排出量削減等に向けた取組

主な取組実績（令和6年度）は次のとおりです。

(1) 再生可能エネルギーの普及拡大

特集「再生可能エネルギー推進事業」（43～48 ページ）を御覧ください。

(2) 次世代自動車の普及促進

特集「次世代自動車」（40～42 ページ）を御覧ください。

(3) 「会津若松エコドライブ」の推進

消費燃料量や温室効果ガス排出量の削減につながるエコドライブの方法を示した「エコドライブ10のすすめ」や、自主的にエコドライブに取り組むことを市民や事業所等に周知し、エコドライブの推進を図っています。



希望者にはエコドライブステッカーを配布しています

特集 「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の推進」

(担当課：環境共生課)

市の管理する施設や事務事業から排出される温室効果ガス削減のため、平成18年度に「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定しました。

平成23年度に第2期計画、平成28年度に第3期計画、令和3年度に第4期計画を策定しており、現在は、第4期計画に基づき、省エネ対策を推進しています。

【第4期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画の概要】

- 計画期間… 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
- 削減目標… 平成25（2013）年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに50%削減することを目標とする。

【令和6年度の主な取組】

- ごみ減量化
紙文書を安易に焼却するのではなくリサイクルに努め、特に機密文書については極力シュレッダーで裁断・資源化するよう周知しました。
- 設備更新・改修の取組
省エネ法の「中長期計画書」及び第4期計画の具現化に向けて定めた実行計画に基づき、各施設の省エネに向けた設備改修を行いました。
- 公用車の取組
新採用職員等に対し、エコドライブについての研修を実施しました。
- 環境マネジメントシステムによる取組
省エネルギー・省資源の取組やエコドライブについて研修及び周知し、庁内において実施しました。

【令和6年度の温室効果ガス排出量の実績】

令和6年度の市の施設や事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、基準年度比で41.4%削減（昨年度比11.2%削減）されました。これは、令和6年度実施計画の見通しを上回る温室効果ガスが削減できることになります。

令和6年度は記録的な大雪に見舞われ、近年減少していた除雪車の稼働時間が増加したこと、一部温室効果ガスの排出量が増えています。一方で、全体的な数値を見ると、排出量は大きく削減されており、この要因には第4期計画の実行計画に基づいて実施された設備改修や職員一人一人の省エネ行動であると考えます。

今後においても、「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現を目指し、「①省エネの推進」「②電化の推進」「再生可能エネルギーの地産地消の推進」及び、「④3 R+Renewable」の4つの基本的な方向性に基づき、2050年までのできるだけ早い時期に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、地球温暖化問題に取り組んでいきます。

◆市の管理する施設や事務事業から排出される温室効果ガス排出量の状況

CO₂排出量 (kg-CO₂)

	項目	電気 (Kwh)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	都市ガス (m ³)	液化石油 ガス (m ³)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	天然ガス (m ³)	生活排水 処理等	合計
排出量 (kg-CO ₂)	R6	6,641,161	1,564,757	267,504	363,524	343,517	190,109	342,680	0	880,828	10,594,081
	R5	7,950,435	1,828,068	286,078	378,527	322,601	192,228	89,521	0	877,099	11,924,557
	R6年度増減 (R6-R5)	-1,309,274	-263,311	-18,574	-15,003	20,916	-2,119	253,160	0	3,730	-1,330,476
	R5年度比	-16.5%	-14.4%	-6.5%	-4.0%	6.5%	-1.1%	282.8%	0.0%	0.4%	-11.2%
	H25 (基準)	11,767,520	3,310,238	904,276	436,651	461,909	203,545	199,517	835	806,783	18,091,273
	基準比	-43.6%	-52.7%	-70.4%	-16.7%	-25.6%	-6.6%	71.8%	-100.0%	9.2%	-41.4%

これ以上、地
球が暑くなっ
たら困るモリ
ン。



いいもりん

特集 「次世代自動車」

(担当課: 環境共生課)

1 電気自動車の導入促進

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減と「スマートシティ会津若松」の実現に向けた取組の一環として、環境にやさしい移動手段である電気自動車の普及促進を図っています。

これまで、電気自動車7台を公用車として導入し、日々の業務や災害時における非常用電源等として役立てるとともに、市役所本庁舎と北会津支所にそれぞれ急速充電器を設置して、市民や観光客の皆さんのがんの利便性の向上に努め、電気自動車が普及しやすい環境づくりを進めています。

【会津若松市における電気自動車等の普及状況（令和6年度）】

■電気自動車台数	265台
■プラグインハイブリッド車台数	348台
■充電器設置数（一般家庭除く）	53基

(1) 公用車への電気自動車の導入

普段は、走行時に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい公用車として電気自動車を使用しています。

また、燃料や電気が不足する災害時には、ガソリンに頼らない移動手段となるほか、庁舎の非常用電源としても使用することもできます。



環境にやさしい電気自動車

【電気自動車の導入による効果（令和6年度）】

市が導入している電気自動車7台（走行距離の合計48,262km）による二酸化炭素排出量等の削減効果は下記のとおりです。

- 燃料代（電気代） 約394,137円の削減（削減率68.7%）
- 二酸化炭素排出量 約2,705kg-CO₂の削減（削減率36.2%）

※二酸化炭素排出量は、二酸化炭素排出係数：0.477kg-CO₂/kWh、電気代は、夏季：18.71円/kWh、その他季：17.72円/kWhで計算しています。

※比較対象は、燃費：15km/ℓのガソリン車とし、ガソリン代：175.1円/ℓ、排出係数：2.322kg-CO₂/ℓで計算しています。

(2) 庁舎への急速充電器の設置

環境にやさしい電気自動車の普及とその充電インフラの整備拡大に向けて、北会津支所に1基急速充電器を設置しています。この急速充電器は、どなたでもご利用いただくことができます（充電1回あたり、500円の協力金をお願いしています）。

※本庁舎の急速充電器については本庁舎建て替え工事に伴い令和4年5月より提供を停止しています。

※北会津支所の急速充電器は設備老朽化のため、令和8年3月末で利用終了予定です。



急速充電器（北会津支所）

(3) Vehicle to Home (V2H) の設置

V2Hは、電気自動車への充電だけでなく、電気自動車から建物側へも電力を供給することができる機器です。

この機器を本庁舎、上下水道局庁舎、北会津支所、河東支所に設置し、災害時（停電時）に、電気自動車から各施設に電力を供給できる仕組みを構築しています。

※本庁舎のV2Hについては本庁舎建て替え工事に伴い令和4年5月より使用を停止しています。



電気自動車から建物に給電もできるV2H

(4) 電気自動車等購入補助金

市では、ゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化対策の一環として電気自動車や燃料電池自動車を購入された方に令和5年より補助金を交付しています。

令和6年度は8件の申請があり、定額4万円（子育て世帯は5万円）の補助金を交付しました。会津若松市内電気自動車数の3%の市民の方の補助金申請がありました。

■交付件数 8件

■補助総額 330千円

2 燃料電池自動車(FCV)の導入

市ではゼロカーボンシティ会津若松を目指す地球温暖化対策の一つの取組として、電動車（電気自動車＝EV、燃料電池自動車＝FCV※など）の導入を掲げております。また、県では2030年度までに20基（14カ所程度）の水素ステーションを整備することを目指すとしていますが、会津地方においては未だ導入がなく、市内における燃料電池自動車の導入は7台（令和7年3月現在。うち1台は県会津地方振興局公用車）にとどまっています。

このような状況の中、市が燃料電池自動車を公用車として導入することにより、脱炭素・水素利活用の理解促進を図るとともに、水素ステーションの整備及び市内における燃料電池自動車導入の契機としていくため導入しました。

※燃料電池自動車(FCV)…燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車であり、走行時にはCO₂の排出がありません。水素の製造段階のCO₂排出量はガソリン車に比べ、半分程度であり、再生可能エネルギー由来の水素の場合は1/10程度となります。1回の充填で、約600km走行が可能（使用環境等により異なる）です。

【導入した燃料電池自動車】

■トヨタ MIRAI 1台

【燃料電池自動車の使用方法について】

①公用車としての使用

- ・全般的に通常の公用車として燃料電池自動車を活用します（水素ステーションが設置されている郡山市、福島市等が目的地または通過地となる出張等を優先）。
- ・各種イベントや災害時等、燃料電池としての機能を活用し、移動できる外部電源として使用します。

②脱炭素・水素利活用の理解促進のための活用

- ・市民や事業者等を対象とした出前講座等で、EV・FCVの体験型啓発活動で使用します。
- ・環境フェスタ等各イベントにおいて、展示などによる啓発活動に活用します。



特集 「再生可能エネルギー推進事業」

(担当課：環境共生課)

本市では、古くから猪苗代湖や阿賀野川水系を利用した水力発電が行われており、平成24年度(2013年度)には、山林の未利用材を利用したバイオマス発電所が発電を開始したほか、豊かな自然を活かした太陽光発電所や風力発電所も稼働しており、再生可能エネルギーの普及が進んでいます。

市では、自然環境の保全と事業活動の調和を図りながら、再生可能エネルギーの普及拡大を進めることで、温室効果ガス排出量の削減を通じ、持続的発展が可能なまちづくりを推進しています。

■ 参考 ■ 再生可能エネルギーの種類

再生可能エネルギーは、エネルギー源等に応じて、次のように分類されています。

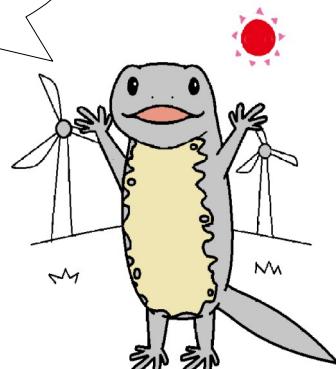
<発電分野>

- ・太陽光発電
- ・風力発電
- ・水力発電
- ・地熱発電（バイナリー発電を含む）
- ・バイオマス発電（木質、食品残渣、ガスなど）

<熱利用分野>

- ・太陽熱利用
- ・温度差熱利用（地中熱、雪氷熱など）
- ・バイオマス熱利用

再生可能エネルギーにも
いろいろな種類があるん
だね！



◆市内の主な再生可能エネルギー発電施設

太陽光発電



名称 ナリ会津太陽光発電所
所在地 河東町八田
事業者 会津ソーラーエネルギー合同会社
設備容量 20,400kW

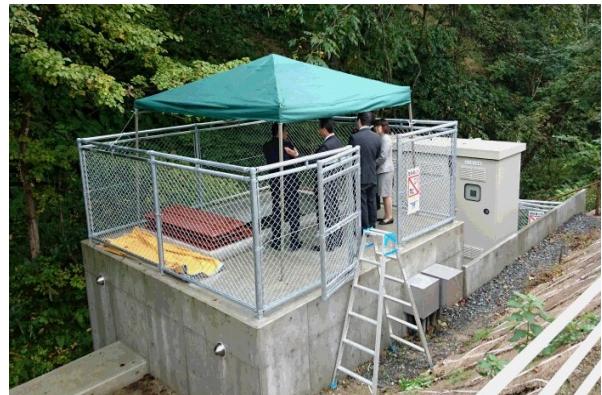
名称 大戸町第1・第2発電所
所在地 大戸町舟子
事業者 S E エナジー株式会社
設備容量 約2,400kW (約1,200kW×2箇所)

風力発電



名称 会津若松ウインドファーム
所在地 東山町（背あぶり山）
事業者 コスモエコパワー株式会社
設備容量 16,000kW (2,000kW×8基)

小水力発電



名称 会津電力戸ノ口堰小水力発電所
所在地 一箕町八幡
事業者 会津電力株式会社
設備容量 31.4kW

木質バイオマス発電



名称 グリーン発電会津 会津河東発電所
所在地 河東町工業団地
事業者 株式会社グリーン発電会津
設備容量 約5,700kW

1 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組
主な取組実績（令和6年度）は次のとおりです。

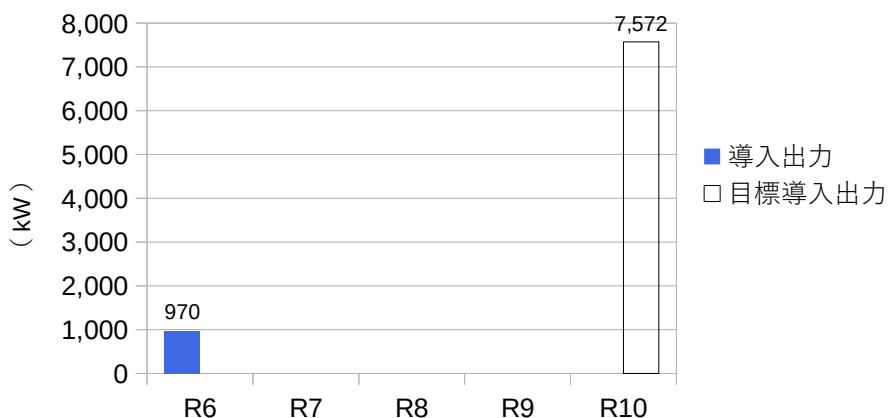
(1) 脱炭素先行地域における再生可能エネルギー発電設備の導入

本市は、令和5年4月28日付けで国の「脱炭素先行地域」選定を受け、先行地域内で再生可能エネルギー発電設備の導入を推進しています。

【令和6年度実績】

設置場所	設置者	オンサイト・オフサイト	設置方法	数量	設備能力(kW)	(小計)設備能力(kW)
商業施設						318.5
鶴ヶ城周辺エリア内	PPA事業者	オンサイト	屋根置き	1棟	67.9	
	PPA事業者	オンサイト	屋根置き	1棟	250.6	
公共施設						156.6
生涯学習総合センター	PPA事業者	オンサイト	屋根置き	1棟	156.6	
遊休農地						495
遊休農地等	PPA事業者	オフサイト	野立て	10ヵ所	495	
合計						970.1

脱炭素先行地域における再エネ発電設備の導入



※事業の進捗により、目標値が変更となる場合があります。

(2) 住宅用太陽光発電システム等設置補助金

市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減とともに、環境保全についての意識啓発を図ることを目的に、住宅等に太陽光発電システム（10kW未満）を設置した市民を対象に、平成22年度より補助金を交付しています。

令和6年度は、住宅用蓄電池またはV2H（電気自動車用充給電設備）を太陽光発電システムと同時に設置することを条件に、補助額を1kWあたり2万円としました。令和6年度は計30件の住宅等に補助金を交付しました。

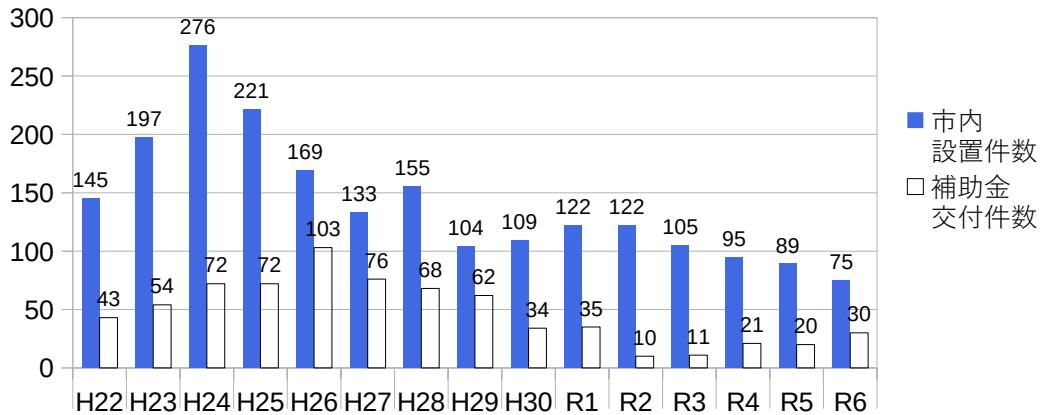
【令和6年度補助実績】

■補助額

	基本補助額	子育て世帯補助額
太陽光発電システム	40千円（10,000円／kW）	40千円（10,000円／kW）
蓄電池	40千円（8,000円／kW）	60千円（12,000円／kW）
電気自動車充給電設備（V2H）	40千円（定額）	60千円（定額）

- 交付件数 30 件
- 補助総額 2,421 千円

年度ごとの設置件数と補助金交付件数



■ 参考 ■ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

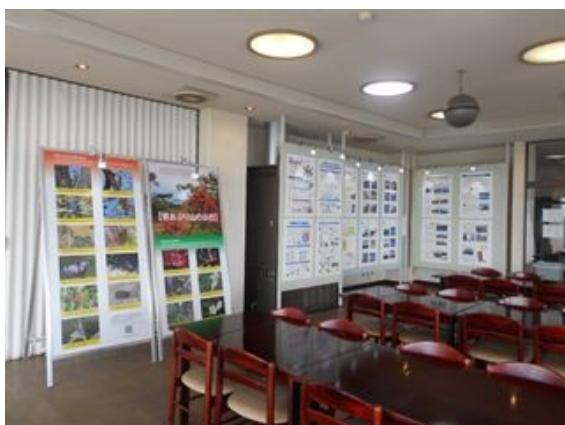
平成 21 年（2009 年）に開始された太陽光発電による電力の固定価格買取制度（※）のうち、住宅用の太陽光発電（10kW 未満）は買取期間が 10 年間とされており、令和元年（2019 年）以降、順次買取期間が満了を迎えています。

買取期間の満了を迎えた住宅用太陽光発電システムを設置している方は、法律に基づく固定価格買取制度の対象とはならないため、改めて電力の買取契約を締結するか、蓄電池や電気自動車等との組み合わせにより、電力を自家消費するか選択する必要があります。

（3）普及啓発活動

市では、背あぶり山レストハウス内に、風力発電をはじめとする再生可能エネルギー等に関する情報をまとめたパネルを展示するなど再生可能エネルギーへの理解促進や意識高揚に向けた普及啓発活動を行っています。

※冬期間（11月～4月ごろ）は背あぶり山レストハウスの閉鎖により、パネル展示は休止しています。



背あぶり山レストハウス パネル展示



環境教室

(4) 「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」の策定

市では、木質バイオマス発電所による再生可能エネルギーの普及拡大と林業振興のさらなる推進を図るため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）に基づき、令和2年1月、「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」を策定しました。

なお、本基本計画の策定にあたっては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、発電事業を行う事業者や関係農林漁業者、地域住民、学識経験者等を構成員として設立された会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会において、基本計画の内容などについて協議を行いました。

【「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」の概要】

■対象区域	河東町工業団地ほか
■対象とする再生可能エネルギー	木質バイオマス発電（5,700kW）
■農林漁業の発展に資する取組	地域の山林未利用材等を林業従事者から安定的かつ長期的に買い取る取組



会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会での協議

(5) 横浜市との「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」

市では、平成31年2月、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の理念に基づき、相互の連携を強化しながら、脱炭素化の実現に向け、再生可能エネルギーの活用を通じた取組を推進するため、横浜市と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結しています。

令和3年度には、連携協定に基づき、地方で発電された再生可能エネルギーを供給する仕組が構築され、これにより、会津若松市内の風力発電所「会津若松ウインドファーム」で生み出される電気の一部が、令和3年8月以降、横浜市内7事業者に供給されています。なお、この仕組により供給された電気代の一部は、地域活性化資金として活用されているほか、両市の団体などにおいて、交流が行われています。

【連携協定の概要】

- 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大のこと
- 脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出のこと
- 再生可能エネルギー及び地域循環共生圏の構築に係る国等への政策提言のこと



再エネ需給開始式



横浜市・協定締結自治体との情報交換

(6) 京都市との「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」

横浜市との協定と同様に、令和3年9月、京都市との間でも「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結しています。また、この連携協定に基づき、会津若松市内の風力発電所「会津若松ウインドファーム」で生み出される電気の一部が、京都市内に供給されています。



京都市との協定締結式

■ 参考 ■ 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた国県の動向

国では、令和7年（2025年）2月に策定した「第7次エネルギー基本計画」の中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくことを掲げています。

県では、令和7年（2025年）3月に策定した「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第5期）」において、2040年頃を目途に県内のエネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーとするという数値目標を掲げています。

基本目標2 緑豊かな自然を保全し、 多様な生物が共生できる“まち”をつくる

本市は、周囲を山々に囲まれ、猪苗代湖や阿賀川とそれを支える河川が流れ、豊かな田園地帯が広がる等、社会・経済を支える森・里・川・湖に恵まれた地域です。また、これらの豊かな環境には、多くの野生生物が生息しており、多様な生態系を形成しています。

しかし、近年は農業・林業の担い手不足による農地や山林の放置や、外来生物の増加による生態系への影響等によって、自然環境や生態系への影響が懸念されています。

自然環境の悪化は本市のみならず世界的な課題とされており、国際社会においては、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が世界的な使命とされています。

本市独自の文化と融合した豊かな自然や多様な生態系を守り、次世代に引き継ぐために、市民、行政、事業者が一体となり、野生生物の生息環境の保全や緑化の推進、湖沼や河川の美化等の取組を推進し、人と多様な生物が共生できる“まち”をつくります。

取組2-1 生物多様性を保全します

取組2-2 多様な生物が共生できる自然環境を保全します

取組2-3 猪苗代湖の水環境を保全します（猪苗代湖水環境保全推進計画）

環境目標 令和6年度実績



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R 9に向けた目標達成率	
		現状値	実績値	目標値			
		R 4	R 6	中間R 9	目標R 12		
2-1	野生生物保全事業への参加人数	70人	230人	70人	100人	328.6%	
	「生き物マップ」登録件数	0件	10件	400件	700件	2.5%	
	市街地における鳥害の発生件数	15件	18件	5件	3件	27.8%	
	環境保全型農業直接支払事業の取組面積	9,829a	9,477a	10,724a	13,493a	88.4%	
	自然環境や動植物の保護を行う市民の割合	10.5% (H30)	—	60%	60%	—	
2-2	緑化・自然交流事業への参加人数	3,025人	3,334人	8,020人	8,020人	41.6%	
	森林施業面積	2,126ha	2,154ha	2,417ha	2,417ha	89.1%	
	多面的機能支払事業の対象農用地面積	4,481ha	4,284ha	5,000ha	5,000ha	85.7%	

個別目標	環境目標	目標値と実績値				R9に向けた目標達成率			
		現状値	実績値	目標値					
		R4	R6	中間R9	目標R12				
2-2	全農地における遊休農地の割合	0.45%	0.57%	0.42%	0.42%	73.7%			
2-3	猪苗代湖及び流入河川の水質	中田浜	COD	1.3mg/l	1.4mg/l	0.7mg/l	0.7mg/l	50.0%	
			全窒素	0.22mg/l	0.16mg/l	0.2mg/l	0.2mg/l	125.0%	
			全リン	0.005mg/l	0.006mg/l	0.01mg/l	0.01mg/l	166.7%	
		赤井川	BOD	1.1mg/l	1.6mg/l	1.1mg/l	1.1mg/l	68.8%	
			全窒素	1.17mg/l	1.52mg/l	1.1mg/l	1.1mg/l	72.4%	
			全リン	0.121mg/l	0.138mg/l	0.08mg/l	0.08mg/l	58.0%	
		原川	BOD	0.5mg/l	0.9mg/l	0.5mg/l	0.5mg/l	55.6%	
			全窒素	0.45mg/l	0.58mg/l	0.4mg/l	0.4mg/l	69.0%	
			全リン	0.024mg/l	0.054mg/l	0.02mg/l	0.02mg/l	37.0%	
農業集落施設水洗化率			赤井:98.8% 共和:95.0%	赤井:99.4% 共和:95.6%	赤井:99.6% 共和:94.7%	赤井:99.9% 共和:95.0%	99.8% 101.0%		
高度処理型浄化槽の普及率 (湊地区)			35.9%	27.7%	40.6%	42.4%	68.2%		
猪苗代湖・流域清掃活動参加者数			未実施	383人	530人	500人	72.3%		

環境施策 令和6年度取組実績

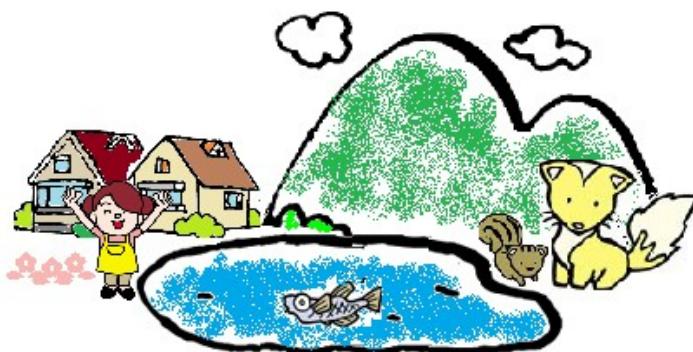
取組2－1 生物多様性を保全します

◇野生生物や生態系を保全します

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
野生生物生息 環境保全事業 〔環境共生課 (環境G)〕	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物生息環境調査を行い、生息環境の保全に努める。 ・身近な生き物基本調査会議を開催し、意見を野生生物の保護に役立てる。 ・ホームページや市政だよりに生き物についてのコラムや情報を掲載し、市民の野生生物保護についての意識啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物生息環境調査を行った。 ・身近な生き物基本調査会議を開催し、市の環境保全事業や市内の開発行為に対する意見を得た。 ・ホームページへの情報を掲載したほか、市政だよりに毎月コラムを掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物生息環境調査を実施し、身近な生き物基本調査会議を開催し、市の環境保全事業や開発行為に対する意見を得た。ホームページへの情報を掲載し、市政だよりに毎月コラムを掲載していたが、野生生物に関する市民の関心は高まりつつある。

◇生態系へのリスク対策に取り組みます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
市街地の鳥害 対策事業 〔環境共生課 (環境G)〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地におけるカラスやムクドリ等による鳥害対策に市民協働で努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラスやムクドリの相談件数は合計で18件であった。追い払い機材を用意し、苦情者の相談に対応し、町内会と協働で追い払いを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 (内訳) カラス 8件 ムクドリ 10件 ・機材貸出件数 (内訳) レーザーポインタ 1件 高压洗浄機 1件 ・追払い対応 (町内会と合同で実施) 神指町、駅前町、大町 ・和ライト使用 1回 駅前町



取組2-2 多様な生物が共生できる自然環境を保全します

◇森林・里山・農地を保全します

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
文化財整備事業 (高瀬の大木(ケヤキ)、石部桜) [文化スポーツ課]	・高瀬の大木保存整備(施肥、支柱交換、枯枝切除等)を実施する。	・保存整備(11月～3月、支柱補修、枯枝処理、施肥、木道修繕)を実施した。	・保全治療によって、高瀬の大木の樹勢をおおむね維持することができた。
環境保全に効果の高い営農活動の支援 [農政課]	・国の交付金制度(環境保全型農業直接支払)を活用し、活動組織における環境保全に効果の高い有機農業等への支援を通じて、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等を図る。	・環境保全に効果の高い営農活動を行う活動組織に対して交付金を交付し、地球温暖化の防止や生物多様性保全に資するための取組の推進を図った。	・環境保全に効果の高い営農活動を行う活動組織に対して交付金を交付し、地球温暖化の防止や生物多様性保全に資するための取組の推進を図ることができた。
福島県自然公園清掃協議会への加入 [観光課]	・自然公園内の美化清掃事業及びその思想の啓蒙・普及活動を行う。	・地元団体と連携し清掃業務委託を実施するとともに、利用者へ環境美化に関する啓発を行った。	・清掃回数延べ36人 湊四浜における利用者数 25,356人
営農活動等の推進による農山村環境の保全 [農政課]	・国の交付金制度(中山間地域等直接支払、多面的機能直接支払)を活用し、集落における営農活動・農業施設の維持活動等への支援を通じて、農業・農地の持つ多面的機能を維持し、生物多様性の保全を図る。	・活動組織に対し、交付金を交付し、農業・農地の持つ多面的機能を維持し、生物多様性の保全を図った。	・活動組織に対し、交付金を交付し、農業・農地の持つ多面的機能を維持し、生物多様性の保全を図った。
水路工事 [農林課]	・野生生物の生息環境に配慮しながら、農村地域の環境改善を図る。	・野生生物の生息環境に配慮しながら、設計及び工事を行い農村地域の環境改善を図った。	・野生生物の生息環境に配慮しながら、設計及び工事を行い農村地域の環境改善を図った。
森林整備地域活動交付金事業 [農林課]	・森林整備地域活動支援事業により、森林経営計画の策定に向けて、林業事業体が行う森林所有者の合意形成等を支援する。	・0件(交付金を要望する事業体がなかった)	・過去、交付金の交付を受け、森林経営計画が策定されたケースがあることから、一定程度寄与している。
治山事業 [農林課]	・自然災害等による森林の復旧を図る。 ・保安林整備事業等により保安林の整備と、荒廃森林の復旧を図る。	・大戸町大字芦牧峠地区の復旧に向け、県において工事を発注した。	・平成26年度に県において門田町大字御山字山寺地区の復旧を完了し、令和2年度から大戸町大字芦ノ牧字峠地区の復旧工事を実施している。

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
林業専用道整備事業〔農林課〕	・林業専用道舟子峠線を開設し、森林施業に供することで森林整備を図る。	・令和5年度から繰越した工事が完了した。 施工延長 154.2m 令和6年度の工事については、積雪等による天候不良の影響のため、令和7年度へ繰越した。 施工延長 626.8m	・令和元年度からの林業専用道の整備により、令和2年度に当該道路を活用しての森林施業（間伐）が実施され、森林整備に寄与した。
森林病害虫等防除事業〔農林課〕	・湊町ほか保全すべき森林における松くい虫等の被害を鎮静化させるため、伐倒や薬剤注入等により駆除を行う。	・伐倒駆除 14本 ・材積 16.4m ³	・本事業を実施したことにより、本市の木、アカマツが対象であるため、森林資源の保護、確保ができた。また、観光資源である松林の風致及び景観の保全につながった。
国土緑化推進事業〔農林課〕	・森林資源の造成と国土保全並びに水資源のかん養を図り、以って国土緑化に寄与することを目的とし、各団体への補助等を通じて目的達成のための事業を行う。	・各事業参加人数のべ120人 (エコカル子どもクラブ 児童86人) (グリーンスクール 34名)	・児童のみならず、その保護者あるいは一般市民も含めて緑化意識の醸成が図られている。
国土緑化推進委員会事業（植樹祭・公共施設等緑化事業）〔農林課〕	・植樹を通して市民の方々に緑化の重要性を認識していただき、併せて緑化思想の高揚と市民生活環境の向上に寄与する目的で植樹祭を実施する。 ・公共施設、自然緑地、公園等を緑化する団体等へ緑化苗木や花苗を無償配布する。	・第73回植樹祭実施 参加者81名 ・公共施設等緑化推進事業の実施 7団体へ苗木、花苗配布	・児童、企業、各種団体、各町内会の参加が継続していることから緑化思想の高揚が図られている。
保安林の整備〔農林課〕	・国土防災、自然環境の維持から森林の有する多面的機能の高度発揮を目的に積極的に保安林の指定・整備を図る。	・市で直接整備は行っていないが、県事業に対する協力・支援を行った。	・県事業に対する協力・支援を行い、復旧事業等に伴う保安林の指定や、整備等を行った。
基盤整備事業〔農林課〕	・計画的な基盤整備事業の実施により、農地の整備に併せて自然環境を保全する。	・新規の県営基盤整備地区（本田地区）において、野生生物の生息環境に配慮した実施設計を行った。	・基盤整備地区において、野生生物の生息環境に配慮しながら、農村地域の環境改善を行っている。
森林浴〔農林課〕	・遊歩道の定期的な巡回・点検に併せて適切な維持管理を継続して行い、森林浴を開催する。	・森林浴参加者18名	・遊歩道の定期的な巡回・点検に併せて適切な維持管理を継続して行い、森林浴を開催した。
森林環境基金 森林整備事業〔農林課〕	・県森林環境税を財源とした基金により、スギ等の人工林の間伐事業を実施する。	・なし	・荒廃した人工林の整備に寄与した。

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
森林環境整備 (交付金)事業〔農林課〕	・森林を全ての県民（市民）で守り育てる意識の醸成と森林環境の保全を行うための事業を実施する。	・一箕町金堀地区及び大戸町南原地区においてウルシ樹育成の業務委託を実施。 ・一箕町金堀地区において、ウルシ樹の育成管理ボランティア作業を実施（参加人数17人） ・事業要望のあった、こども園において、県産木材を活用した製品を導入（1件）	・一箕町金堀地区及び大戸町南原地区においてウルシ樹の育成管理を進める事が出来た。 ・市民の方々にウルシ樹ボランティアに参加いただくことにより、会津古来の森林であるウルシ林、漆器文化への理解を深めていただいた。 ・県産木材を活用した製品の導入により、木の魅力や、森林環境についての意識醸成を図れた。
自然景観指定 緑地の指定 〔都市計画 課〕	・自然資源の発掘を行い拡充を図る。	・追加指定緑地 0件 (既指定 35件) ・追加登録緑地 0件 (既登録 65件) ・維持管理費等助成9件	・指定・登録緑地の件数に変化はなかったが、既指定緑地に対する維持管理費等の助成を行なったことで本市における貴重な自然资源の保全に対する管理者等の理解が進んだ。
遊休農地の解消〔農業委員会〕	・農地の利用状況調査（令和6年8月頃）及びその結果をもとにした利用意向調査（令和6年11月頃）を実施することにより、遊休農地の把握と解消を図る。	・令和6年度においては、令和6年8月に実施した農地利用状況調査により新たに13.5haの遊休農地を確認したが、農業委員等による解消指導や地権者の努力等により3.3haを解消したものの、結果として、本市における遊休農地面積は26.9ha（令和6年度当初）から37.1haに増加した。	・遊休農地の再生利用に対する働きかけや、借り手農家のあっせんなどの取組を進めたものの、農業従事者の減少や高齢化が進み、総農用地面積に対する遊休農地面積の割合が前年比0.16%（10.2ha）増加した。
公共施設での 緑化〔上水道 施設課〕	・浄水場内での緑化を図る。	・滝沢浄水場と東山浄水場において、場内の除草及び花苗の管理を実施した。	・滝沢浄水場と東山浄水場において、場内の除草及び花苗の管理を実施し、環境を維持した。
みどりの食料 システム戦略 〔農政課〕	・「持続可能な食料システムのまち」の構築に向けた協議会を設立し、有機農業の推進を通じて、環境負荷低減に取り組む。	・有機農業推進の中心となる「会津若松市オーガニック推進協議会」を設立。11月2日・3日に開催された地産地消まつりに協議会として参加し、有機農業について広く来場者にPRした。	・令和6年度に会津若松市オーガニック推進協議会を設立したこと、今後、本協議会を中心としてさらなる有機農業の推進が期待できる。

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
ふれあい体育館等の緑化 〔文化スポーツ課〕	・今後も各施設の緑化を図るため、市民・施設利用者・指定管理者の協働による「花と緑のサポーター活動」を継続して実施する。	・市民・施設利用者・指定管理者の協働による「花と緑のサポーター活動」として花壇の整備・苗の定植などを7回実施した。	・指定管理者の自主事業「花と緑のサポーター活動」が継続して行われるようになり、市民・施設利用者・指定管理者が協働して緑化に努めたことで、各施設内の環境整備が充実した。
下水浄化工場の緑化〔下水道施設課〕	・豊かな緑を創出するため、下水浄化工場の植栽や玄関付近をプランターに下水汚泥肥料を使用し、緑化を進める。	・下水浄化工場の植栽や玄関付近のプランターに下水汚泥肥料を使用し、緑化を進めた。	・下水浄化工場の植栽や玄関付近のプランターに下水汚泥肥料を使用し、緑化を進め、下水処理施設のイメージアップにつながった。
庁舎の緑化 〔北会津支所 （まちづくり 推進グループ）〕	・庁舎の花壇及びプランターに花苗を植栽し、庁舎の緑化に努める。	・庁舎の花壇及びプランターに花苗を植栽し、庁舎の緑化に努めた。	・毎年度、庁舎の花壇等に花苗の植栽を行ったことにより、緑化の推進が図られた。
庁舎の緑化 〔河東支所 （まちづくり 推進グループ）〕	・庁舎敷地内の樹木の剪定施肥や花の管理（多年草の剪定施肥・一年草の植栽等）を実施する。 これまで燃やせるごみとして搬出していった剪定枝や雑草を堆肥として還元し、利用していく。 また、雑草対策として流木チップの散布や、刈り取った雑草や落葉等を樹木の根周りに利用していく。	・庁舎敷地内の樹木の剪定施肥や花の管理（多年草の剪定施肥・一年草の植栽等、春秋）に実施した。 これまで燃やせるごみとして搬出していた剪定枝や雑草を堆肥として還元した。 また、雑草対策として、刈り取った雑草や落葉等を樹木の根周りに敷き詰めた。	・庁舎敷地内の景観が良くなり、年間を通じて来庁者の方が庁舎敷地の花木や緑を感じられるような貢献ができた。
公共施設での 緑化〔市民課〕	・斎場敷地内の緑化の維持管理を行う。	・斎場敷地内の緑化の維持管理を実施した。	・毎年、花苗の植栽及び業務委託により樹木の手入れや草刈り等の維持管理を実施した。
ノーマライズ 交流館の緑化 〔障がい者支援課〕	・敷地内の草刈りや樹木の剪定のほか、まちづくり整備課から支給された花苗を植栽し、施設の緑化を図る。	・敷地内の草刈りや樹木の剪定を行ったほか、花壇やプランターに花苗を植栽し、施設の緑化維持を図った。	・施設敷地内の植栽を手入れすることで適切な緑化環境を維持することができた。



実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
児童館や保育所施設の緑化〔こども保育課〕	(児童館) ・利用児童による花苗栽植(広田保育所) ・年長児によるグリーンカーテン栽培活動 ・2歳以上児クラスの栽培活動・花苗栽植(中央保育所) ・年長児によるひまわり栽培と観察 ・3歳以上児による栽培活動 ・花壇などの緑化に努める	(児童館) ・利用児童による花苗栽植(200本)を実施(広田保育所) ・職員や児童によるグリーンカーテンの栽培、花苗の植栽。(中央保育所) ・ひまわりや野菜(ピーマン・トマト・さつまいも・ジャガイモ・ごま)の栽培活動の実施。 ・320本の花苗植栽で施設の緑化維持を図った。	(児童館) ・花壇などの花苗栽培を通じ、児童の自然への関心を育てたり、地域住民の憩いに繋げることができた。(広田保育所) ・栽培活動を通して、児童の環境や自然への興味関心を高めることができた。(中央保育所) ・栽培活動を通して、身近な植物や野菜への児童の興味関心を高めることができた。 ・育てた野菜を実際に調理して食べることで、食育活動に展開することができた。
市場の緑化〔農政課〕	・指定管理者において、市場内花壇への花苗の植付及び空地の草刈りを実施する。	・市場内花壇への花苗の植付及び空地の草刈りを指定管理者である(一社)会津若松市公設地方卸売市場協会によって実施した。	・指定管理者による花苗の植付及び草刈り等により、緑地を適切に保全することができた。
景観まちづくり協定地区等における緑化等の支援〔都市計画課〕	・景観まちづくり協定同意者からの求めに応じて緑化等の支援を行う。	・公開空地の緑化等に対する助成0件(利用申請がなかったため)	・協定地区等の緑化に対する地区住民等の理解が必要となっている。
花と緑の推進事業〔まちづくり整備課〕	・花苗生産基地において、花苗を生産する。 ・庁舎、学校等の公共施設に花苗を配布し緑化美化を図る。	・花苗生産基地において、73,400本花苗を生産し、97箇所の庁舎・学校等の公共施設に花苗を配付し緑化美化を図った。	・庁舎、学校等の公共施設に花苗を配布したことにより、地域の緑化美化を推進した。
国際的ふるさと会津創生事業〔まちづくり整備課〕	・町内会等との連携により公園、緑地の維持管理を実施する。	・町内会等との連携により公園・緑地の維持管理を実施した。	・町内会と連携することで、公園及び緑地等における日頃の状況(例えば危険な案件の報告等)を常に把握する事が出来た。
都市公園緑地等整備・維持管理事業〔まちづくり整備課〕	・都市の環境及び安全性の向上を図り、市民の活動や憩いの場を形成するため、良好な維持管理に努めるとともに、必要に応じ施設整備を行う。	・公園内の樹木管理や施設改修・維持補修等を実施し、市民の憩いの場として利用できるよう環境整備を図った。	・公園内の樹木管理や施設改修・維持補修等を実施したことにより、安全、安心して過ごせる市民の憩いの場を提供了。
公営住宅の緑化〔建築住宅課〕	・城前団地第6期の整備において、野芝及びドウダンツツジの植込みを整備する設計で工事に着手する予定。	・城前団地第6期の整備において、野芝及びドウダンツツジの植込みを整備する設計で工事を発注した。	・公営住宅の緑化については、建替工区ごとに緑化を推進しており、住環境の向上を図っていく。

◇水辺の環境を保全します

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
赤井谷地保存整備事業〔文化スポーツ課〕	・水環境調査及び植生調査により谷地の現況を把握し、指導会議において保全策等の検討を行う。 ・観察会を実施し、谷地保護について市民への啓発を行う。	・水環境調査（5月～11月）、植生調査（10月）を実施した。 ・指導会議（11月）を開催し、保存整備等について検討した。 ・参会者を市内外で募集し、観察会（8月、36名）を開催した。	・水環境調査及び植生調査により谷地の現況を把握することにより、指導会議で谷地保全策の検討を行うことができた。 ・観察会を実施し、谷地保護について市民への啓発を行うことができた。
文化財整備事業 (白山沼のイトヨ)〔文化スポーツ課〕	・専門家によるイトヨ生息調査及び生息現地指導を行い、イトヨの周辺環境保全や浚渫要望の対応についての検討を行う。	・専門家によるイトヨ生息調査及び生息現地指導を行った。イトヨの周辺環境保全や浚渫要望の対応についての検討を行った。	・専門家による調査結果から、イトヨの周辺環境保全や浚渫要望の対応についての検討を行うことができた。
湊四浜觀光整備事業〔觀光課〕	・湊四浜湖水浴場の安全管理と整備を行う。	・湊四浜湖水浴場の安全管理と整備を行った。	・湊四浜における利用者数 25,356人 湊四浜湖水浴場において、安全管理体制の構築および環境整備を行い、利用者が安心して自然環境とふれあえる空間の維持に努めた。 入込数は前年を上回り、湖水浴客に加えてキャンプやプレジャーボート等の利用も多く、一定の集客効果が見られた。 また、ネット上の評価も良好で、地域資源としての魅力発信にも寄与していると考えられる。 引き続き、利用マナーの啓発や自然環境の保全、安全対策の強化を図ることで、持続可能な水辺空間の維持を目指す。
水源周辺の清掃〔上水道施設課〕	・水源周辺の清掃及びパトロールを実施する。	・東山ダム周辺や湯川上流のパトロールを実施した。	・東山ダム周辺や湯川上流のパトロールを実施し、水源環境の把握に努めた。

◇自然と触れ合う機会をつくります

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
自然環境教室の開催〔環境共生課（環境G）〕	・市民を対象に自然環境教室を開催し、市民の自然環境保護、野生生物保護に関する意識の醸成を図る。	・自然環境教室の身近なムシたち（7月）、鶴ヶ城野鳥観察会（11月）を実施。2月のフィールドサイン観察会は大雪のため中止。各教室を通じて、子供たちを含めた市民の方々に、市全体の自然を環境を守る意識を啓発する。	・自然環境教室を開催し、市民の自然環境保護、野生生物保護に関する意識は高まりつつある。
グリーンツーリズム支援事業〔農政課〕	・ウェブサイトやパンフレット等を活用し、市内外への周知・広報に努め、誘客促進を図る。	・教育旅行ガイドブックやあいばせ、公式HP等でグリーンツーリズムについて広く周知したほか、地産地消まつりや日野市産業まつりに参加し、活動をPRした。	・令和6年度に農業体験を行った学校から令和7年度も体験の申し込みがあり、継続した受入へと繋がっている。
市民農園等設置運営事業〔農政課〕	・市民農園の貸し出しにより市民が実際に農作業を体験する機会を創出し、農業や自然環境、食に対する理解を深める。	・農作業の体験などを通して自然環境や農業への理解を深めた。 ・市民農園 67区画 利用者 47名	・市民農園の貸出・紹介を行うことにより、多くの市民に農作業を体験してもらうことができた。
「市民と共生の森の会」支援事業〔農林課〕	・森林資源の造成と国土保全並びに水資源のかん養を図り、以って国土緑化に寄与することを目的とし、森林エコカルこどもクラブ事業を行う。	・森林エコ・カルこどもクラブ 全6回開催のべ児童 86名、保護者 48名参加	・参加している保護者からは「森林に親しむ児童向けのイベントが少ない中、素晴らしいイベントを開催していただいている。ありがたい」と評価をいただいている。



取組2-3 猪苗代湖の水環境を保全します（猪苗代湖水環境保全推進計画）

◇湖水や周辺河川の水質汚濁を防止します

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
ビーチクリーナーによる湖岸清掃〔環境共生課（環境G）〕	・猪苗代湖環境保全推進連絡会により、猪苗代湖湖岸の環境美化を図るため、砂浜の清掃を実施する。	・猪苗代湖環境保全推進連絡会において、崎川浜・中田浜・小石ヶ浜の清掃を行った。（延べ3回）	・猪苗代湖環境保全推進連絡会で、崎川浜・中田浜・小石ヶ浜の清掃を行い、きれいになってきている。
猪苗代湖環境保全推進事業〔環境共生課（環境G）〕	・本市の水資源及び観光資源として重要な猪苗代湖の水環境の保全に向け、福島県及び関係市町村並びに関係機関・団体と連携しながら、水環境保全対策を進める。	・猪苗代湖岸クリーンアップ作戦は、5回実施され参加した。 ・県や猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会主催の湖岸清掃やヨシ刈り、ヒシ刈りのボランティアについて参加を呼びかけるとともに、主催本部に参加した。	・猪苗代湖岸クリーンアップに参加し、県や猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会主催の湖岸清掃やヨシ刈り、ヒシ刈りのボランティアの参加を呼びかけ、主催本部に参加し、猪苗代湖の浜はきれいになってきている。
猪苗代湖流入河川水質調査事業〔環境共生課（環境G）〕	・継続して主要河川及び猪苗代湖流域での水質調査を実施し、水環境の現状を確認するとともに、調査結果の公表を行う。	・計画通り年間10回の水質調査を実施した。結果については概ね基準を満たしていた。 ・令和5年度の調査結果について公表を行った。	・計画通り水質調査を実施し、結果については概ね基準を満たしていた。

◇周辺環境の美化・整備に取り組みます

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
猪苗代湖周辺の環境美化の取組〔環境共生課（環境G）〕	・猪苗代湖湖岸の環境美化を図るため、砂浜の一斉清掃を実施する。	・漆町環境美化及び漆町観光協会合同で一斉清掃を実施した。	・猪苗代湖湖岸の環境美化を図るため、各団体から参加して一斉清掃を実施した。
クリーンアップ作戦〔道路課〕	河川愛護意識の向上を目的として、令和6年7月7日に市内河川沿い及び猪苗代湖畔のゴミ拾いを実施する。	・各町内会においてゴミ、空缶・空瓶拾い、市内河川及び猪苗代湖畔の清掃活動を実施した。 参加人数：1,005人	・清掃活動を通して、町内会や関係団体と交流し、市民の河川愛護意識向上に寄与することができた。



◇猪苗代湖について知る・学ぶ機会をつくります

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
猪苗代湖の水環境講座の実施〔環境共生課（環境G）〕	・猪苗代湖の自然の浄化作用等の学習により、猪苗代湖の水環境保全に対する意識の向上を目的とする。	・湊学園で2回の出前講座を開催した。	・猪苗代湖の自然の浄化作用等の学習により、猪苗代湖の水環境に対する意識は向上されつつある。
シンポジウム、セミナー等の開催〔環境共生課（環境G）〕	・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境保全に係る情報の共有、意識の高揚を図り、流域における水環境保全活動を推進する。	・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会主催の水環境フォーラムに参加し、猪苗代湖環境保全推進連絡会主催の子ども交流会（会津若松市開催）で各小学校の活動報告をまとめた。	・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会主催の水環境フォーラム参加や猪苗代湖環境保全推進連絡会主催の子ども交流会を開催することにより、水環境保全に関する意識や行動が高まりつつある。

みんなで守ろう！生物多様性

「生物多様性」とは、陸、空、海、河川、森林など、地球全体に多様な生物が存在していることを指します。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種もの多種多様な生きものが生まれました。これらの生きもの一つひとつに生命と個性があり、わたしたち人類も含め、全ての生きものが直接的又は間接的に支えあって生きてています。

わたしたち人類は、わたしたちのいのちと暮らしを支えてくれるこの豊かな生物多様性を守り、次世代につなげていかなければなりません。



地球は鳥や魚や昆虫、草木、花、そして僕たち動物たちなど、全てがつながって成り立っているモリンね。



特集 「野生生物生息環境保全事業」

(担当課：環境共生課)

本市は背あぶり山や猪苗代湖などの豊かな自然に恵まれており、たくさんの生き物たちが生息する豊かな生態系が築かれています。

市では、豊かな自然を将来に引き継いでいくためには、生き物を知り、その環境を守ることが大切であると考え、以下の事業を実施しています。

1 野生生物生息環境調査

市内の野生生物の生息環境の変化について、市内25地点を調査しています。今まで実施した調査では、特に大きな変化は見られませんでした。

2 自然環境教室

自然観察を通じて身近な自然の大切さについて理解していただくために、年3回自然環境教室を開催しています。（開催内容については、「各種環境教室・環境講座・生涯学習出前講座の実施」（105～106ページ）を参照。）

3 ホームページ等での啓発

身近に生息している生き物について知る機会を増やすために、平成17年度より、ホームページ上に「身近な生き物大図鑑」を掲載し、市内に生息する生き物約600種類を紹介しています。

また、平成27年度からは生き物についてのコラムを掲載し、季節の生き物の特徴や生態について解説しているほか、市が毎月発行している「市政だより」にも身近な生き物を紹介する記事を掲載しています。

TOP > 公野 > 園境 > 身近な生き物大図鑑
TOP > 公野 > 墓石が刻む計画 > 政策分野2) 自然環境・生活環境
TOP > 公野 > 市民の意識
TOP > 園境

会津若松市身近な生き物大図鑑

公開日 2015年01月08日
更新日 2025年04月01日

このページでは、会津若松市に生息する生き物の写真を掲載し、その生き物の特徴をイラストを用いてから取扱い、あわせて生息環境なども紹介しています。動物物合わせて600種ほど、とてもたくさんの生き物の写真や情報を掲載しております。もちろん、私たち人間もその限りないもので生きてきましたが、今残されている豊かな自然を形へ引き継ぎ、共生していくためには、生き物を知り、その環境を守ることが大切です。

このページでは、会津若松市に生息する生き物の写真を掲載し、その生き物の特徴をイラストを用いてから取扱い、あわせて生息環境なども紹介しています。動物物合わせて600種ほど、とてもたくさんの生き物の写真や情報を掲載しております。もちろん、私たち人間もその限りないもので生きてきましたが、今残されている豊かな自然を形へ引き継ぎ、共生していくためには、生き物を知り、その環境を守ることが大切です。

身近な生き物紹介のページ

見たい生き物の写真をクリックしてください

蝶類（ひよこども）
鳥類（とりども）
両生類（りょうせいども）
魚類（うおども）
植物（じぶくども）
昆蟲類（くわんちゅうども）
節足類（せきそくども）
昆虫類（こんちゅうども）
兩翅類（りょうちゅうども）
蝶類（ひよこども）
鳥類（とりども）
両生類（りょうせいども）
魚類（うおども）
植物（じぶくども）
昆蟲類（くわんちゅうども）
節足類（せきそくども）
昆虫類（こんちゅうども）
兩翅類（りょうちゅうども）

会津若松市の身近な生き物とは？

会津若松市で確認された生き物たち

市は平成13年春から市内の野生生物の分布地図や文献叢書を取り組みました。歴史的、現在まで身近な生き物（スマヤマガニなど）から別天然記念物のカモノハシまで、およそ2,700種の生き物を確認することができました。この他に、昆虫類を始めとして、まだ未確認の生き物がいると思われます。

会津若松市の「身近な生き物」とは

身近な生き物大図鑑
市ホームページのトップページ

北海道や本州、四国に分布し、市内では東山地区と大戸地区で見ることができます

ダケカンバはナガサカノボロイノコノ科に属する落葉広葉樹の高木で、高さは10mを超過しますが、森林限界付近では底木状になります。樹皮は灰褐色から淡褐色で、表面は白っぽく、紙状に薄く横に剥がれると褐色が濃くなります。

ダケカンバはナガサカノボロイノコノ科に属する落葉広葉樹の高木で、高さは10mを超過しますが、森林限界付近では底木状になります。樹皮は灰褐色から淡褐色で、表面は白っぽく、紙状に薄く横に剥がれると褐色が濃くなります。

花は5月から6月ごろに咲きます。葉は5cmから10cmの三角状の卵形で、先端が尖り、葉の縁は不揃いなギザギザになっています。葉は枝の1つの節に互い違いに付き、秋にはきれいな黄色に染まります。

雌雄同株で、雄花は黄褐色、雌花は緑色です。明るい場所に生え、成長が早く、森林が何らかの理由で破壊された後に真っ先に生える木です。

市政だよりの身近な生き物紹介

私のまちでみつけた！

市内に生息する動植物を紹介します。
●問い合わせ…環境共生課(023-4700)

4 身近な生き物基本調査会議の開催

生き物の各分野における専門的な知識を有する方々(身近な生き物基本調査会議委員)により構成される会議であり、本市の身近な生き物の生息状況や生態情報、市の啓発事業等、生き物に関することについて、専門的な立場からご意見をいただいている。



【身近な生き物とは…】

市内で確認された哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類、植物の中から、「会津若松市身近な生き物基本調査会議」で、下記の2つの基準で約600種の生き物が選定されています。

- (1) 市内での生息が確認されている生き物
- (2) 市民が比較的容易に見ることができ、わかりやすい生き物。
または季節感の指標となる生き物（ウグイスやアブラゼミなど）など
市民の生活につながりのある生き物。



ニホンリス



ミヤマクワガタ



アカハライモリ



イトヨ

特集 「猪苗代湖環境保全推進事業」

(担当課：環境共生課)

1 猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦

■実施期間：令和6年8月4日

■実施箇所：崎川浜

■内 容：住民参加で実施

2 猪苗代湖環境保全推進連絡会の取組

①ビーチクリーナーによる湖岸清掃

■実施期間：令和6年4月～令和6年11月

■実施箇所：猪苗代湖の各浜

■実施日数：延べ25日



ビーチクリーナーによる湖岸清掃

②ヨシ屑や流木等湖岸堆積物の除去

■実施期間：令和6年8月～11月

■実施箇所：松橋浜、志田浜、天神浜、白鳥浜

③子ども交流会

■開催日：令和6年11月15日（金）

■場所：会津若松市生涯学習総合センター

■内 容：郡山市立湖南小中学校、猪苗代町立第二小学校、会津若松市立湊学園の児童による猪苗代湖の環境保全に関する活動事例報告

④ラムサール条約湿地への登録推進

■内 容：令和7年7月の登録に向け、ラムサール条約湿地情報票を作成。

3 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会の取組み

①猪苗代湖クリーンアクション

■開催日：令和6年6月22日

■場所：猪苗代湖舟津浜、舟津公園

■参 加 者：521名

■内 容：ヨシくず、ごみの回収

②猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全フォーラム

■開 催 日：令和6年12月7日

■場 所：ホテルリストル猪苗代

■参 加 者：106名

■内 容：猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト表彰式、事例発表

4 紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議の取組

○ヒシ回収

- 実施時期：令和6年7月～9月
- 実施場所：猪苗代湖北岸部
- 回収量：7,830kg

5 NPO法人「輝く猪苗代湖をつくる県民会議」の取組

○漂着水草回収

- 実施期間：令和6年10月
- 参加者：1,334人（延べ人数）
- 回収量：165m³

6 猪苗代湖流入河川等水質調査

本市では、猪苗代湖及び流入河川の水質を把握するため、昭和59年度から水質調査を実施しています。赤井川、原川、猪苗代湖（中田浜）の3地点について毎月1回（1、2月は除く）実施しています。

猪苗代湖（中田浜）の水質は、他の河川や湖沼と比べ大変良好な水質であるといえますが、平成になる頃からpHが上昇して中性化しており、CODと総リンも上昇する傾向にあります。

猪苗代湖の流入河川である赤井川と原川の水質は良好で安定していますが、水田の代播きや田植えの影響と考えられる水質の悪化が一時期発生します。

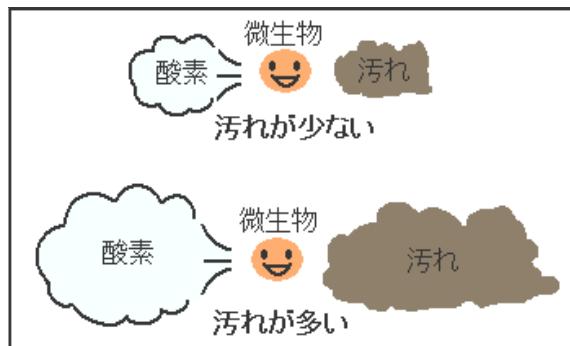
（参考資料：122ページ 資料9）

市では今後も継続して水質調査を実施し、猪苗代湖の水質保全に努めていきます。

～ ひとくちメモ ～

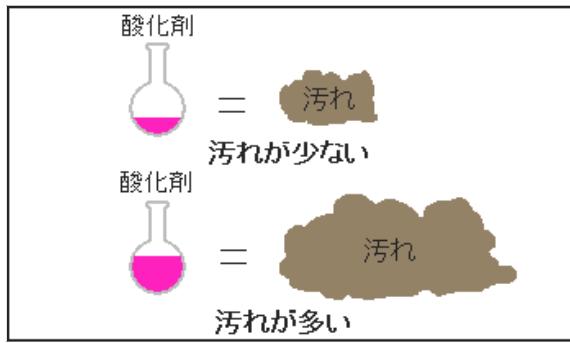
■ BOD（生物化学的酸素要求量）

河川等の有機物による汚れを表す指標で、水中の有機物の微生物が分解（酸化）する際に消費する酸素の量を測定することで、間接的に水の汚れを測定することができます。数値が大きいほど汚れが大きいことを示します。

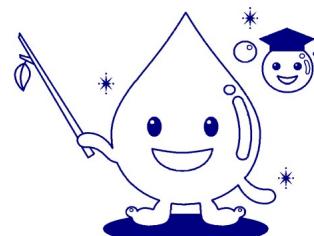


■ COD（化学的酸素要求量）

主に有機物による水の汚れを示す指標で、有機物を酸化分解するのに使われた酸素の量に換算したもので、数値が大きいほど水が汚れていることを示します。

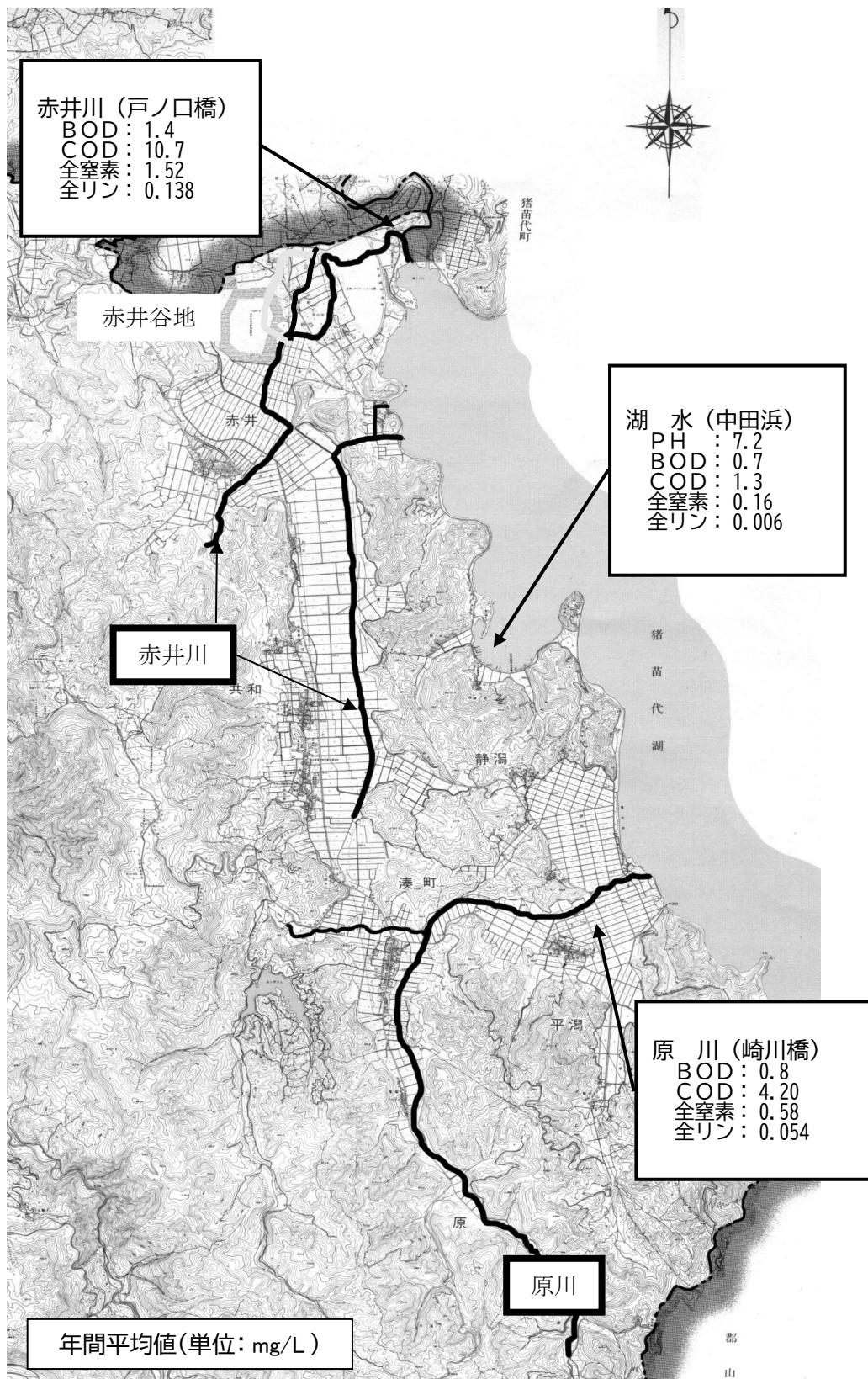


河川の場合はBOD、湖沼や海域の場合はCODを用いて水質を評価します



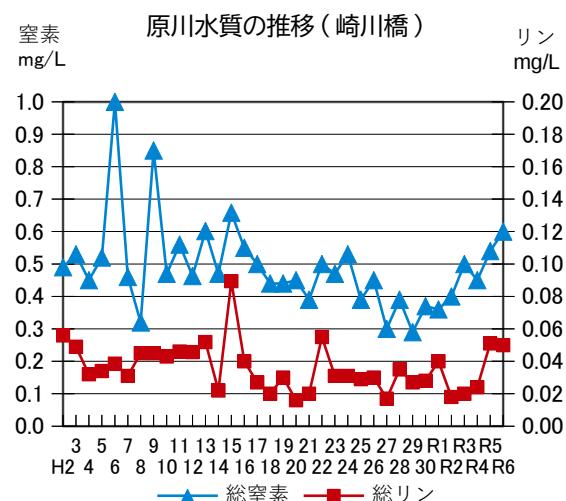
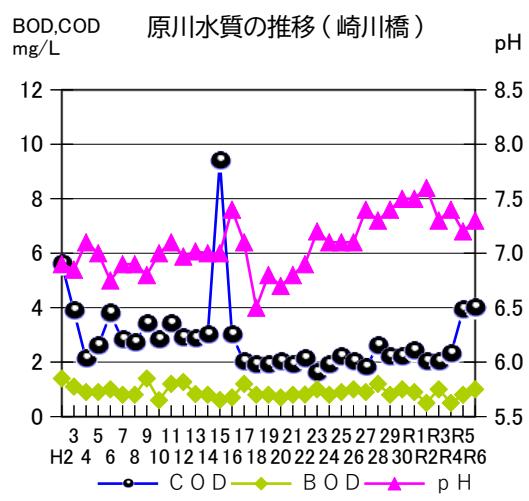
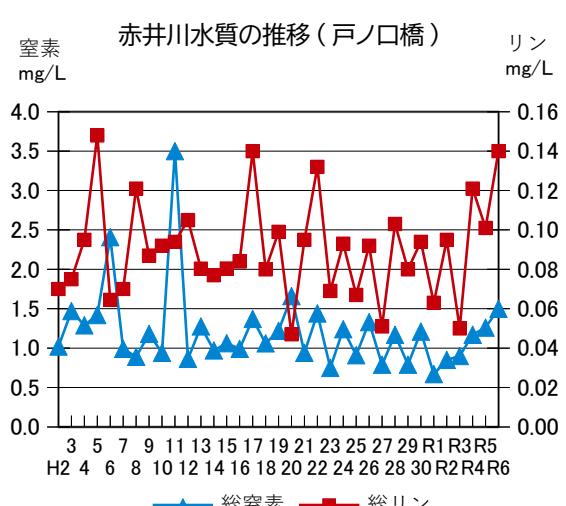
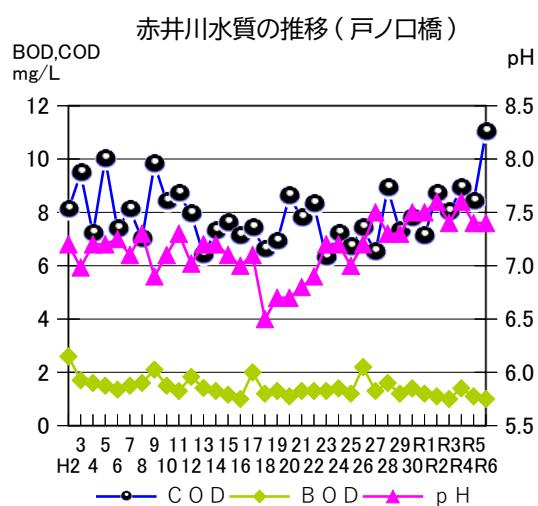
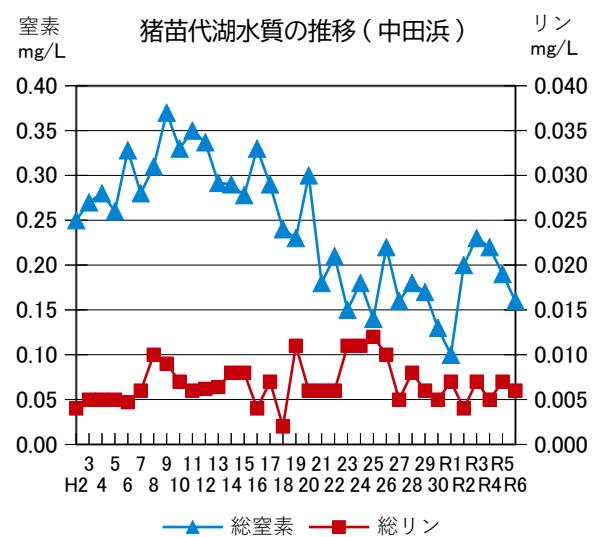
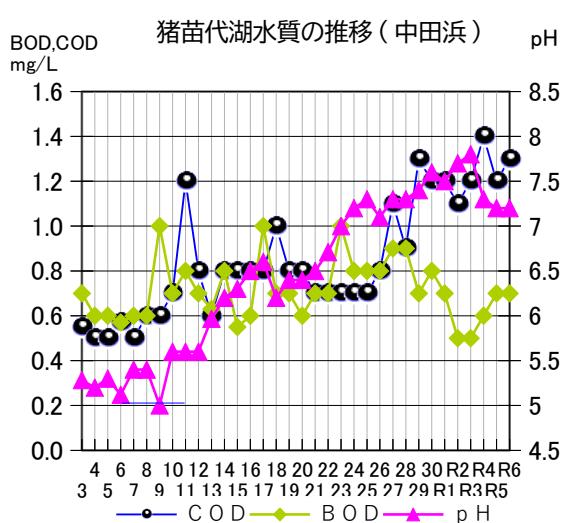
市水環境キャラクター
みずくん・たまちゃん

◆令和6年度 猪苗代湖流入河川等水質調査結果



(参考資料：122ページ 資料9)

◆猪苗代湖および流入河川の水質経年変化(年間平均値)

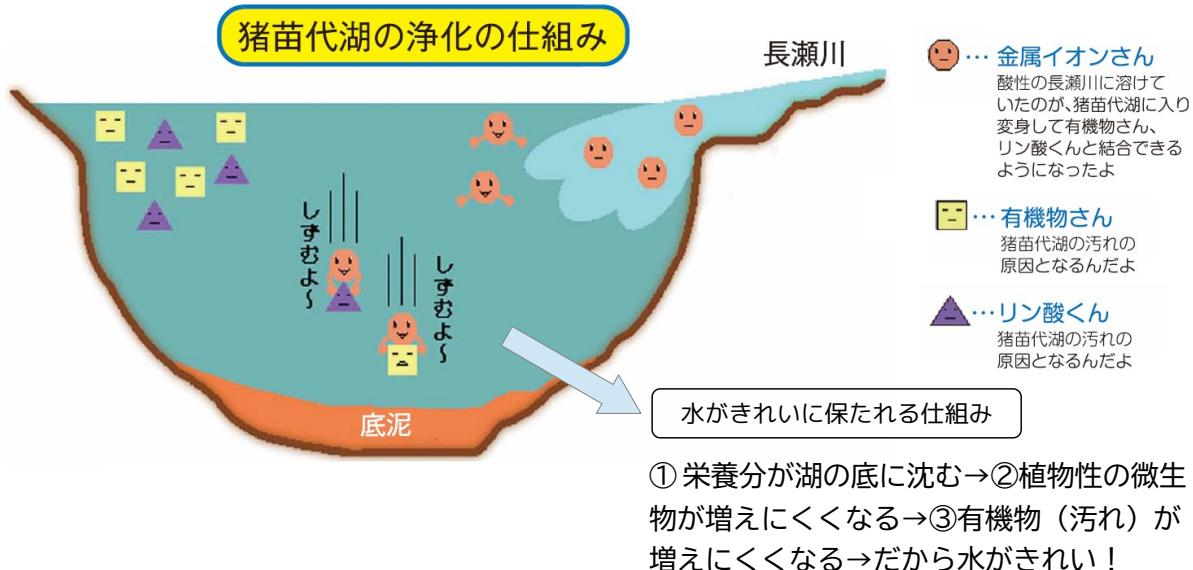


7 猪苗代湖の現状

(1) 自然の浄化作用

猪苗代湖には、猪苗代町の北部から流れる酸川（すかわ）が長瀬川と合流して流れ込んでいますが、酸川の水は強酸性で、鉄やアルミニウム等の金属イオンが溶け込んでいます。

猪苗代湖に入ると、それまで溶けていた金属イオンが形を変えて、有機物（汚れ）やリン酸（植物の栄養）と結びつき、湖の底に沈みます。この自然の浄化作用により、猪苗代湖の水質が良好に保たれていると考えられています（下図参照）。



【酸川の特徴】

長瀬川の支流の一つで、かつての硫黄鉱山からの地下水や、沼尻・中ノ沢温泉の源泉の影響で強酸性（pH 2）を示す河川です。見た目は透明で川原の石もきれいですが、強酸性のため鉄やアルミニウムなど様々な金属イオンを含んでいます。



酸川

【長瀬川の特徴】

裏磐梯から猪苗代湖に流入している河川です。猪苗代湖に流入する水の約40%が長瀬川から入っています。途中で酸川と合流し、酸性成分を湖に運んでいます。合流直後は、中和により酸性度が下がり（pH 3～4）、鉄イオンが固体化するため、川原の石に鉄分が付着し茶色に染まっています。



長瀬川

参考

【福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例】

福島県では、水環境悪化を未然に防止し、将来に渡って良好な水環境を保全していくため、平成14年3月に「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定しました。

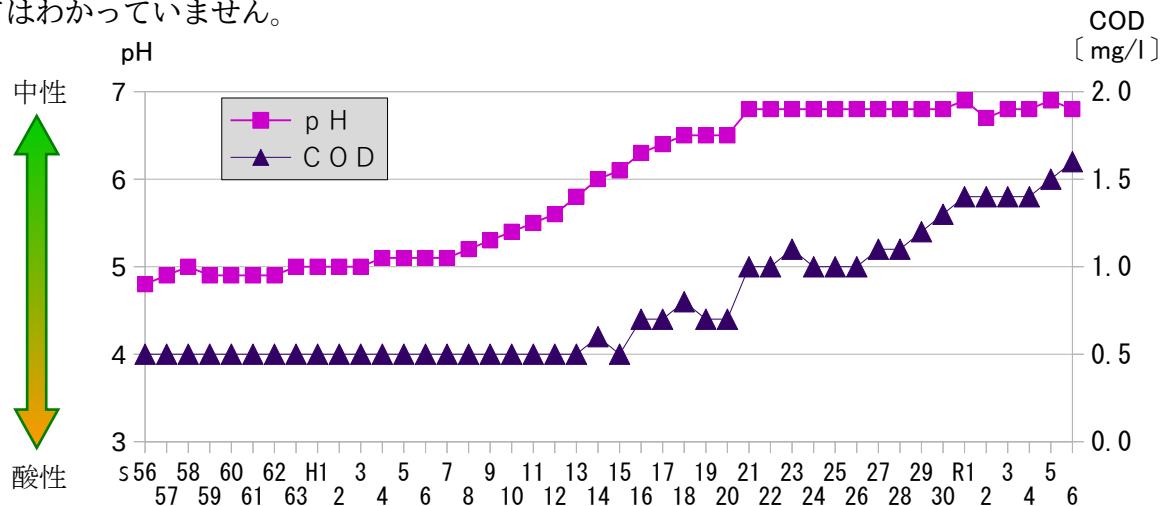
条例では、県民、事業者、行政の責務や富栄養化を防止するための窒素・リンの排出規制など、水質汚濁防止のための各種規制等が盛り込まれています。

排出規制値は、霞ヶ浦など富栄養湖に対する基準値と同等の厳しいものになっています。

(2) pHの中性化

pH 5前後の弱酸性を保ってきた猪苗代湖ですが、平成8年頃からpHが上昇はじめ、平成18年度以降はpH 6.5以上となり、令和6年度はpH 6.8であったことから、ほぼ中性になっています。

猪苗代湖が中性化した原因は様々考えられ、その一つとして、酸川（猪苗代湖に流入する長瀬川の支流）に含まれている酸の量が減ったことが考えられていますが、詳細についてはわかっています。



■猪苗代湖心の水質変化（CODの上昇）

猪苗代湖の中性化に伴い、湖水の汚れを現す指標であるCODの値も上昇傾向にあります。これは、猪苗代湖の自然の浄化作用の低下や湖内における生産（プランクトン等の水生生物の繁殖）の増大などが考えられます。水質が悪化することが懸念されるため、県や流域市町村等では水質改善に向けて様々な取組を行ってきました。市では、今後とも継続的に水質改善に取り組んでいきます。

【水質改善の取組例】

猪苗代湖上流域での下水道や高度処理合併浄化槽の普及促進

猪苗代湖岸の清掃や漂着水草・ヒシのボランティアによる回収

水環境にやさしい農業の推進 など

(3) 全国湖沼水質ランキング（ベスト5）について

猪苗代湖は、環境省発表の公共用水域水質測定結果による湖沼の水質ランキング（ベスト5※平成28年度以前はCOD値、大腸菌群数などによりランク付け。平成29年度以降はCOD値のみによりランク付け。）において、平成14年から17年の4年間は1位でしたが、その後、平成20年度以外はCOD値の増加や大腸菌群数の環境基準超過によりベスト5外となっています。近年のCOD値のみによるランキングは以下のとおりです。

令和2年度14位、令和3年度17位、令和4年度15位、令和5年度22位

(4) 湖沼の環境基準について

国では当初、環境基準として大腸菌群数を採用していましたが、近年、大腸菌を検出する技術が進歩し、ふん便汚染によるものと、自然由来のものとを分けて検出ができるようになったため、令和4年4月から基準を大腸菌数に見直しました。なお、猪苗代湖で検出される大腸菌群については、ほとんどが自然由来であることが判明しています。

基本目標3　きれいな環境を保全し、安全・安心に 暮らせる“まち”をつくる

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害やごみのポイ捨て等による生活環境の悪化、放射線に関する不安は、私たちの健康や安全を脅かし、「Well-being（幸福度・高い生活の質）」の向上を妨げる要因となります。

Well-beingの向上を実現するためには、これらの要因から生活環境を守り、放射線等について正しい知識を身に着けることが重要です。

そのため、事業者や市民の皆様との協働により、環境負荷の低減や、継続的な環境調査により環境悪化の未然防止に努め、正確な情報を共有することによって、安全・安心に暮らせる満足度の高い“まち”をつくります。

- 取組3-1 空気・水・土を保全し、きれいな環境を守ります
- 取組3-2 ごみによる環境の悪化を防ぎ、良好な生活環境を守ります

環境目標 令和6年度実績



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R 9に向けた目標達成率	
		現状値	実績値	目標値			
		R 4	R 6	中間R 9	目標R 12		
3-1	河川水質の基準値達成率	100%	100%	100%	100%	100.0%	
	汚水処理人口普及率	88.4%	80.0%	90.7%	92.8%	88.2%	
	水質事故発生件数	33件	6件	15件	10件	250.0%	
	地下水における有機塩素化合物非検出率	非飲用	78%	89%	100%	100%	
		飲用	100%	100%	100%	100.0%	
	自動車騒音に係る環境基準の達成率	83%	100%	100%	100%	100.0%	
	公害苦情相談件数	33件	35件	15件	10件	42.9%	
	放射線の影響に不安を感じる市民の割合	市民 18.3% 児童 42.7% (R 4)	—	0%	0%	—	

個別目標	環境目標	目標値と実績値				R 9に向けた目標達成率	
		現状値	実績値	目標値			
		R 4	R 6	中間R 9	目標R 12		
3-2	清掃事業への参加人数	701人	2,745人	1,500人	1,500人	183.0%	
	野焼き相談件数	14件	3件	0件	0件	0%	
	農業用使用済プラスチック回収量	88,738kg	81,743kg	75,000kg	70,000kg	91.8%	



「環境基準」と「規制基準」ってなあに？

■ 環境基準とは？

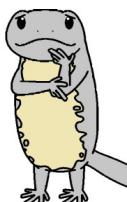
人の健康と生活環境を守るうえで「維持されることが望ましい」とされる、大気や水・土壤・騒音・地下水に関する基準を指します。最低限守ればいい、というものではなく、より積極的に基準を保つことが求められます。

【例】一般的な住宅街での騒音基準

→「午前6時～夜10時までの間は55 dB（デシベル）以下であること。」
(参考：エアコンの音の大きさのめやはすは、通常40～60 dBです。)

■ 規制基準とは？

環境基準と似た言葉で「規制基準」という言葉があります。規制基準は、上記の環境基準を満たすため、工場や事業所などが守らなければならない具体的な基準で、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法など、各種法律で定められています。基準を超えると法律違反になり、罰則が科せられることもあります。



これ以上の騒音
はダメ！

環境施策 令和6年度取組実績

取組3－1 空気・水・土を保全し、きれいな環境を守ります

◇公害による被害を防止します

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
環境保全協定締結〔環境共生課（環境G）〕	・環境法令で規制される施設等のうち、特に環境への影響が懸念される施設等と協定を締結することにより、環境の保全に努める。 ・協定に基づき、測定値等の報告を求める。	・環境保全協定に基づき、各測定値の報告を受け、適正な管理がなされている事を確認した。 ・令和6年度に新規の環境保全協定の締結は無かった。	・環境への影響が懸念される施設等と協定に基づき、測定値等の報告を求める事により、環境への意識が高まり近隣住民とのトラブルは無くなっている。
家庭での灯油流出の防止に向けた啓発〔環境共生課（環境G）〕	・水質汚濁、土壤汚染の原因となる有害物質の流出のうち、家庭での灯油流出を防ぐため、市民に対し広報紙やホームページ、関連業者を通じて灯油流出事故防止についての啓発を行う。	・市ホームページ、市政だよりにて、家庭での灯油流出防止について広報した。	・水質汚濁、土壤汚染の原因となる有害物質の流出のうち、家庭での灯油流出を防ぐため、市民に対し広報紙やホームページ等啓発を行ったが完全に解消されてはいない。
非飲用地下水調査の実施〔環境共生課（環境G）〕	・融雪用などの非飲用井戸を選定し、有機塩素化合物による地下水の汚染状況を調査する。	・9カ所の測定地点のうち、1カ所において対象物質の検出が認められたが、いずれも環境基準を下回った。	・地下水の水質は、改善傾向にあります。
アスベストの除去対策と市民への情報提供〔環境共生課（環境G）〕	・アスベストの適正な管理について周知し、市で所有する建物についてはアスベスト含有建材等調査を行い状況を把握する。	・府内施設におけるアスベスト等の適正管理の周知に努め、アスベスト含有建材等把握し、適切な対応を講じていることを県へ報告した。	・府内施設におけるアスベスト等の適正管理の周知をし、アスベスト含有建材等把握し、適切な対応を講じている。
騒音測定事業〔環境共生課（環境G）〕	・環境騒音、自動車騒音、高速自動車道騒音等の測定を実施する。 ・令和5年度の調査結果について公表を行う。	・市内の住居等に騒音計を設置し、環境騒音、自動車騒音、高速自動車騒音の常時監視を行った。 ・自動車騒音において僅かに環境基準を超過する場所があったが、要請限度を超過した場所はなかった。 ・令和5年度の調査結果について公表を行った。	・環境騒音、自動車騒音、高速自動車道騒音等の測定を実施し、結果を「会津若松市の環境」において公表することで市民の意識改革につながった。
騒音規制法に基づく指導〔環境共生課（環境G）〕	・騒音規制法や福島県生活環境の保全等に関する条例による規制の周知、指導等を実施する。	・騒音に関する苦情申立があった事業所等に対し、現地調査や指導を行った。 ・令和6年度騒音苦情13件	・騒音規制法や福島県生活環境の保全等に関する条例による規制や騒音への苦情処理を行い、生活環境が保全されている。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
悪臭調査事業 〔環境共生課 (環境G)〕	・悪臭苦情の寄せられた事業所等を対象に調査を実施し、悪臭状況を把握することで、悪臭公害の未然防止を図る。	・平成28年度および平成29年度の悪臭分析調査において、一部臭気指数が基準を超過した2事業所について、悪臭調査を実施。基準の超過はなかった。	・悪臭苦情の寄せられた事業所等を調査し、悪臭状況を把握することで、悪臭公害の未然防止になっている。
悪臭防止指導 〔環境共生課 (環境G)〕	・立ち入り調査による原因の究明及び悪臭の発生・拡散防止のための指導を継続的に行う。	・3事業所（荒川産業・佐藤総業・食肉事業協同組合）へ悪臭パトロールを実施し、基準を超過した事業者はなかった。	・立ち入り調査を実施することにより事業者の悪臭防止への意識が高まった。
し尿くみ取り 事業〔環境共生課 (ごみ減G)〕	・旧会津若松地区における、し尿の適切な収集運搬と処理を行うことで、市民の衛生的な生活環境を維持する。	・旧会津若松地区におけるし尿くみ取り業務の実施。 ・くみ取り利用登録者数 一般 3,264世帯 事業所 769か所 ・くみ取り延べ件数 一般 29,398件 事業系 3,753件 ・くみ取り量 総量 8,912kg 一般 7,638kg 事業所 1,274kg	・旧会津若松地区におけるし尿の適切な収集運搬と処理を行うことで、市民の衛生的な生活環境を維持することができた。
水道未普及地 区水量水質等 調査〔健康増 進課〕	・水道未普及地区の水源確保のため、水源調査（水量水質検査）を実施する。	・地区要望により既存水源を活用した整備実施のため、計画の水源調査は未実施。	・平成26年度より、14地区の水源調査を行った。
市開発行為等 指導要綱に基 づく公害防止 及び排水対策 の指導〔開発 管理課〕	・開発区域周辺における公害の未然防止に対する指導を行う。 ・開発行為において、生活排水の処理水や雨水排水が適切に排出されるよう指導を行う。	・開発許可件数 15件 新規12件、変更3件	・市開発行為等指導要綱に基づき、適切な指導を行った。

◇生活排水による水質汚濁を防ぎます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
公共用水域水 質調査事業 〔環境共生課 (環境G)〕	・継続して主要河川及び猪苗代湖流域での水質調査を実施し、水環境の現状を確認するとともに、調査結果の公表を行う。	・継続して主要河川及び猪苗代湖流域での水質調査を実施し、水環境の現状を確認するとともに、調査結果の公表をした。	・市内の公共用水域水質調査結果を公表し、市民に水環境保全についての意識啓発を図ることができた。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
生活排水対策事業（啓発、周知）〔環境共生課（環境G）〕	・市内の公共用水域水質調査の結果を公表し、市民に水環境保全についての意識啓発を図る。	・市政だよりに、令和5年度の水質調査の結果とあわせ生活排水対策についての情報を掲載した。	・市内の公共用水域水質調査の結果を公表し、市民に水環境保全についての意識啓発を図ることができた。
水道水質調査〔上水道施設課〕	・水質検査計画に基づき水質検査を実施する。	・令和6年度水質検査計画に基づき水質検査を実施し、水質基準適合率100%を達成した。	・令和6年度水質検査計画に基づき水質検査を実施し、水質基準適合率100%を達成した。
公共下水道事業 農業集落排水事業 個別生活排水事業 浄化槽設置整備事業〔下水道施設課〕	・快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道や浄化槽などの普及推進を図る。	・公共下水道整備面積 12.5ha 個別生活排水事業 20基 浄化槽設置整備事業 4基	・公共下水道や浄化槽設置により、快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全に寄与した。
浄化槽設置整備事業 個別生活排水事業（維持管理）〔下水道施設課〕	・合併処理浄化槽設置者に対し、浄化槽講習会により適正管理を指導する。 ・個別生活排水処理区域内の既存の合併処理浄化槽を条件により市が移管を受け、適正に管理する。	・合併処理浄化槽設置者に対して、パンフレットによる周知等適正管理を指導した。 全体 個別生活排水浄化槽 1,202基（23基増）	・合併処理浄化槽設置者に対して、パンフレットによる周知等適正管理を指導した。
下水道処理区域内公共用水域水質調査〔下水道施設課〕	・下水道処理区域内の河川水質の調査を行い、下水道普及率と河川水質の向上を公表することにより、普及率の向上に寄与する。	・下水道等の水洗化率と河川水質の向上を上下水道局広報みずちゃんとねるにて公表した。	・下水道等の水洗化率と河川水質の向上を上下水道局広報みずちゃんとねるにて公表した。
農業集落排水事業 個別生活排水事業（高度処理）〔下水道施設課〕	・快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全のため、湊町区域における農業集落排水施設の集約化や浄化槽の普及推進を図る。	・農業集落排水事業施設集約化 管路施設工 696m (接続率) 赤井地区 99.4% 共和地区 95.6% 個別生活排水事業 3基	・農業集落排水処理施設への接続、浄化槽の設置により汚水処理が適正に行なわれ、湊町区域における生活環境の向上が図れた。

有害物質ってなあに？

有害物質は、主に工場や事業所等から排出されるもので、人や生態系に有害な影響を及ぼす化学物質を指します。排出する際には、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染等が起こらないよう、それぞれに関連する法令で厳しい規制が設けられています。



◇有害物質による健康被害を防止します

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
斎場火葬炉の ダイオキシン 類の調査〔市民課〕	・斎場火葬炉から発生する環境中のダイオキシン類を調査する。	・ダイオキシン類の調査を実施した(11月22日実施済。基準内。2号炉)。	・ダイオキシン類の基準値を超過した年度はなく、適正な管理がなされていることを確認した。
ダイオキシン 類調査(小動物 焼却灰) 〔環境共生課 (ごみ減 G)〕	・道路等で死亡した小動物等を収集、焼却処理を行っている専用の焼却炉について、毎年度1回、ダイオキシン類の検査を実施する。	【実績値】 ・排ガス 1.6ng-TEQ/m ³ N ・焼却灰 0 ng-TEQ/g-dry ・基準値の超過はなかった	・焼却施設の検査を継続し、適切な施設管理と大気中への有害物質の排出を防止していく。
飲用地下水調査〔健康増進課〕	・飲用地下水で汚染の可能性がある地区を重点地域とし、3地区(5地点)において年1回水質検査〔有機塩素化合物、油脂類等〕を実施する。 ・調査項目 ■旧会津若松地区: テトラクロエチレン、トリクロエチレン、1,1,1-トリクロエチレン ■旧河東地区: pH、味、臭気、色度、濁度、塩化物イオン、一般細菌大腸菌、TOC、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、硬度、蒸発残物、鉄、ノルマルヘキサン抽出物質 計14項目	・飲用地下水で汚染の可能性がある地区を重点地域とし、3地区(5地点)において年1回水質検査を実施。 神指町高久地区 2地点 門田町徳久地区 1地点 河東町八田地区 2地点 ・1地点において、色度、鉄及びその化合物において、基準値超過。 ※「生活上支障関連項目」として基準値が決められており、飲用には支障がない	・これまで、汚染の可能性が高い工場立地地区を中心に、3地区(5地点)において、有機塩素化合物、油脂類等の水質検査を行い、汚染は確認されなかった。

◇放射線に関する正しい知識を身につけます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
各種広報媒体 を活用した放 射線情報の発 信〔環境共生 課(環境 G)〕	・市内の環境放射線量を市政によりやホームページ等で公表することにより、市民の不安の払拭を図る。	・モニタリングポストでの測定値は、公衆被ばく線量限度の年間1mSvとなる0.23μSv/hを大きく下回っており、市政によりにも毎月掲載した。	・毎月市内20箇所のモニタリングポスト等の測定値を市政によりやホームページ等で公表した。その結果、不安が解消されつつある。
放射線濃度検 査(川ざらい 土砂)〔環境 共生課(ごみ 減G)〕	・川ざらい土砂を適正に処理するため、放射線濃度の検査を行い、安全性を確認する。	・最終処分場に運搬する前に、川ざらい土砂の放射能濃度を測定し、安全性を確認した。 放射能濃度 380Bq/kg	・川ざらい土砂の放射線量の測定を行い、測定結果を公表し、基準値の超過はなかった。

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
保育所等給食 食材検査事業 〔こども保育 課〕	・保育施設の給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表する。（検査希望13施設）	・保育施設の給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表した。 ・13施設において実施し、312検体全てにおいて基準値の超過はなかった。	・施設で使用される食材の放射線量の測定を行い、測定結果を公表した。 ・食材の安全性の確認及び保護者の安心確保につながった。
学校給食食材 検査事業〔学 校施設給食 課〕	・学校給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を公表する。	・学校給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表した。 ・検査検体数 295 検体 ・基準値の超過はなかった。	・学校給食で使用される食材の放射線量の測定を行い、測定結果を公表した。 ・食材の安全性の確認及び保護者の安心確保につながった。
食品等放射能 検査事業〔健 康増進課〕	・県が指定する検査機関へ郵送し、検査を実施する。	・検査件数 5 件	・検査件数が年々減少傾向でありR 5年以降国の中でも基準値以上のものは検出されていない。
水道事業にお ける放射性物 質モニタリン グ事業〔健康 増進課〕	・簡易水道事業の放射性物質のモニタリング調査を四半期毎に実施する。	・簡易水道事業の放射性物質のモニタリング調査を四半期毎に実施した。基準値の超過はなかった。	・平成 26 年度から簡易水道事業のモニタリング調査を実施し、基準値の超過はなかった。
飲用地下水の 放射性物質モ ニタリング事 業〔健康増進 課〕	・食品等放射能検査事業で飲用地下水等の検査を実施する。	・実施の申込がなかつたため実績なし	・令和 6 年度は検査申込が無かった。引き続き検査の実施により市民の健康管理への支援を行う。
米のモニタリ ング検査〔農 政課〕	・本市産米について、出荷・販売前にモニタリング検査を実施し、安全性を確認する。	・市内 3 地区においてモニタリング検査を行い、基準値を超える放射線量は検出されなかつた。	・モニタリング検査により、本市産米の安全性を明確化できた。
農産物緊急時 モニタリング 〔農政課〕	・本市産の農作物について、出荷開始前から出荷初期段階に、放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性を確認する。	・農作物 76 点（54 品目）を検査したが、基準値を超える放射性物質は検出されず、本市産農産物の安全性を確認できた。	・モニタリング検査を実施することで、本市産農産物の安全性の確認が出来た。
浄水発生土の 放射性物質検 査〔上水道施 設課〕	・浄水発生土中に含まれる放射性物質を検査する。	・浄水発生土中に含まれる放射性物質を検査し、放射性セシウム、放射性ヨウ素について、全ての検査結果において基準値超過無し、安全性を確認した。	・浄水発生土中に含まれる放射性物質を検査し、期間中全ての検査結果において基準値超過無し、安全性を確認した。

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
飲料水の放射性物質検査 〔上水道施設課〕	・水道水中の放射性物質を検査する。	・水道水中の放射性物質を検査し、放射性セシウム、放射性ヨウ素について、全ての検査結果において基準値超過無し、安全性を確認した。	・水道水中の放射性物質を検査し、期間中全ての検査結果において基準値超過無し、安全性を確認した。
下水汚泥の放射能濃度測定 〔下水道施設課〕	・会津若松市下水浄化工場等で発生する下水汚泥の放射能濃度を毎月測定し、その結果を公表する。	・会津若松市下水浄化工場等で発生する下水汚泥の放射能濃度を毎月測定し、その結果を公表した。 ・基準値の超過はなかった。	・当初は放射性セシウムが検出されることがあったが、令和4年度からは検出されなくなっている。

取組3-2 ごみによる環境の悪化を防ぎ、良好な生活環境を守ります

◇ごみの適正な処分に努めます

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
廃棄物収集運搬処理事業 〔環境共生課 (ごみ減G)〕	・一般廃棄物（家庭から出る生活系ごみ、粗大ごみ、川ざらい土砂、小動物死体）を収集運搬し適正に処理する。	・家庭から出る生活系ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）の収集について、事業者に委託し収集運搬を実施。 ・粗大ごみについて、直営で収集運搬を実施。 ・全市一斉清掃で排出される川ざらい土砂について、仮置場での一時保管並びに委託による最終処分場への運搬及び埋立処分を実施。 ・小動物死体について、直営で収集運搬及び焼却を実施。	・一般廃棄物を収集運搬し適正に処理することで、ごみの放置による悪臭や害虫の発生、生活環境の悪化を防ぎ、清潔な環境を保った。



実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
動物死体処理 〔環境共生課 （ごみ減 G）〕	・動物死体を適正に処理することで、市民の衛生的な生活環境を維持する。	○動物死体受付件数 ・有料 635頭 無料 409頭 合計 1,044頭 ○動物死体（有料）に 係る処理・収集件数、 手数料 ・処理 635件 収集 65件 手数料 728,000円	・移動式焼却炉を導入し焼却処理しており、市民の衛生的な生活環境を維持している。
会津若松地方 広域市町村圏 整備組合による 適正な一般 廃棄物の中間 処理・最終処 分〔環境共生 課（ごみ減 G）〕	・本市の一般廃棄物の処理、処分にあたり、会津若松地方広域市町村圏整備組合の取組に参画し、適正に中間処理・最終処分を行う。	・処理実績 ・ごみ 46,686t ・し尿 11,468kℓ	・本市の一般廃棄物を会津若松地方広域市町村圏整備組合の取組に参画し、適正に中間処理・最終処分を行った。
災害廃棄物対 策〔環境共生 課（ごみ減 G）〕	・災害時の迅速な災害廃棄物処理の実施と、災害時に備えた体制整備など平時から取組みを行う。	・市総合防災訓練における市社会福祉協議会との連携訓練と、災害廃棄物に係るパネル展示を行った。 ・仮置場の設置や仮設トイレの設置を含むし尿くみ取り体制の構築に向けて、事業者や関係団体と協議・意見聴取を行い、初動対応手順書の更新を行った。	・市総合防災訓練における取組と、初動対応手順書の更新により、災害時に備えた体制整備を行った。
農業用使用済 プラスチック 適正処理事業 〔農政課〕	・ビニールハウスやマルチ等の農業用の使用済みプラスチックの回収及び適正処理を実施する。	・年2回、ビニールハウスやマルチ等の農業用使用済プラスチックの回収及びリサイクル処理を実施した。 (906件、82t)	・農家単体では処理が難しい事業ごみの回収を支援することで、適正処理を実現することができた。

◇衛生的で機能的なごみステーションの普及に取り組みます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
ごみステー ションの環境 整備に係る事 業〔環境共生 課（ごみ減 G）〕	・ごみステーション美化事業補助金の交付を通して、衛生的で機能的なごみステーションの設置を促進する。 ・見守りカメラシステムの運用により、不法投棄及びごみステーション等への悪質な違反ごみの投棄を防止し、良好な環境を維持する。	・補助金額 2,074,000円 ・申請数 46町内会 88基	・ごみステーション美化事業補助金を活用して、ごみステーションを設置又は改修している町内会がほとんどであり、それにより当該地域の環境美化が図られている。

◇ごみのポイ捨て・不法投棄を防ぎます

実施事項 [担当所属]	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
不法投棄防止対策〔環境共生課（ごみ減G）〕	・職員によるパトロール活動や不法投棄監視員との連携により、不法投棄の早期発見、未然防止を図る。	・16名の清掃指導員が担当地区内を循環し、不法投棄の監視及び調査、指導等を行った。 ・不法投棄監視員16名を委嘱し、監視活動を行った。 ・不法投棄件数 12件	・職員によるパトロール活動や不法投棄監視員との連携により、不法投棄の早期発見、未然防止を図った。
ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議〔環境共生課（環境G）〕	・ポイ捨てのない、明るく住みよいまちづくりを推進するためにハッピークリーンキャンペーンを実施する。 ・狂犬病予防接種会場において犬ふん回収袋付きチラシ配布による啓発を行う。	・令和6年10月5日鶴ヶ城ハーフマラソン大会の前日に、鶴ヶ城ハーフマラソン大会コースを中心とした市内一円の一斉清掃を行った。214名の市民の方に協力いただき、前年より多くの参加者があった。令和6年度の予防接種会場では、ポイ捨てチラシの配布で啓発を行った。	・鶴ヶ城ハッピークリーンキャンペーンについては、昨年よりも多くの市民の参加があり、意識の向上につながっている。犬ふんマナーの看板の申請も減っている傾向にあり、環境美化の意識が高くなっている。
市民憲章推進事業（クリーン鶴ヶ城作戦）〔市民協働課〕	・市民憲章条文「環境をととのえ美しいまちをつくりましょう」の実践事業として、観光地として賑わい、市民の憩いの場にもなっている鶴ヶ城及びその周辺地域の清掃活動を通じ、環境美化活動に関する意識の高揚を図る。	・市民等個人、団体合わせて496名の参加のもと、事業実施した。また、環境美化活動の意識高揚を図るために、終了式で市民憲章唱和を行った。	・事業計画通り実施することができた。
生活環境保全推進事業（ポイ捨て禁止、犬ふん放置、自転車放置、野焼き禁止等）〔環境共生課（ごみ減G）〕	・各地区環境美化推進協議会と連携した地域の環境美化を図る。 ・生活環境保全推進員と連携した生活環境の保全を図る。 ・職員によるパトロール活動を実施と、環境美化推進協議会や生活環境保全推進員からの報告をもとに現地調査や啓発活動を行う。	・13名の清掃指導員が担当地区内を循環し、ポイ捨て等に関する情報収集及び調査、指導等を行った。 ・生活環境保全推進員30名を委嘱し、巡回活動を行った。 ・報告件数 10,340件	・各地区環境美化推進協議会と連携した地域の環境美化や、生活環境保全推進員と連携した生活環境の保全、職員によるパトロール活動を実施し、良好な生活環境保全に寄与した。

◇ごみの野焼きを防ぎます

実施事項 [担当所属]	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
野焼き禁止の周知〔環境共生課（環境G）〕	・大気汚染や悪臭の原因となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されている廃棄物の違法な焼却（野焼き）について、禁止であることの周知や実施者への指導を行う。	・市のホームページで野焼きの禁止についての記事を掲載した。 ・苦情が入った場合は、速やかに現場を確認し、違法なごみの焼却を行っている者に対しては、直接指導をした（9件程度）。	・市のホームページで野焼き禁止の記事を掲載し、苦情が入った場合は速やかに現場を対応し、直接指導したが解消されてはいない。

特集 「公害の現状と対策」

(担当課：環境共生課)

1 環境に関する苦情

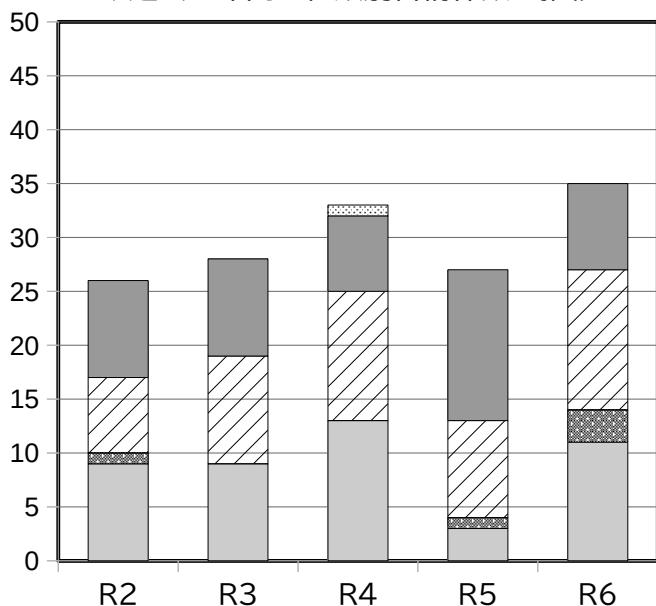
(1) 苦情の概況

市民から寄せられる公害及び生活環境の悪化に関する苦情については、「公害紛争処理法」第49条及び「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」第6条に基づき対応しています。

令和6年度の苦情件数は35件で、前年度の27件と比べ増加しています。

苦情の内訳では、「騒音」が最も多く、次いで「大気汚染」「悪臭」の順となっています。近年では、広い地域に影響を及ぼすような大規模な公害は少なくなっていますが、近隣に影響がある小規模な事例が増加しています。

件数 ◆過去5年間の種類別苦情件数の推移



- ▣ その他
- 悪臭
- ▢ 騒音
- ▨ 水質汚濁
- 大気汚染

※ 環境基本法第2条に
列挙されている

- ・大気汚染
 - ・水質汚濁
 - ・騒音
 - ・振動
 - ・悪臭
 - ・土壤汚染
 - ・地盤沈下
- を“典型7公害”と呼びます。

(2) 公害苦情への対応

市では、環境保全関係法令のうち、悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法について、法に基づいた届出事務、指導、規制を行っています。公害に対する苦情が寄せられた場合には、速やかに現地調査を行い、公害防止に向けた指導等にあたります。

また、過去に苦情が多く寄せられた事業所については、測定調査や立ち入り調査なども行っています。

近年は、近隣間での生活騒音に関するトラブルなど、法規制の及ばない苦情も増加しており、状況に応じて発生源者へ対策の助言を行うほか、解決しない場合は県の公害紛争調停制度の活用も選択肢の一つとなっています。

2 大気汚染

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動により発生する汚染物質や、火山の爆発・黄砂などの自然現象で発生する汚染物質によって大気が汚されることを指します。大気の汚染はわたしたちの健康や生活環境等に影響を及ぼします。

(2) 環境基準の設定

大気汚染を防ぐため、環境基本法第16条の規定に基づき、様々な汚染物質の排出に関しては、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい」基準（＝環境基準）、というものが定められています。
(参考資料：116ページ 資料3)

(3) 監視測定局の設置

大気汚染防止法により、生活空間における大気汚染の状況を常時監視するため、全国に測定局（「一般環境大気測定局」と「自動車排出ガス測定局」）が設置されています。県内には、18の市町村に一般環境大気測定局（全34局）と自動車排出ガス測定局（全3局）が設けられており、二酸化硫黄や二酸化窒素などの常時監視を行っています。

市内には、県立葵高等学校（西栄町）に一般環境大気測定局が設置されています。

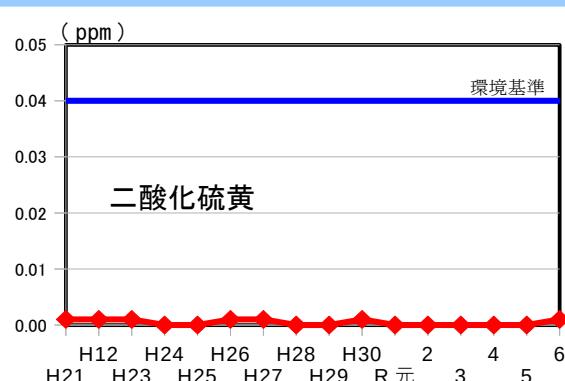
◆測定局で測定される主な物質と説明

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	主に石油・石炭等の燃焼などにより発生しますが、天然で発生することも少なくありません（火山ガスなど）。高濃度になると、呼吸器に影響をもたらしたり、植物を枯らしたりなどの被害が発生することがあります。酸性雨の原因物質としても知られています。
二酸化窒素	石油・ガス等の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源となります。直接発生するのはほとんど一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素に変化します。二酸化窒素は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の1つでもあります。
光化学オキシダント	工場や自動車などから排出される窒素酸化物・炭化水素等が、太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを主とする過酸化物の総称です。眼を刺激する有害物質で、光化学スモッグの原因となっています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子物質で、粒径が2.5マイクロメートル以下の物質を指します。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が懸念されます。自動車の排気ガスやボイラー、焼却炉などばい煙を発生させるような施設、火山活動や越境飛来などによって発生します。

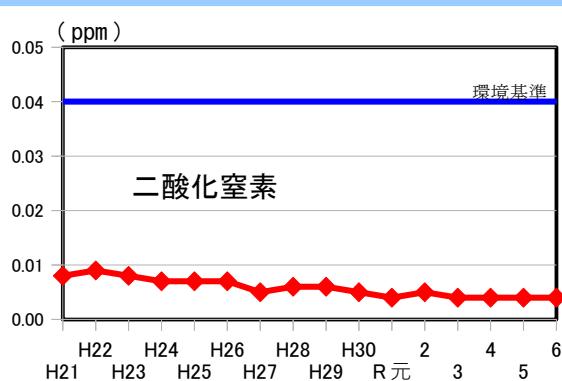
(4) 大気汚染物質の測定結果 これまで、平成21年5月に会津地域で初めて「光化学スモッグ注意報」が発令され、PM2.5については、平成26年2月に一時的に濃度が上昇し、県内全域に「注意喚起情報」が提供されました。

県の令和6年度調査結果によると、本市では、二酸化硫黄・二酸化窒素・微小粒子状物質については、いずれも環境基準を満たしており、平成20年度以降、数値は横ばい・減少となっています。光化学オキシダントについては、県内全ての測定局で1時間値が0.06ppm以下であるという環境基準は達成しませんでしたが、光化学オキシダント濃度の昼間（5時から20時まで）の日最高1時間値の全測定局の年平均値は、環境基準値以下でした。

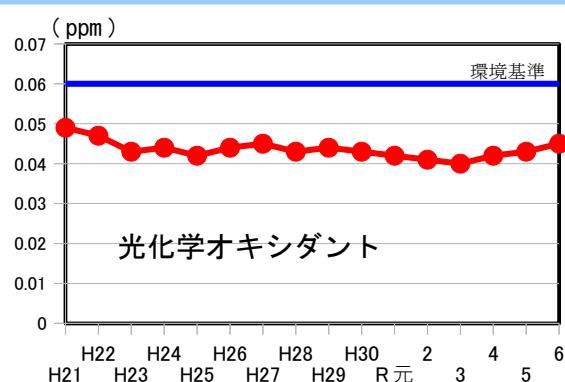
【市内の大気汚染濃度(年平均値)の推移～福島県環境等測定調査結果より～】※は環境基準値



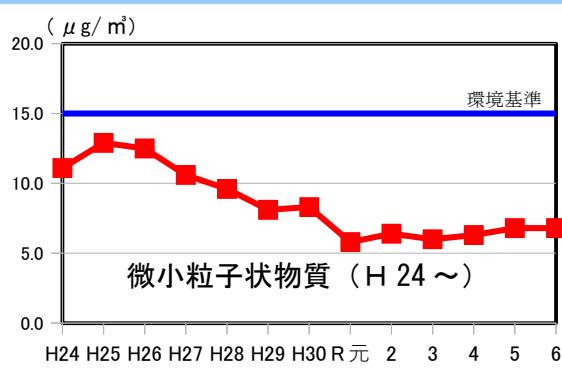
※1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.10ppm以下



※1日平均値が0.04～0.06ppmもしくは、それ以下



※1時間値が0.06ppm以下
実績値は、昼間（5～20時）の日最高1時間値の年平均値



※1年間の平均値が15 μg/m³以下、かつ、1日平均値が35 μg/m³以下

～ひとくちメモ～

■ 微小粒子状物質（PM2.5）ってドンナモノ？

PM2.5は、大気中に漂っている粒子のうち、粒子の大きさが髪の毛の太さの30分の1程度の、とても小さな物質を指します。PM2.5自体は、必ずしも有害なものとは限りませんが、「とても小さな物質」のため、肺の奥深くまで入りやすく、このことによって呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんの発生や循環器系への影響が懸念されています。

PM2.5は、季節風の影響で、冬季から春季にかけて濃度が上昇しやすい傾向にあります。環境省や県では、毎日、PM2.5の濃度を測定していますので、注意喚起が出された場合には、不要不急の外出は控え、長時間に渡る屋外での激しい運動を避けるように心がけましょう。（呼吸器系の疾患を持つ人や、小児、高齢者の皆さんには、特にご注意ください。）

タバコの煙
にもPM2.5
が含まれて
います

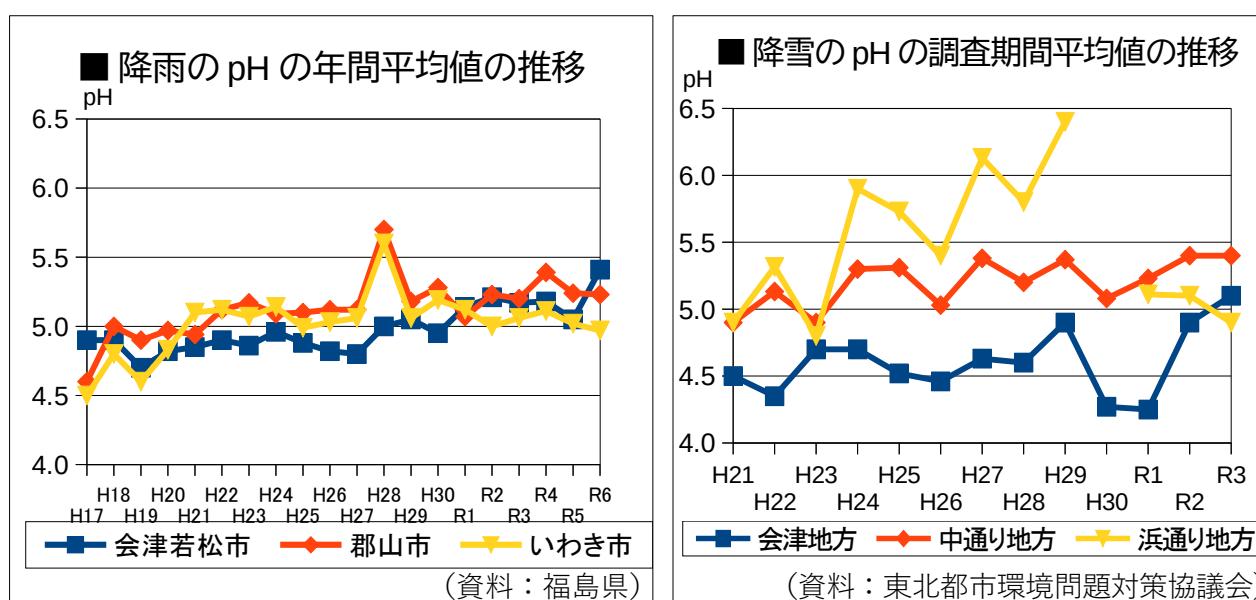


(5) 酸性雨及び酸性雪調査

化石燃料などの燃焼で発生する窒素化合物などが、大気中の水や酸素と反応することで硫酸や硝酸などの強酸を生じ、これらを取り込んだことで強い酸性となった雨や雪・霧のことを、酸性雨といいます。（※pHが5.6より低い場合に酸性雨となります。）

欧米では酸性雨により、森林や湖沼が衰退するなど地球規模の環境問題となっており、日本でも、欧米とほぼ同程度の酸性の降雨が確認されていることから、生態系への影響が心配されています。このため、福島県では酸性雨の実態を把握するため、継続的にモニタリング調査を実施しており、市においては、会津若松合同庁舎（追手町）が調査地点となっています。

市では、「東北都市環境問題対策協議会」の共同調査として、令和3年度まで冬期間に酸性雪調査を実施していました。県内の令和6年度調査結果を比較すると、会津地方は、pHがやや高い値でした。



※平成30年度の浜通り地方における酸性雪調査は実施されませんでした。

【酸性雨及び酸性雪調査の経年変化】

～ひとくちメモ～

■ pH（ピーエイチ）ってなあに？

pHは、「水素イオン濃度指数」のことです。水の酸性やアルカリ性の度合いを表す指標です。

0～14までの数値があり、7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強いことを表します。

ほとんどの生物は中性付近が生息に適しており、河川や湖沼の水もほとんどが中性付近です。

環境省が定める河川や湖沼の生活環境に係る環境基準もpH 6.5から8.5で、この範囲を超えると魚類や農作物に影響が出るようになります。

人の肌は弱酸性で酸には比較的強く、アルカリ性物質には弱くできています。

pH 0

pH 7

pH 14

酸性

中性

アルカリ性



- ・酢や柑橘類の果汁
- ・すっぱい

(中性付近) 生物の生息に適している範囲

(pH 6.5～8.5) 河川や湖沼の生活環境
に係る環境基準



- ・石けん水
- ・苦い

(6) 大気汚染を防止するために

福島県では、大気汚染の防止のため、法律や条例に基づいて、工場や事業場から排出されるばい煙の規制や発生源の監視、硫黄酸化物等の測定、その他、大気汚染防止法に基づく届出の受付事務や、工場・事業場に対する指導等を行っています。

また、市役所では、条例等に基づいて、野焼き等に対する苦情対応を行っています。

焼却炉等のばい煙を発生する施設を設置するときは県への届出が必要です

工場又は事業場に設置される焼却炉等の施設で、ダイオキシン類を発生する施設は、「特定施設」として「ダイオキシン類対策特別措置法(平成12年1月施行)」により、県への届出が必要です。

廃棄物の焼却炉については、火床面積が 0.5m^2 以上又は焼却能力 50kg/h 以上のものが届出の対象となります。



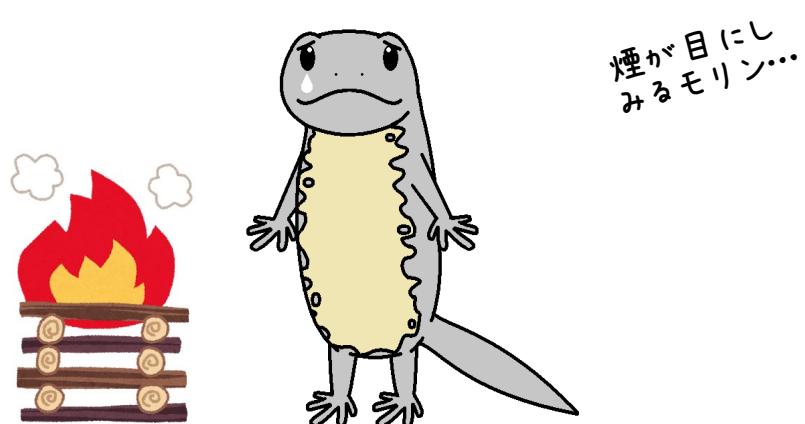
野焼きは禁止されています

適正な焼却施設を使わずに、家庭からのゴミ等を燃やすことを“野焼き”といいます。野焼きをすると、不快なにおいや煙が出て周囲の迷惑になるうえに、有害な物質が発生し健康を害する恐れがあるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）」や「会津若松市生活環境の保全等に関する条例（第29条）」で禁止されています。

また、基準に適合していない小型焼却炉の使用も禁止されています。家庭ごみ等の一般廃棄物については自家焼却をせず、適切に分別して市の収集に出しましょう。



周りに迷惑かけていませんか？



3 水質汚濁

(1) 貴重な水資源

会津は「山紫水明の地」と言われますが、会津若松の市街地は決して水が豊富というわけではありません。河川の上流部に位置し、山間からの湧き水のような小さな流れが集まり河川となっているのが現状で、主要河川である湯川や不動川なども水量は多いとはいえない。



そこで市では、水資源を有効利用するための工夫をしています。

阿賀川

猪苗代湖を水源とする戸ノ口堰の水が市街地を経由して郊外の水田に送られていたり、阿賀川から取水した門田堰の農業用排水が住宅地の側溝を流れるなど、農業用水として利用すると同時に維持用水や修景用水としての役目も果たしています。そのため農業用水は、事業場排水や生活排水の影響を受けやすく、稻作で水を使わなくなる秋から冬にかけて、側溝や河川の水量が著しく減少する特徴があります。

(2) 環境基準の設定

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の2つがあります。

■人の健康の保護に関する環境基準

⇒ 全ての公共用水域について一律に適用され、人の健康を保護するため、カドミウム、シアン等の有害物質27項目について定められた基準。

■生活環境の保全に関する環境基準

⇒ 生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる、BOD・COD(48ページ参照)などの有機的な汚れの基準。各水域の利用目的・状況に応じて水域類型が指定され、各項目ごとに基準値が定められています。

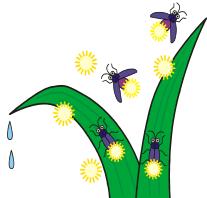
(参考資料：117～118ページ 資料4～7)

(3) 公共用水域水質調査

市では、毎月1回主要河川で水質調査を実施しています（調査地点により1、2月は除く）。令和6年度の調査結果では、主要河川の湯川・旧湯川では、環境基準を満たし、いずれも水質はおおむね良好でした。ただし湯川の南側から流入する古川・黒川排水路については、下水道の普及が遅れている地区を流れるため生活排水が一部未処理のまま流入し、まだまだ水質が良好とは言えず、このことが湯川の水質を低下させる主な原因と考えられます。

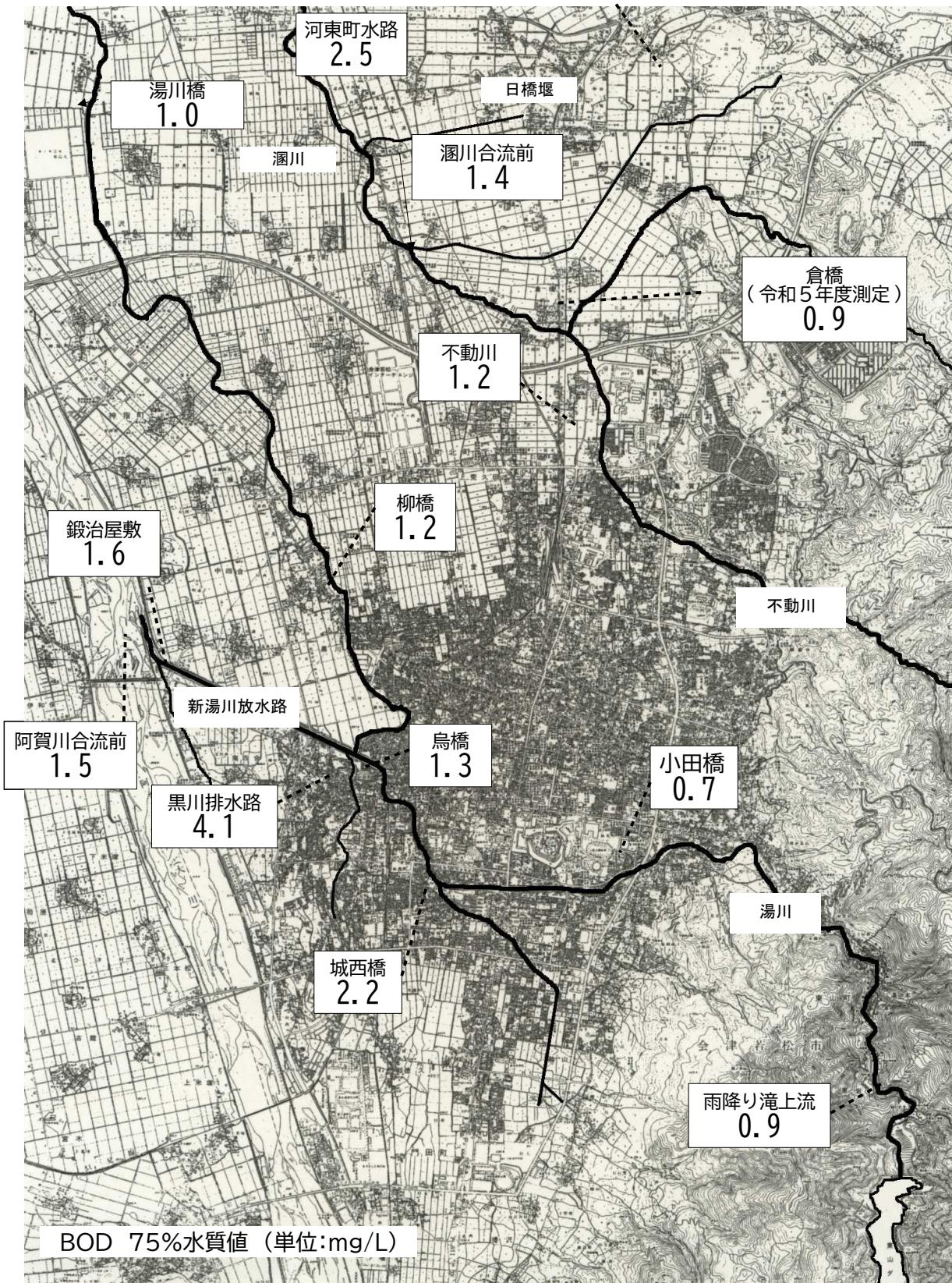
しかし、この地域も含め市内全域で、下水道や浄化槽の普及により、河川の水質は徐々に改善してきており、近年、湯川の中流域（古川合流地点から上流）や市街地の水路でも、水辺の生き物の回復が見られています。

河川の水質汚濁の主な要因は一般家庭からの生活排水であることから、市では、今後も水質調査を継続し、生活排水対策の推進、水環境保全の啓発を行っていきます。



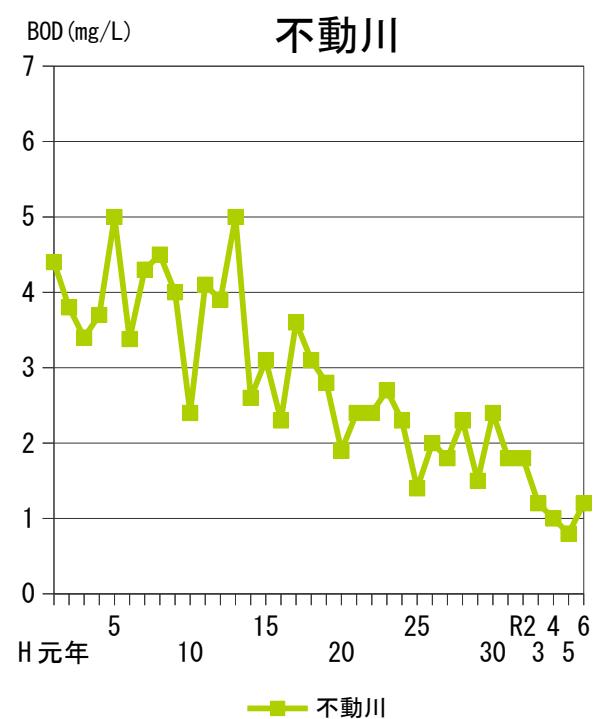
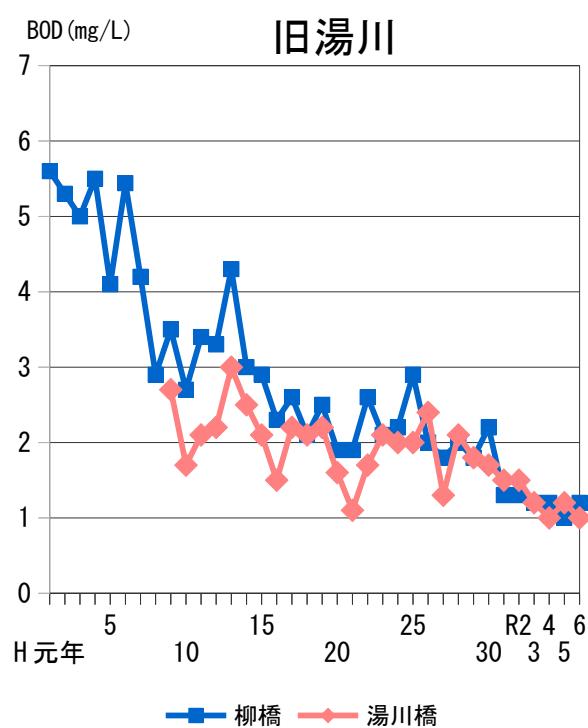
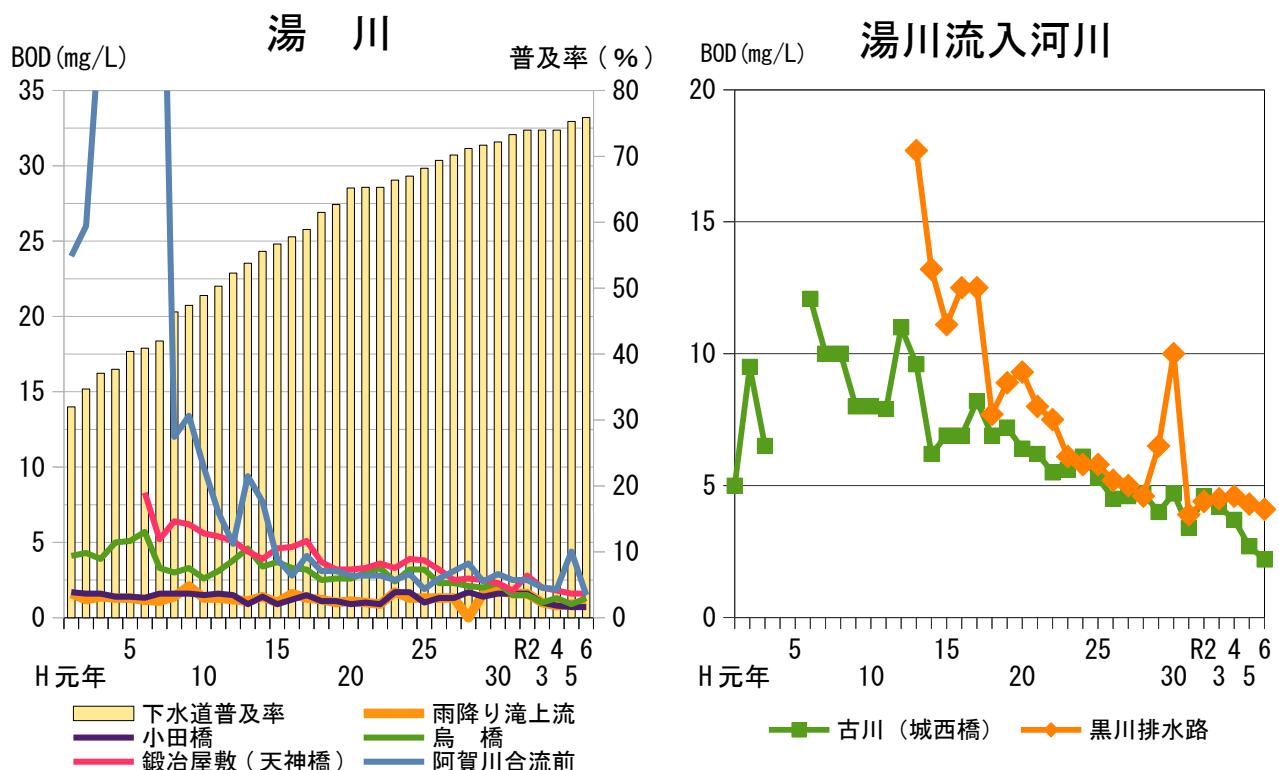
令和6年度の主な調査地点および調査結果（BOD）の概要は図のとおりです。

◆令和6年度 会津若松市公共用水域水質調査結果



(参考資料：119～121ページ 資料8)

◆各河川のBOD値の経年変化 (BOD 75%水質値)



4 化学物質等の監視・調査

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、意図的に製造される物質ではなく、ものの焼却の過程で発生する物質です。大型の焼却炉はもちろん小型の焼却炉からも発生します。

私たちの一般的な食生活等から取り込まれるダイオキシン類の量は、近年の厚生労働省の調査結果（一日摂取量調査）によると、体重1 kg当たり0.54pg (pg=ピコグラム)と推定され、この水準は耐容1日摂取量(4 pg/kg/日)を下回っており、健康に影響を与えるものではないとされています。

県では、毎年、本市のダイオキシン類を含む、大気や水質等の調査を実施しており、その結果を「環境白書」やインターネット・ホームページ等で随時公表しています。また、焼却炉を持っている市の廃棄物対策課と会津若松地方広域市町村圏整備組合においても排気の調査を実施しており、令和6年度の調査結果は全て基準値を下回っていました（下表参照）。

◆ダイオキシン類濃度測定結果

【県調査結果（令和6年度）】（福島県ホームページより）

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
一般大気中	葵高校	0.0054 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³
公共用水域	阿賀野川（田島橋）	0.039 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L

【会津若松市役所廃棄物対策課調査結果（令和6年度）】

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
廃棄物焼却炉	焼却炉	1.6 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N

【会津若松地方広域市町村圏整備組合調査結果（令和6年度）】（整備組合ホームページより）

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
廃棄物焼却炉	1号炉	0.039 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.017 ng-TEQ/m ³ N	
	3号炉	0.018 ng-TEQ/m ³ N	

※TEQ=Toxic Equivalent (毒性等量)

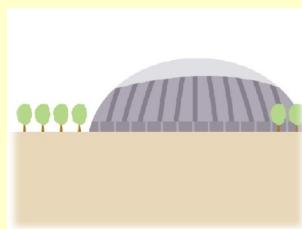
～ ひとつメモ～

■ pg (ピコグラム) ってどのくらい？

ピコグラムは、東京ドーム（約124万m³）に水をいっぱいに入れ、小さめの角砂糖1個を溶かしたとき、その水1mlに含まれる砂糖が約1 pgになります。

[様々な単位]

- ・ pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム
- ・ ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム
- ・ μg (マイクログラム) = 100万分の1グラム
- ・ mg (ミリグラム) = 1,000分の1グラム



(2) 有機塩素化合物

昭和50年代以降、有機塩素化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）による地下水汚染が全国規模で問題化したことから、本市では、昭和61年度から地下水の調査を実施してきました。

令和6年度は、市内の主に融雪に利用されている井戸9ヶ所を対象として令和7年3月に調査を実施しました。調査項目は、主に電子部品の洗浄やドライクリーニングの洗浄剤として使われている有機塩素化合物であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレンの4物質で、その結果は、下表のとおりです。調査した9ヶ所の内、2ヶ所で1,2-ジクロロエチレンが検出されましたが、環境基準以下でした。

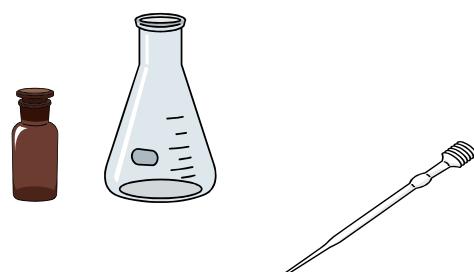
これらの物質は、現在では排出規制が徹底され、事業場等では地下浸透防止のための措置を講じたり、安全性の高い代替物質への転換が図られており、今後、検出される地点も減少するものと考えられています。

◆令和6年度 地下水水質調査結果

(単位:mg/L)

調査地点の所在地	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエチレン
七日町地内	検出せず	検出せず	検出せず	0.005
地下水の水質環境基準	0.01 以下	0.01 以下	1 以下	0.04 以下

※ 調査を行った9地点のうち検出された地点のみを記載。



5 騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。この基準は騒音の発生源ごとに、一般環境騒音、自動車交通騒音などについてそれぞれ定められており、これに基づき市（平成23年度までは福島県）が地域を指定し、基準を設定しています。



(2) 騒音調査結果

① 環境騒音調査結果

市では、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、幹線道路等に面していない地点で用途地域ごとに調査を実施しています。

令和6年度の調査においては、すべての地点において環境基準を達成していました。

◆令和6年度環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	地域の類型	調査日	環境基準 (dB)		測定値 (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
堤町	第1種中高層住専	A	12/2~3	55以下	45以下	46.5	34.2
真宮新町南	第1種中高層住専	A	11/28~29			44.5	36.7
河東町広田	第1種中高層住専	A	11/28~29			50.0	40.5
古川町	第1種住居地域	B	12/2~3			44.5	39.2
門田町飯寺	工業地域	C	12/2~3	60以下	50以下	42.7	33.3

(参考資料：123ページ 資料10)

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定結果 (dB)							
	R 2		R 3		R 4		R 5	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
堤町	47.3	36.8	45.0	35.3	47.4	41.9	46.9	37.1
真宮新町南	44.5	40.2	43.2	37.9	44.1	35.7	44.8	35.8
河東町広田	49.3	38.8	46.4	38.5	48.7	44	47.3	34.7
古川町	40.2	32.9	42.7	35.2	55.8	35.1	40.2	35.0
日新町	46.4	41.4	49.2	35	44.7	34.1	48.8	38.5
門田町飯寺	40.5	39.1	41.8	36.6	41.8	34.6	42.2	38.5

② 自動車交通騒音調査結果

『騒音規制法第3条（※）』に基づく騒音について、指定地域（用途地域）内における自動車騒音の実態及び法第17条に基づく要請限度の達成状況を把握するため、比較的交通量の多い6地点を対象に騒音調査を実施しています。



令和6年度の調査においては、環境基準を超過している地点はありませんでした。なお、要請限度を超えている場合には、市町村長は道路管理者や公安委員会に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができます。

※『騒音規制法第3条』

市長は、市域の「住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない」とされています。

◆令和6年度自動車交通騒音調査結果

調査地点	道路名	車線数	用途地域	地域の類型	調査日	環境基準（要請限度）		測定値（dB）	
						昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	国道49号	4	準工業地域	C	12/12~13	70 以下 (75)	65 以下 (70)	69.8	62.9
一箕町亀賀村前	国道118号	4	工業地域	C				65.7	57.7
館馬町	国道401号	4	準住居地域	B				55.7	46.0
花春町	主要地方道 会津若松・裏磐梯	4	近隣商業地域	C				61.8	51.8
河東町南高野	主要地方道 会津坂下・河東	2	第1種中高層 住居専用地域	A				63.6	60.2
河東町郡山休ミ石	主要地方道 北山・会津若松	2	第1種住居地 域	B				57.1	45.7

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定値（dB）							
	R 2		R 3		R 4		R 5	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	70.3	64.4	71.7	66.0	70.8	65.7	69.8	63.2
一箕町亀賀村前	64.6	58.2	64.4	57.8	65.4	58.2	65.2	58.8
館馬町	65.1	65.5	65.9	58.7	68.7	60.3	63.3	59.0
花春町	65.3	55.2	63.6	58.3	65.1	57.2	61.1	54.8
河東町南高野	62.5	61.4	64.9	62.3	64.2	61.1	63.7	61.0
河東町広田	67.0	58.9	68.1	58.9	67.1	58.6	67.9	58.5

③ 高速自動車道騒音調査結果

高速自動車道(磐越自動車道)沿線における騒音の実態を把握するとともに、県と高速自動車道沿線市町村で構成される「福島県高速交通公害対策連絡会議」を通じた東日本高速道路㈱（NEXCO 東日本）への要望活動の基礎資料とするため、定点調査地点のインター西地内において調査を実施しています。令和6年度の調査においては、評価基準(※)を達成しています。

なお、磐越自動車道沿線地区からの苦情申立や調査結果が評価基準を超過した場合には、連絡会を通じて要望を行うこととなります。

高速道路自動車騒音調査の様子



◆高速自動車道騒音調査結果

調査地点	用途地域	路肩から の距離	評価基準 (d B)		測定結果 (d B)									
					R2		R3		R4		R5		R6	
			昼間	夜間	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
インター西 地内 (定点)	準工業地域	25 m	65	60	52	40	52	49	52	48	53	40	52	47
		50 m			53	39	54	50	53	50	53	41	53	48
		100 m			52	41	55	51	55	51	53	40	54	50

※ 評価基準とは、福島県高速交通公害対策連絡会議が独自に用途区域に応じて環境基準値からあてはめた数値です。

～ひとつメモ～

■ 音の大きさの目安

騒音レベル (d B)	音のめやす	影響
120	飛行機のエンジン付近、建設作業音	長時間さらされると難聴になる
110	自動車のクラクション(前方 2 m)、電車の通過音	
100	カラオケの音、パチンコ店の音	ほとんどの人がいらいらする
90	犬の鳴き声 (前方 5 m)	
80	ボウリング場の音	会話の妨げになる
70	電話のベル、忙しい事務室	
60	自動車の通過音	－
50	図書館の中	
40	夜の静かな住宅地	

④ 自動車交通騒音常時監視測定及び面的評価

騒音規制法第18条に基づいて毎年幹線交通を担う道路の自動車騒音の常時監視測定を実施しています。②の自動車交通騒音では地点毎に騒音測定をしているのに対し、こちらの調査では対象の幹線全体を評価区間として騒音測定を実施しています。

令和6年度の調査においては、評価対象戸数は全体で6,653戸であり、そのうち昼間（6時～22時）及び夜間（22時～翌6時）ともに環境基準値以下であった戸数は6,606戸（99.3%）、昼間のみ基準値以下であった戸数は6戸（0.1%）、夜間のみ基準値以下であった戸数は10戸（0.2%）、昼夜ともに基準値を超過した戸数は31戸（0.5%）でした。

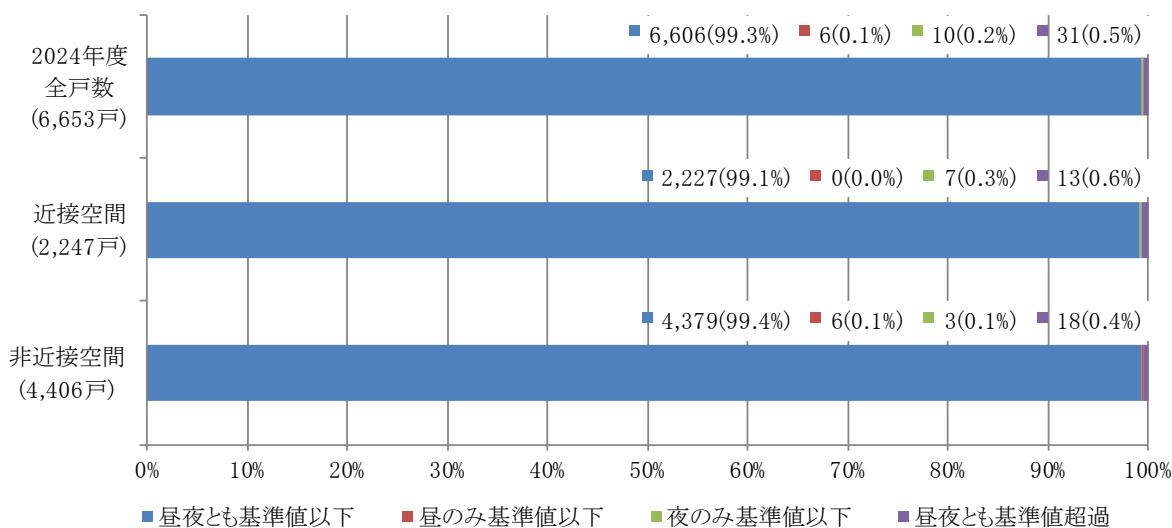
なお、令和6年度の調査では要請限度を超過している区間はありませんでした。要請限度を超えている場合には、市町村長は道路管理者や公安委員会に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができます。

面的評価結果（全体）

	戸数（戸）					割合（%）			
	計	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
全 体	6,653	6,606	6	10	31	99.3	0.1	0.2	0.5
近接空間 ^注	2,247	2,227	0	7	13	99.1	0.0	0.3	0.8
非近接空間 ^注	4,406	4,379	6	3	18	99.4	0.1	0.1	0.4

注) 近接空間とは、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環告第64号）」における「幹線交通を担う道路に近接する空間」であり、以下の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲である。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m



(3) 騒音・振動の防止対策

① 工場・事業場等の規制

○ 騒音防止対策

本市における騒音の規制は、騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例）に基づいて行っています。

騒音規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により第1種から4種までの「規制地域」が、県条例では市内全域が「規制地域」として指定されており、それぞれの規制地域ごとに規制基準が設定されています。

また、法・条例で規制される特定及び指定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：124～125 ページ 資料 11・12、126 ページ 資料 15）

○ 振動防止対策

本市における振動の規制は、振動規制法に基づいて行っています。

振動規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により、第1種、第2種の「規制地域」が指定され、規制基準が設定されています。

また、法で規制される特定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：125～126 ページ 資料 13～15）

② 建設作業の規制

建設工事等のうち、著しい騒音・振動を発生する建設作業については、騒音規制法・振動規制法及び県条例により、用途地域の区分により規制地域が指定され、作業内容及び規制地域の区分に応じて基準が定められています。

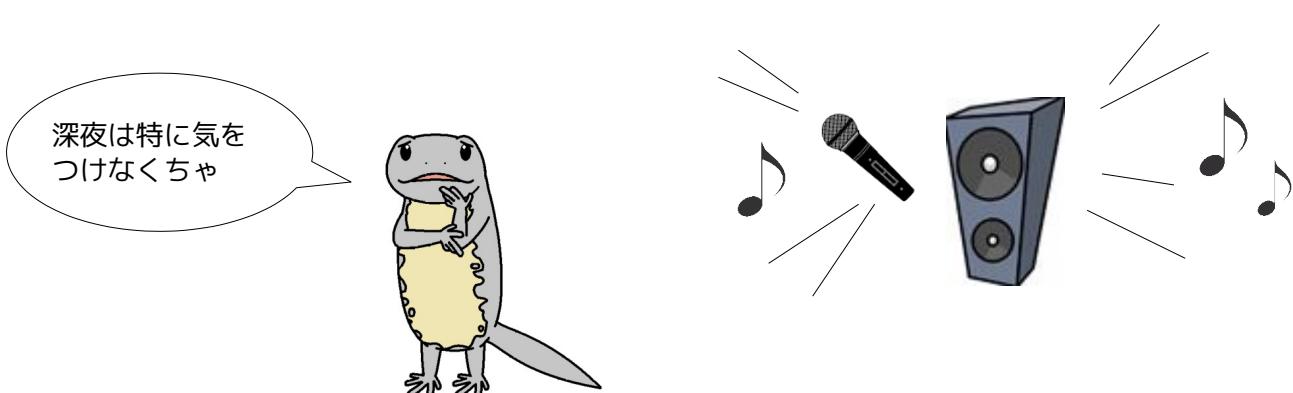
また、指定地域内で法に定める特定建設作業及び県条例に定める指定建設作業を実施する際には届出が義務付けられており、規制基準に適合しない場合等においては、騒音・振動防止対策や作業時間等の改善を勧告します。

（参考資料：127～128 ページ 資料 16～18）

③ 飲食店営業等の深夜騒音

深夜における飲食店営業等によるカラオケ等の騒音は、福島県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。深夜騒音規制地域において飲食店営業等を営む場合、外部に音が漏れ周辺の生活環境が損なわれるときは、午後11時から翌日の午前6時までの間はカラオケ等の音響機器の使用ができません。

（参考資料：128 ページ 資料 19）



6 悪臭

(1) 悪臭防止に関する法・条例等による規制

本市の悪臭防止対策は、「悪臭防止法」、「福島県悪臭防止対策指針」、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づいて行われています。市内の都市計画法に基づく用途地域が、法令による規制地域に指定されており、それ以外の地域も県指針に基づく指導が可能な地域となっています。



① 特定悪臭物質の規制

「悪臭防止法」の規制の対象となるのは、工場その他の事業場等から発生する気体や排水に含まれる悪臭物質であり、22種の特定悪臭物質が指定されています。

本市における悪臭防止法に基づく規制地域は、都市計画法に基づく用途区域などにより、A・B・Cの3区域が指定されています。

また、事業場の敷地境界線の地表における基準として、区域別に、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準が定められています。 (参考資料：129ページ 資料20～21)

② 臭気指数による規制

「福島県悪臭防止対策指針」では、工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、準拠すべき基準として臭気指数による基準を設けています。

(参考資料：129ページ 資料22)

(2) 悪臭調査結果及び対策

市内の悪臭状況を把握するため、悪臭苦情の寄せられた事業所を対象とした調査を昭和58年より実施しています。

平成29年度までは、「特定悪臭物質の濃度測定」及び「臭気指数による調査」を実施していましたが、20年以上特定悪臭物質は検出されていないことから、平成30年度からは、「臭気指数による調査」のみ実施することとしました。

過去に苦情があった2事業所について、令和6年度悪臭調査を実施したところ、両事業所とも「福島県悪臭防止対策指針」の準拠すべき臭気指数の基準を超過しませんでした。

今後とも、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、隨時、悪臭調査を実施していきます。

また、悪臭苦情では、主に野焼きによるものが多く寄せられていて、生活排水が原因の苦情もあります。苦情が寄せられた箇所の現地確認を行い、悪臭防止に向けた指導などを行っています。



◆悪臭調査結果

○：基準値超過なし ×：基準値超過あり -：調査未実施

調査事業所		神指町 A事業所	湊町 B事業所	門田町 C事業所	神指町 D事業所
平成 29 年度	悪臭物質濃度	-	-	-	○
	臭気指数	-	×	-	○
平成 30 年度	臭気指数	-	○	-	○
令和元年度	臭気指数	-	○	-	○
令和 2 年度	臭気指数	-	○	-	○
令和 3 年度	臭気指数	-	○	-	○
令和 4 年度	臭気指数	-	○	-	○
令和 5 年度	臭気指数	-	○	-	○
令和 6 年度	臭気指数	-	○	-	○

◆測定調査の様子



基本目標4 環境に関する“ひと”を育て、協働する“まち”をつくる

本市は、美しく豊かな自然環境と、自然と調和した文化や景観等、数多くの誇るべき資源があります。

一方、環境に関する問題は近年複雑化・多様化しており、行政や一部の関心の高い人々だけが取り組めば解決するものではありません。環境を守るためには、これまで環境保全活動と関りが薄い、あるいはなかった人々も取り込み、一人ひとりが環境問題を「自分事」として捉え、正しい知識を持ち、主体的かつ継続的に、時には協力し合いながら実践することが重要となっています。

市民、事業者、学校等、それぞれの主体が環境保全に対する意識を高め、行動できるよう、環境に関する意識啓発や学習を推進するとともに、協働での環境の保全・創造に取り組めるよう、それぞれの主体間の連携を強化することで、本市の自然を保全する“ひと”づくりと、“ひと”同士が繋がる“まち”づくりを目指します。

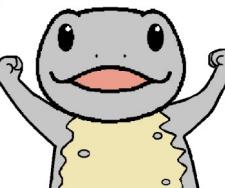
- 取組4-1 環境を守るひとを育てます
取組4-2 協働による環境の保全・創造を推進します

環境目標 令和6年度実績



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R 9に向けた目標達成率	
		現状値	実績値	目標値			
		R 4	R 6	中間R 9	目標R 12		
4-1	環境学習・セミナー等への参加人数	379人	1,259人	1,185人	1,440人	106.2%	
	環境関連の出前講座の実施回数	23回	61回	38回	59回	160.5%	
4-2	環境啓発事業参加者数	102人	2,364人	2,000人	5,000人	118.2%	
	ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワークのパートナー団体数	0団体	0団体	100団体	270団体	0%	
	公園等緑化愛護会数	72団体	68団体	90団体	95団体	75.6%	

みんなで環境を守るモリン！



環境施策 令和6年度取組実績

取組4－1 環境を守るひとを育てます

◇環境に关心を持ち、正しい知識を身につけます

実施事項 〔担当所属〕	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
ホタル祭り 〔北会津支所 （まちづくり 推進グループ）〕	・ホタルをシンボルとした水環境の美化・保全に対する意識高揚を図ることを目的とし、令和6年6月22日にホタルの森公園にて「ホタル祭り」を開催する。	・市民及び来場者の自然環境保全に対する意識の向上を図ることを目的の一つとしてホタル祭りを開催した。 来場者数延べ12,037人	・ホタル祭りの開催により、自然環境保全に対する意識の向上を図ることができた。
こどもエコクラブ〔環境共生課（環境G）〕	・こどもたちのエコ活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心と問題解決のために自ら考えて行動する力を育み、地域単位で環境保全の幅を広げる。	・地方事務局として、加入案内等の広報を行った。	・こどもエコクラブへの加入者に関して新規加入者は増加していないが、既存の加入者による活動の継続はしている。今後も加入者の活動のサポートを実施していく。
各種環境教室 や環境講座の 実施〔環境共生課（環境G）〕	・地球環境を守り、豊かな自然等を次世代に残していくため、子どもたちを含めた市民の方々を対象に、各種環境教室を開催し、市全体の環境を守る意識を啓発する。	・開催実績なし。	・子どもたちを含めた市民の方々を対象に市全体の環境保全の意識啓発ができた。
「会津若松市の環境」の発行等による情報提供〔環境共生課（環境G）〕	・毎年度、環境基本計画に基づく主な施策の実績報告等を掲載した「会津若松市の環境」を発行し、本市の環境の現状や取組内容について周知する。	・令和7年1月に、令和6年度版（令和5年度実績報告）を発行した。市内をはじめ、各区長、環境美化推進協議会等へ配付し、支所や公民館に設置を依頼した。また、市のホームページにも掲載し、希望者に対しては冊子を配布した。	・環境基本計画に基づく主な施策の実績報告や、環境目標の進捗状況を振り返ることで、市民の環境に対する関心を高め、理解を深めるためのかけ橋として活用した。
ホームページ の掲載等、広報活動の推進 〔環境共生課（環境G）〕	・市民や事業所に必要とされる環境に関する情報を市のホームページや市政だよりに掲載する。	・市ウェブサイト、市政だより、出前講座、イベント（環境フェスティ、鶴ヶ城ハーフマラソン大会）での広報活動を行った。	・市民に向けて、市ウェブサイトや市政だより、各種イベント等で情報提供を行い、意識啓発・注意喚起等を行うことができた。
中心市街地活性化基本計画 に基づく各種事業の実施 （低炭素化推進セミナー） 〔商工課〕	・関係各所と連携し、低炭素化に対する事業者の意識向上を図る。	・令和6年11月9日（土）～10日（日）に開催した「会津まちなかふれあい市in神明通り」において、環境生活課（現環境共生課）へ出展・参加を打診したが実現には至らなかった。	・実現に至らなかったものの、周知する機会を環境生活課（現環境共生課）へ情報提供することができた。

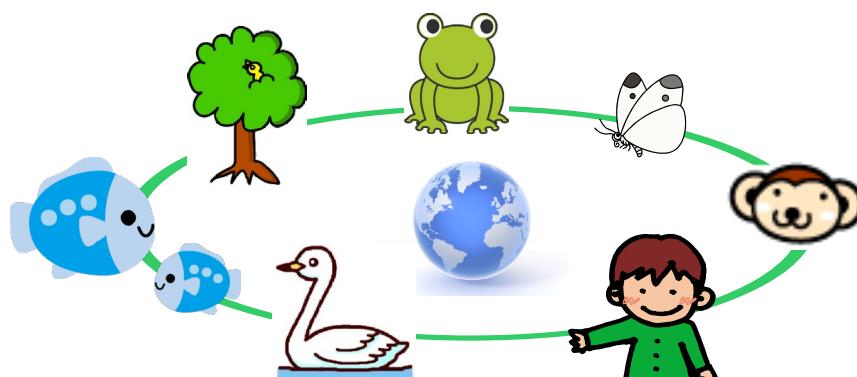
実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
森林環境学習事業〔学校教育課〕	・市立学校の児童生徒を対象に、災害防止や地球温暖化防止など、森林の持つ様々な役割と林業について学習する機会を提供し、環境保全などに対する理解を深める。また、SDGsの観点から環境問題を考える契機とする。	・市立学校全28校（小学校17校、中学校9校、義務教育学校2校）において、森林環境交付金を活用して、年度当初の計画に基づき様々な授業時間の中で、時間・場所・手法を用いて森林環境学習を実施した。	・市立学校の児童生徒が、森林の持つ様々な役割と林業について学習する機会を体験することを通して、環境保全などこれらに対する理解を深める契機となった。
環境関連図書などの資料整備事業〔生涯学習総合センター〕	・児童書から一般書まで環境関連図書の購入に努める。 ・学校支援図書セットの「環境問題」については中身の一部入れ替えを行い、他のセットとあわせ、継続して広報に取り組む。	・6月の環境月間にあわせ、環境関連図書の展示・貸出を行い、関連するチラシ、パンフレットも併せて配布した。 ・学校支援図書セットを整備し、小学校・義務教育学校に周知したが、「環境問題」セットの貸出は無かった。	・環境生活課（現環境共生課）と連携し、重点テーマに合わせて資料を選び、展示を行った。SDGsやゼロカーボン等、市民の関心も高く、親子で展示資料を手に取る姿が見られるなど、市民への啓発に努めた。 ・学校支援図書セットを整備し、小学校・義務教育学校への周知に努めたが、「環境問題」セットの貸出は無かった。
下水道出前講座等の実施〔下水道施設課〕	・下水道のしくみと役割、下水処理場のしくみを説明し、環境意識の醸成を図るとともに、下水道等の普及率の向上を図る。	・出前講座 小学校2校 84名 ・夏休み親子教室 児童7名 保護者7名	・出前講座及び夏休み親子教室の開催により環境意識の醸成を図り、下水道等の普及向上を図った。
浄化工場見学〔下水道施設課〕	・下水浄化工場の見学者に対し、下水道のしくみや効果について説明することで水環境への意識啓発を図る。	・下水浄化工場にて5件 112名の見学者を受け入れ、水環境への意識啓発を図った。	・下水浄化工場へ見学者を受け入れることにより、水環境への意識啓発を図れた。
景観認定の実施〔都市計画課〕	・3か年実施した結果を踏まえ、制度の見直し等を議論する。	・景観審議会において制度運用の見直しを行い、今後は不定期で開催することになった。	・景観認定等のPR施策について、情報発信の方法等に関する検討が必要とされた。
出前講座（環境系）〔環境共生課（環境G）〕	・団体等からの要請により、適宜環境に関する出前講座を実施する。	・地球温暖化と環境にやさしい暮らし 実施回数3回 参加人数39人 ・川の探検隊 実施回数2回 参加人数73人 ・猪苗代湖の水環境講座 実施回数2回 参加人数33人 ・会津若松市の身近な生き物 実施回数1回 参加人数13人 ・次世代自動車について学ぼう 実施回数1回 参加人数16人	・生き物や自然環境、気候変動等に関する講座は、実施回数は少ないものの、参加者の満足度は高く、参加する学校では毎年の授業カリキュラムに組み込んでいる。

実施事項 〔担当所属〕	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
施設見学・各種イベント 〔環境共生課（ごみ減G）〕	・ごみ処理施設見学に参加した小学生に向けて、ごみの現状や減量についての説明を行う。 ・ごみの現状についての理解を深めること、また減量への意識向上を目的に、小学生とその保護者を対象としたイベントを開催する。	・施設見学 小学校14校 362人 ・夏休みイベント「ごみ収集車を追いかけよう」 実施回数 4回 参加人数 82人	・施設見学やイベントの参加者に対して、ごみ処理とリサイクルの様子を、資料での説明や見学、ゲームを通して楽しみながら体験し、理解を深めることで、ごみ減量意識の向上につながった。
出前講座（ごみ減量とリサイクル）〔環境共生課（ごみ減G）〕	・ごみの現状の理解と減量への意識向上を目的に、公民館や各種団体の依頼に応じた場所で出前講座を開催する。	・44回実施 1,031人	・コロナ禍が明けてきたことや、ごみ緊急事態宣言を受けたことにより、前年度より大幅に増えた。
出前講座（森林（もり）の大切さ）〔農林課〕	・出前講座の実施により森林が果たしている役割の周知に努める。	・1件（中学校1校 88名）	・森林の大切さや役割について、説明を行った。
出前講座（環境を守る下水道）〔下水道施設課〕	・小学4年生以上を対象とし、下水道のしくみと役割、下水処理場のしくみを説明し、水環境への意識啓発を図る。	・小学校2校 84名の参加で出前講座を行い、環境意識の醸成を図り、下水道等の普及向上を図った。	・小学校で出前講座を行うことにより、下水道の普及が環境改善につながる認識を深めることができた。
出前講座（ゲンジボタル）〔北会津支所（まちづくり推進グループ）〕	・ホタルの生態等について学習することで、ホタル生息環境保全の取組について意識向上を図る。	・ホタルの生態等について学習することで、ホタル生息環境保全の取組について意識向上を図る目的で実施する予定であったが、実績はなかった。	・実績がなかたため、評価なし。
公民館主催事業「くらし彩り講座」〔北公民館〕	・女性を対象とした事業において、学習会全8回のうち1回、「ごみ減量とリサイクル」講座を開催。	・開催日：令和6年11月21日 参加者：6名 内容：本市のごみ現状と減量の講義及びキエ一口の実演	・ごみの減量とリサイクルへの意識向上が図られた。
公民館主催事業「町北高齢者学級」〔北公民館〕	・高齢者を対象とした事業において、学習会全8回のうち1回、「ごみ減量とリサイクル」講座を開催。	・開催日：令和6年5月29日 参加者：26名 内容：本市のごみ現状と減量の講義及びキエ一口の実演	・ごみの減量とリサイクルへの意識向上が図られた。
公民館主催事業（よってカフェ）〔湊公民館〕	・湊地域の交流の場として月2回程度開催するよってカフェにおいて、「キエ一口」の出前講座を実施	・開催日：令和6年4月17日（水） 参加者：27名 内容：本市のごみの現状とキエ一口の説明 ・実際にキエ一口を使っての生ゴミ処理の仕方実演	・生ごみの減量への意識向上が図られた。

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
夏休み移動教室(生活環境教室)〔河東公民館〕	・河東学園児童を対象とした夏休み移動教室において、ごみ処理の課題やゴミ減量方法(キエ一口)について学習する「生活環境教室」を開催。	・開催日：令和6年7月25日 内容：若松市のごみ処理の課題やごみ減量法について学習した。 講師：市廃棄物対策課職員 参加者：河東学園前期課程児童 26名	・ごみ処理ツールの「キエ一口」を実際に見たり触れたりする機会があり、生ごみの処理について理解が深まった。家庭でもやってみたいという声が多く聞かれた。

◇環境を守る活動を実践します

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
環境美化推進協議会による地域での緑化の推進〔環境共生課(ごみ減(G))〕	・環境美化推進協議会への補助や支援を行うことにより、各地区での植樹や花壇整備などの環境緑化の積極的な推進を促す。	・全18地区の環境美化推進協議会に補助金を交付し、清掃、資源物回収、花植栽などの活動を支援した。	・全18地区の環境美化推進協議会に補助金を交付し、各地区での植樹や花壇整備などの環境緑化の積極的な推進を促した。
市民憲章推進事業(花いっぱい運動・花園コンクール)〔市民協働課〕	・市民憲章条文「環境をととのえ美しいまちをつくりましょう」の実践事業として、会津若松駅前へのプランター設置と、市内で草花を育てている個人や団体等を対象とした花園コンクール写真展を開催し、美しいまちづくりの推進を図る。	・市民憲章推進委員会推進委員及び関係団体の参加により、例年通り駅前のプランター設置を実施。 花園コンクール写真展には、5日間で182名の来場者があり、美しいまちづくりの取組周知につながった。	・事業計画通り実施することができた。
施設情報の提供〔まちづくり整備課〕	・指定管理者独自のホームページ等で、施設やイベントの情報を紹介していく。	・指定管理者独自のホームページ等で、施設やイベント紹介など、年間を通して実施した。	・指定管理者独自のホームページ等で、施設やイベント紹介など、年間を通して実施した結果、施設利用者への様々な情報を伝達する事が出来た。
市営駐輪場の放置自転車撤去〔危機管理課〕	・駅前の環境美化のため、駐輪場等の放置自転車撤去を春・秋2回行うとともに、高校生等への指導を行う。	・5月に95台、10月に110台の放置自転車を撤去した。 ・所有者が不明であったり、引き取りに来なかつた自転車75台を廃棄処分した。	・駅前の放置自転車の撤去により、環境美化が図れた。



取組4－2 協働による環境の保全・創造を推進します

◇環境活動に取り組むひと同士のつながりを作ります

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
市民向け講座 「私のサラダ～SDGsを自分ごとに～」〔南公民館〕	・SDGsについての講話、有機農業の農作業体験、エコクッキング教室などを開催（全3回） エコクッキング教室の一環で「キエ一口」についての出前講座を実施。	・SDGsについての講話、有機農業の農作業体験、エコクッキング教室などを開催した。（全3回） ・エコクッキング教室の一環で「キエ一口」についての出前講座を実施した。	・SDGsや「キエ一口」についての学びを通して、受講者の環境保全意識を高めることができた。
げんき塾〔一箕公民館〕	・環境保全への関心を高める機会を提供するため、講座の一環として令和6年5月に「田植え体験」、同年10月に「稻刈り体験」を開催する。	・5月に「田植え体験（手植え体験&田植機見学）」を実施し、小学生とその保護者、合計26名が参加した。また、10月に稻刈り体験（手刈り体験&コンバイン見学）を実施し、小学生とその保護者、合計33名が参加した。	・適宜自然の中での体験活動を開催してきたことで、環境保全への関心を高める機会を提供してきたと評価できる。
ごみ分別、減量意識の啓発活動〔環境共生課（ごみ減G）〕	・出前講座の開催や、施設見学での説明を行う。 ・小学生とその保護者を対象としたイベントを開催する。 ・市内事業者や飲食店に向け、3010運動の普及啓発を行う。 ・生ごみ処理容器「キエ一口」拡大の取組を行う。	・出前講座 44件実施 1,031名参加 ・ごみ収集車を追いかけよう 4回実施 82名参加 ・3010運動のチラシを作成し、7団体に対し周知啓発と食品ロス削減への取組協力を依頼 ・キエ一口学習会 2回実施 66名参加	・様々な取組により、ごみ分別減量の意識の啓発につながった。
公園等緑化愛護会〔まちづくり整備課〕	・国際的ふるさと会津創生事業の内容と同じ。	・国際的ふるさと会津創生事業の内容と同じ。	・国際的ふるさと会津創生事業の内容と同じ。
お茶の間ひろば〔北会津公民館〕	・公民館の緑化美化推進と市の課題であるごみ減量化を考える機会を通して、参加者同士の交流を深め、地域の人々の自由な居場所づくりを行う	・開催日：令和6年6月24日開催 内容：公民館の花植え、魔法のごみ箱キエ一口の紹介 参加人数：6名	・ごみの現状の理解と減量への意識向上が図られた。

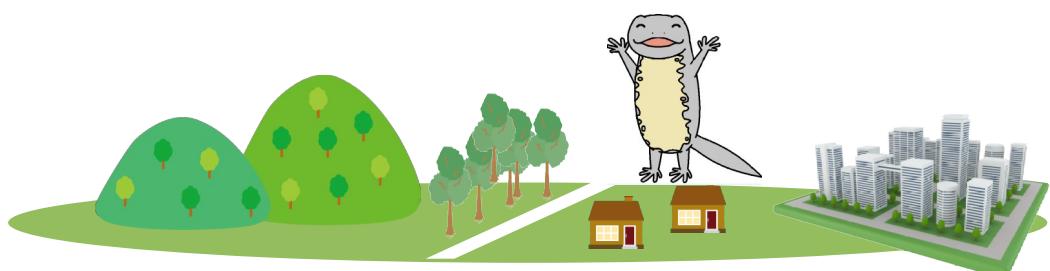
◇環境活動に取り組む団体同士の交流を活発化させます

実施事項 [担当所属]	R 6年度事業計画の内容	R 6年度事業実績	R 6年度事業評価
環境フェスタの開催〔環境共生課（環境G）〕	・市民が豊かな自然にふれあい、学べる機会を創出するとともに、環境保全活動を実践する団体等のネットワークを形成する。	・第32回環境フェスタを開催し、市民の環境保全への意識の高揚を図った。 開催日：令和6年10月12日（土） 参加者数：1,251人	・各展示ブースにおける企画、体験等を通じて、テーマに合わせた環境保全活動の啓発を行うことができた。

実施事項 [担当所属]	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
環境大賞の実施〔環境共生課（環境G）〕	・日ごろから積極的に環境保全活動に努めている市民や団体を顕彰することで、市民の環境保全意識の向上と環境保全の取組の促進を図る。	・日ごろから環境活動に尽力している個人4件、事業所1件、団体2件を表彰した。	・平成26年から令和5年度までの表彰件数は44件となり、市民の環境保全意識の向上と環境保全の取組の促進を図ることができたと考える。
水道週間児童生徒作品展の実施〔上下水道局総務課〕	・水道に関する作品づくりを通じて、水道が健康で文化的な生活を支える基礎的で重要なインフラであることを改めて認識するとともに、市民の水道事業への理解と関心の向上を図る。 ・入賞した作品と児童生徒について、児童生徒作品展及び表彰式を実施する。	・水道週間にに関する作品を小・中学生を対象に募集及び表彰 ・児童生徒作品展及び表彰式の実施（生涯学習総合センター） ※応募作品総数3,233点、入賞作品数73点	・作品を募集し、作品展や表彰式を行うことにより、水道について考える機会となり、水道事業への関心の向上が図られた。

◇様々な分野の団体や事業者と協働し、ともに環境問題の解決に取り組みます

実施事項 [担当所属]	R6年度事業計画の内容	R6年度事業実績	R6年度事業評価
会津若松市地区長会主催事業（春の各地区清掃事業）〔市民協働課〕	・会津若松市地区長会・各地区区長会の主催により、町内会が周辺の道路や側溝等の清掃活動を実施することで、快適で住みよいまちづくりを推進する。	・地区ごとに一斉清掃の日程を定めることを基本として、町内会や庁内各課と連携し、道路・側溝にたまつた土砂の除去と回収等を実施した。	・水路の流れや水質の改善、水害等の予防による住みよいまちづくりや、町内会のつながりや連帯意識の醸成に寄与した。
AiCTコンソーシアムやリサイクル事業者など、3Rに取り組む市民・事業者等との連携〔環境共生課（ごみ減G）〕	・AiCTコンソーシアムやリサイクル事業者や3Rに取組市民と連携したごみの分別と減量の取組を推進する。	・「もったいない会津」による古着を活用した、ファッションショーの開催の協力 ・AiCTコンソーシアムと連携し、AiCTまつりでのバイオプラスチック容器のリユースを促す実証を実施した。	・AiCTコンソーシアム、リサイクル事業者、3Rに取組む市民と連携したごみの分別と減量の取組を推進した。



特集 「環境フェスティバルの開催」

(担当課：環境共生課)

■環境フェスティバルの開催

市民の環境問題に対する意識高揚を目的に、毎年、市内の環境団体等で構成される実行委員会により、「環境フェスティバル」が開催されています。令和6年度は「第32回環境フェスタ in あいづ」を開催しました。

市では、より良い生活環境を創出するとともに、自然豊かな環境を次の世代に継承するため、市民一人ひとりが環境について学べる機会となるよう、さらには環境保全に取り組む市民団体等の相互交流が図れるよう、実行委員の活動を支援しています。



【令和6年度の実績】

- 開催日：令和6年10月12日(土)
- 会場：鶴ヶ城体育館
- 来場者数：1,251名

令和6年度の
環境フェスタ
のチラシです

◆第32回環境フェスタ in あいづの様子



特集 「各種環境教室・環境講座・生涯学習出前講座の実施」 (担当課:環境共生課)

地球環境を守り、豊かな自然等を次世代に残していくため、子どもたちを含めた市民の方々を対象に、各種環境教室を開催し、市全体の環境を守る意識の啓発に努めています。

【各種環境教室の開催概要】

1 自然環境教室 身近なムシたち

- 開催日：令和6年7月21日（日）
- 場 所：小田山・子どもの森
- 参加者：9名
- 内 容：観察会 子どもの森周辺の昆虫
- 講 師：五十嵐 悟 先生



講師の説明を聞く参加者

2 自然環境教室 鶴ヶ城野鳥観察会

- 開催日：令和6年11月24日（日）
- 場 所：鶴ヶ城公園・追手町第二庁舎
- 参加者：16名
- 内 容：座学 会津若松市の野鳥
観察会 鶴ヶ城の野鳥観察会
- 講 師：満田 信也 先生



野鳥観察の様子

3 自然環境教室 フィールドサイン観察会

- 開催日：令和6年2月（大雪のため中止）



フィールドサインを見つけた
講師と参加者（R 5撮影）

4 生涯学習出前講座の実施

市では、市民を対象に「自主的、主体的な学習活動」を支援するため、市職員が講義や説明を行う生涯学習出前講座を実施しています。

令和6年度 生涯学習出前講座一覧（環境関連講座）

	講座名	内容	時間	対象	R 6 実施回数	担当課
1	地球温暖化と環境にやさしい暮らし	○地球温暖化のしくみ ○市の地球温暖化対策 ○日本のエネルギー事情 ○今日からできるエコな取組	60分	すべて	3回	
2	川の探検隊	○水生生物調査とパックテストについて ○実際に川を調査してみよう ○川の汚れの原因は？	90～150分	小学4年生以上	2回	
3	猪苗代湖の水環境講座	○猪苗代湖の水質について ○猪苗代湖の不思議なメカニズム ○猪苗代湖を守るためにできること	60分	小学4年生以上	2回	
4	会津若松市の身近な生き物	○市内に生息する生き物について ○生き物を通して見る環境問題 ○生き物と共生していくために私たちに出来ることと市の取組	45～60分	すべて	1回	
5	次世代自動車について学ぼう	○電気自動車・水素自動車の経済的な効果 ○地球環境に与える効果、乗り心地 ○補助金について ○水素自動車の乗車体験	60分	すべて	1回	環境共生課
6	会津若松市における放射線の現状	○放射線の基礎知識 ○放射線の健康影響 ○市における放射線の現状	60分	中高生一般	0回	
7	ごみ減量とリサイクル	○会津若松市のごみの現状 ○私たちにできること ○家庭ごみの分別方法・排出方法 ○生ごみの減量	60分	すべて	4回	
8	生ごみが消える！魔法のごみ箱「キエ一口」の使い方を学ぼう	○ごみ処理基本計画の目標と達成状況について ○消滅型生ごみ処理容器「キエ一口」について ・キエ一口の基礎知識 ・キエ一口の始め方 ・キエ一口の使い方	30～45分	すべて	29回	
9	森林（もり）の大切さ	○森林の役割 ○会津若松市の林業	30分	小学校高学年以上	1回	農林課
10	環境を守る下水道	○下水道の役割 ○下水処理場の仕組み ○顕微鏡を使った、下水処理微生物の観察	45～90分	小学4年生以上	2回	下水道施設課（下水浄化工場）
11	ゲンジボタル	○ホタルの生態 ○卵から成虫まで ○ホタルとカワニナ ○ホタル生息地環境保全の取組について	30分	すべて	0回	北会津支所まちづくり推進課

特集 「ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議」（担当課：環境共生課） 「犬ふん放置防止の周知活動」（担当課：健康増進課）

1 「ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議」

ポイ捨てや犬ふん放置のない、明るく住みよいまちづくりを推進するために、ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議を設置し、取組を行っています。

(1) 啓発活動

鶴ヶ城ハーフマラソン「ハッピークリーンキャンペーン」の実施

①清掃活動

- 開催日：令和6年10月4日（土）～10月5日（日）
- 場 所：会津総合運動公園及びマラソンコース周辺
- 参加者：214名
- 回収量：175kg



清掃活動の様子

②燃料電池自動車の展示を行いつつ、その電力を活用して休憩いただき、脱炭素に関する掲示を行ないました。

- 開催日：令和6年10月5日（日）
- 場 所：会津総合運動公園内ブース

2 「犬ふん放置防止の周知活動」

(1) 啓発活動

①狂犬病予防接種での啓発チラシの配布

- 開催日：令和6年4月8日（月）～4月18日（木）
- 場 所：宝積寺薬師堂前
一箕公民館前
松長コミュニティセンター前
外23カ所

- 配布枚数：690枚



予防接種会場での啓発活動の様子

②ペットショップでの啓発

啓発チラシをペットショップのレジで配布してもらうように依頼しました。

(2) 啓発用看板の配布

市では、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置で困っている市民の方に、無償で看板を配布しています。

令和6年度は、21枚の啓発用看板を配布しました。

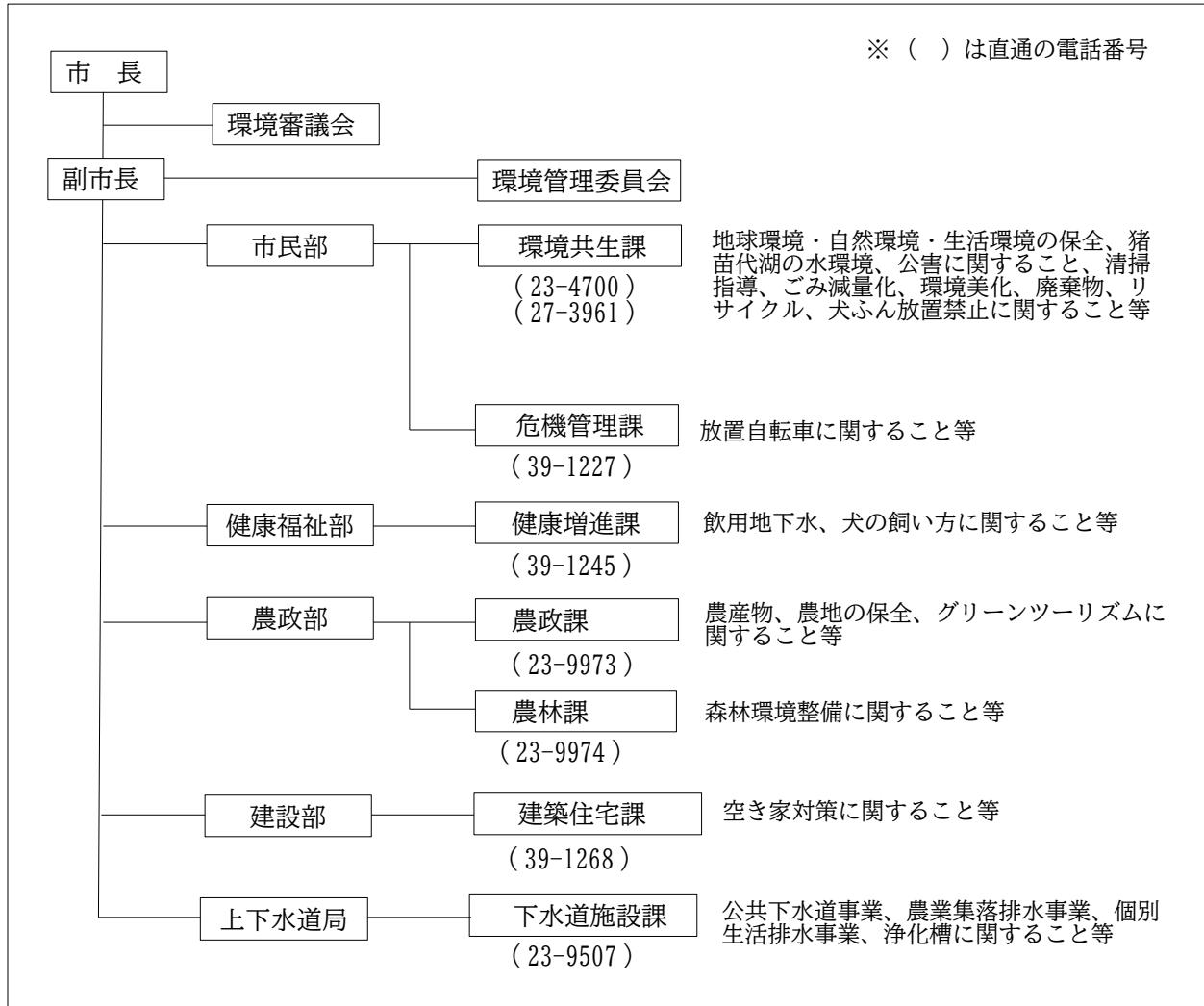


第4章 環境行政組織

第4章 環境行政組織

1 主な環境行政組織図

(令和7年12月現在)



2 環境審議会

環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の諮問機関として環境の保全に関する基本的事項等について調査審議するため、平成8年に設置されました。

構成メンバーは、環境行政に関心を持つ市民をはじめ、各種団体の代表者や学識経験者等からなり、委員数は12名以内、委員の任期は2年となっています。

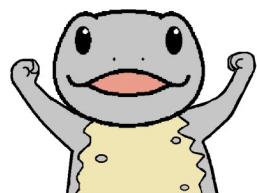
3 環境管理委員会

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、副市長を委員長とし、関係各部局長により構成された横断的な庁内組織とし設置されました。各部局の緊密な連携のもと、環境基本計画の策定と進行管理、庁内環境マネジメントシステムの進行管理、地球温暖化対策推進実行計画の進行管理、その他環境の保全及び推進に関する施策を実施します。

環境管理委員会の下部組織として、関係所属長で組織する「環境管理委員会幹事会」があります。

参考資料

条例や基準などを掲載
しているモリン。



条 例

資料 1 会津若松市環境基本条例	109
資料 2 会津若松市生活環境の保全等に関する条例	111

大気汚染

資料 3 大気汚染に係る環境基準値の概要	116
----------------------	-----

水質汚濁

資料 4 人の健康の保護に関する環境基準	117
資料 5 生活環境の保全に関する環境基準（河川）	118
資料 6 生活環境の保全に関する環境基準 (天然湖及び貯水量 1,000 万m ³ 以上の人工湖)	118
資料 7 生活環境の保全に関する環境基準（窒素、リン）	118
資料 8 令和 6 年度公共用水域水質調査結果	119
資料 9 令和 6 年度猪苗代湖及び流入河川水質調査結果	122

騒音・振動

資料 10 騒音にかかる環境基準	123
資料 11 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準	124
資料 12 特定及び指定施設一覧	124
資料 13 振動規制法の規制地域及び規制基準	125
資料 14 振動規制法の特定施設	126
資料 15 法令に基づく特定・指定施設届出状況	126
資料 16 特定建設作業及び騒音指定建設作業に関する基準	127
資料 17 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業	127
資料 18 振動特定建設作業	128
資料 19 深夜営業の規制基準	128

悪 臭

資料 20 会津若松市の悪臭防止法による規制地域	129
資料 21 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準	129
資料 22 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（臭気指数）	129

条例

資料1 会津若松市環境基本条例

平成9年3月28日公布
会津若松市条例第18号

目 次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条－第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等（第10条－第14条）

附則

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えており、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるより質の高い環境の保全及び創造とゆとりと潤いのある快適な地域づくりの実現のため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の健康で文化的な生活を確保するため、次章及び第3章に規定する環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な

処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障の防止に努める責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならぬ。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保並びに良好な景観の創造と保全及び歴史的文化遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進を図ること。
- (5) 地球環境保全及び環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画の策定及び公表)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等

(情報の収集)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に収集するものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に提供するものとする。

(環境教育及び学習の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図り、すべての者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第14条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

資料2 会津若松市生活環境の保全等に関する条例

平成12年3月31日公布
会津若松市条例第16号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、会津若松市環境基本条例（平成9年会津若松市条例第18号）第3条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全及び創造を図ることをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収する容器で規則で定めるものをいう。
- (7) 持帰り飲食料品 屋外において容易に飲食できる飲食料品であって、これを収納する容器その他これに類する物が捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (8) 公共の場所等 公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。
- (9) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (10) 自転車の放置 公共の場所等において、自転車の利用者等（利用者、所有者及び管理者をいう。以下同じ。）が自転車から離れてこれを直ちに移動することができない状態をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）、会津若松市農業集落排水処理施設条例（平成10年会津若松市条例第26号）第3条第1項に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。）をいう。
- (12) 小規模焼却炉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設以外の焼却施設をいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (14) 野焼き 一般廃棄物を処理することを目的として、焼却施設を用いて一般廃棄物を焼却することをいう。
- (15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (16) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

第2章 市、事業者及び市民の責務

(市の責務)

第3条 市は、公害を未然に防止する等生活環境の保全等に努め、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

(施設の整備)

第4条 市は、生活環境の保全等のため、必要な施設の整備に努めなければならない。

(調査、監視及び公表)

第5条 市は、生活環境の保全等のため、市域の生活環境に関する必要な調査、監視及び研究に努めなければならない。

2 市は、前項の調査等を迅速かつ的確に行うために必要な測定機器、施設及び組織の効果的な整備に努めなければならない。

3 市は、第1項の調査等の結果明らかになった市域の生活環境の状況を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第6条 市は、公害及び生活環境の悪化に関する苦情があったときは、その実情を調査し、必要に応じ県その他の関係機関と協力し、その適切な処理に努めなければならない。

(市民意識の啓発)

第7条 市は、生活環境の保全等のため、市民に対して生活環境の保全等に関する知識の普及及び意識の啓発に努めなければならない。

(環境保全協定)

第8条 市は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断し、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する事業者に対し、環境保全協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の規定による協定締結の申入れがあったときは、これに応じなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、生活環境の保全等のため、事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理するとともに、公害その他市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかにその解決に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第10条 市民は、生活環境の保全等のため、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、生活環境の保全等に関する取組を自ら積極的に行うよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第3章 公害の防止

(公害防止計画の提出命令)

第11条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

(計画変更命令)

第12条 市長は、前条第1項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずることができる。

(実施命令)

第13条 市長は、事業者が第11条第1項の規定により提出した防止計画又は前条の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずることができる。

(緊急時の協力要請等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は排出水の量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 異常な渇水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、速やかにばい煙又は排出水の量の減少について適切な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告)

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、これらの公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに当該事故に対する

応急の措置の内容及び復旧工事の計画

- 2 市長は、前項に定めるものほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関する必要な事項の報告を求めることができる。

第4章 ポイ捨て等の禁止

(ごみ持帰りの努力義務)

第16条 何人も、屋外において自ら発生させたごみを持ち帰り、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第17条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(回収容器の設置義務等)

第18条 自動販売機による飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 持帰り飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために必要な措置を講じなければならない。
(自動販売機の設置届出義務等)

第19条 自動販売機による飲食料品の販売者は、その設置する自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）ごとに、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者（その地位を承継した者を含む。以下「届出者」という。）は、届出事項に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）が生じたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 届出者は、当該自動販売機の設置を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第20条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、届出者に対し、届出済証を交付するものとする。

- 2 届出者は、当該自動販売機の見やすい箇所に届出済証を貼付しておかなければならない。

- 3 届出者は、当該届出済証を忘失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(宣伝物の散乱防止)

第21条 公共の場所等において宣伝物、印刷物その他の物（以下この条において「宣伝物」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物が散乱したときは、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(犬のふんの放置の禁止)

第22条 犬の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、その犬がふんをしたときは、これを放置してはならない。

(自転車の放置の禁止)

第23条 何人も、公共の場所等（駐輪場を除く。次条において同じ。）において自転車の放置をしてはならない。

(自転車の放置に対する措置)

第24条 市長は、公共の場所等に自転車が放置されている場合において、良好な生活環境を保持するため必要があると認めるときは、当該自転車の利用者等が自ら当該自転車を駐輪場その他の適切な場所に移動すべき旨の警告書を当該自転車に取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第25条 市長は、前条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による告示の日から起算して6月（次項において「保管期間」という。）を経過してもなお、利用者等が引き取らない自転車又は利用者等が不明の自転車の所有権は、市に帰属する。

- 3 市長は、保管期間の経過前においても、第1項の規定による告示の日から相当な期間を経過してもなお当該自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車について売却、廃棄等の処分をすることができる。

(空き地の適正管理)

第26条 空き地の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、当該空き地の雑草、枯れ草等を除去し、清潔の保持に努めることにより、近隣住民の生活環境を損なわないよう当該空き地を適正に管理しなければならない。

第5章 都市型及び生活型公害の防止

(公共用水域の水質汚濁の防止)

第27条 何人も、公共用水域の水質保全を図るため、洗剤等を適正に使用し、調理くず、食用油、残飯等を公共用水域に流入させないよう努めなければならない。

(小規模焼却炉による自家焼却の自粛)

第28条 何人も、小規模焼却炉による一般廃棄物の自家焼却の自粛に努めなければならない。

(野焼きの禁止)

第29条 何人も、一般廃棄物の野焼きを行ってはならない。

(迷惑騒音等の発生防止)

第30条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないよう努めなければならない。

第6章 地球環境保全のための努力義務

(地球環境保全のための努力義務)

第31条 何人も、生活環境の保全等に関する取組に当たり、地球環境保全が重要であるとの意識を持ち、節電、節水、リサイクル等を推進し、環境への負荷の少ない生活様式の確立に努めなければならない。

(自動車等の利用者等の努力義務)

第32条 自動車等の利用者等は、自動車等の必要な整備及び適正な運転に心がけるとともに、不必要なアイドリングをしないこと及び公共交通機関、自転車等を利用することにより自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動を低減し、地球環境保全に努めなければならない。

第7章 補 則

(生活環境保全推進員)

第33条 市長は、第4章及び第5章に規定する事項の達成を図るため、生活環境の保全等に関する情報の収集、提供、啓発、指導その他の活動を行う生活環境保全推進員を置くものとする。

(生活環境保全重点区域の指定)

第34条 市長は、生活環境の保全等のため、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置及び自転車の放置を特に防止する必要があると認める区域を生活環境保全重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定した区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(立入調査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、公害を発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる工場若しくは事業場、空き缶等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地、犬のふんが放置されている土地、適正な管理が行われていない空き地又は一般廃棄物の野焼きが行われている土地に立ち入り、当該施設又は設備その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第36条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第37条 市長は、第18条第1項、第19条第1項若しくは第2項、第21条、第26条又は第29条の規定に違反している者に対し、規則で定めるところにより、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第38条 市長は、公共の場所等において第17条の規定に違反してポイ捨てをした者に対し、規則で定めるところにより、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、公共の場所等において第22条の規定に違反して犬のふんを放置した者に対し、規則で定めるところにより、ふんの回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第40条 第13条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第35条第1項の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した者

第43条 第38条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関するして第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
(会津若松市公害防止条例の廃止)
- 2 会津若松市公害防止条例（昭和48年会津若松市条例第27号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、報告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、報告その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に自動販売機を設置し飲食料品を販売する者に対する第19条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成12年10月31日までに」とする。

大気汚染

資料3 大気汚染に係る環境基準値の概要

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S 48.5.16告示)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S 48.5.8告示)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S 48.5.8告示)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S 53.7.11告示)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S 48.5.8告示)
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。(H 9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。(H 30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。(H 9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H 13.4.20告示)
ダイオキシン(大気)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H 11.12.27告示)
微小粒子状物質(PM2.5)	1年間の平均値が15 μ g / m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35 μ g / m ³ 以下であること。(H 21.9.9告示)

備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しません。

[大気汚染に係る環境基準 平成8年環境庁告示第73号(最終改正)]

[二酸化窒素に係る環境基準 平成8年環境庁告示第74号(最終改正)]

[有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 平成30年環境省告示第100号(最終改正)]

[ダイオキシン類に係る環境基準 平成21年環境省告示第11号(最終改正)]

[微小粒子状物質に係る環境基準 平成21年環境省告示第33号]

水質汚濁

資料4 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.02 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下
1, 2 -ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下
1, 1 -ジクロロエチレン	0.1 mg / L 以下
ジス-1, 2 -ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
1, 1, 1 -トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1, 1, 2 -トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
1, 3 -ジクロロプロパン	0.002 mg / L 以下
チウラム	0.006 mg / L 以下
シマジン	0.003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ベンゼン	0.01 mg / L 以下
セレン	0.01 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
ふつ素	0.8 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下

備考

1. 基準値は年間の平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については 最高値とします。
2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した結果、定量限界を下回ることをいいます。

[水質汚濁に係る環境基準 令和5年環境省告示第6号(最終改正)]

資料5 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基 準 値					該当水域
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以 上	300CFU/ 100ml 以下	阿賀川(大川) 湯川(滝見橋 より上流) 宮川 日橋川
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下	湯川(滝見橋 より下流) 旧湯川

- 備考 1. 基準値は、日間平均とします（湖沼もこれに準じます）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とします（湖沼もこれに準じます）。
3. CFU は大腸菌数を表す単位です。
4. AA、C、D、E 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料6 生活環境の保全に関する環境基準（天然湖及び貯水量 1,000 万m³以上の人工湖）

項目 類型	基 準 値					該当水域
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下	猪苗代湖 (pHは適用 しない) 東山ダム貯 水池

- 備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しません。
2. AA、B、C 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料7 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、リン)

項目 類型	基 準 値	該 当 水 域
	総 リ ン	
II	0.01 mg/L 以下	猪苗代湖、東山ダム貯水池 (東山ダムは令和 2 年度までの暫定目標 0.014)

- 備考 1. 基準値は年間平均値とします。
2. 全窒素については、本市では該当する水域がないため、基準値を記載していません。
3. I、III、IV、V 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料8 令和6年度公共用水域水質調査結果

①湯川

①-1 雨降り滝上流

(環境基準類型 : A)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	14.0	14.5	19.0	20.5	22.4	22.0	20.0	7	4.5			3.9	14.8
pH		7.4	7.4	7.5	7.5	7.5	7.6	7.5	7.5	7.3			7.4	7.5
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	10.8	9.8	9.0	9.0	8.2	9.2	9.7	10.8	12.3			13.0	10.2
BOD	mg/L	1.3	0.9	<0.5	0.8	0.7	0.6	0.7	0.9	<0.5			<0.5	0.8
COD	mg/L	2.4	5.6	3.0	5.7	3.6	3.4	4.6	3.0	3.1			3.2	3.8
SS	mg/L	2	11	3	6	3	3	4	2	1			3	4
総窒素	mg/L	0.27	0.38	0.27	0.49	0.30	0.30	0.30	0.23	0.31			0.41	0.33
総リン	mg/L	0.011	0.025	0.017	0.023	0.012	0.017	0.013	0.015	0.014			0.013	0.016

①-2 小田橋

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	15.5	15.5	22.5	23.5	25.8	19.5	18.3	8	5.5			6.0	16.0
pH		7.3	7.2	7.2	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.3			7.4	7.3
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	10.2	9.2	8.5	8.2	7.5	7.8	8.6	11.0	12.1			12.5	9.5
BOD	mg/L	0.9	0.7	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.7			<0.5	0.7
COD	mg/L	2.5	3.5	3.2	7.0	4.0	3.3	4.4	3.0	3.2			2.9	3.7
SS	mg/L	3	7	7	13	7	5	5	2	<1			2	5.0
総窒素	mg/L	0.30	0.40	0.29	0.59	0.26	0.29	0.35	0.22	0.36			0.55	0.36
総リン	mg/L	0.016	0.031	0.024	0.038	0.026	0.025	0.023	0.015	0.017			0.014	0.022

①-3 烏橋

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	10.2	15.9	21.7	21.7	26.4	25.8	18.1	10.2	5.4	3.8	4.2	6.7	14.2
pH		7.3	7.2	7.0	7.1	7.3	7.2	7.2	6.7	7.5	7.1	8.1	7.4	7.3
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	11.3	10.5	8.8	8.6	7.9	8.0	8.5	11.1	12.2	12.8	13.3	12.4	10.5
BOD	mg/L	0.9	0.8	2.3	0.8	1.1	1.0	21.3	0.9	0.9	1.6	0.9	1.3	2.8
COD	mg/L	2.8	3.2	3.2	4.7	4.7	3.4	21.7	3.2	3.0	2.7	2.4	3.6	4.9
SS	mg/L	2	3	7	4	8	3	4	4	2	2	2	7	4
総窒素	mg/L	0.40	0.40	0.50	0.40	0.50	0.30	0.50	0.40	0.50	0.9	0.8	1.10	0.56
総リン	mg/L	<0.05	0.050	0.070	0.060	0.090	0.070	0.080	0.050	<0.05	0.060	0.070	0.070	0.089

①-4 鍛冶屋敷(天神橋)

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	9.7	15.8	21.0	21.7	25.3	25.2	17.6	10.2	5.3	3.9	3.7	6.2	13.8
pH		6.9	6.9	6.6	6.6	7.0	6.8	7.1	6.4	7.1	6.5	6.9	7.3	6.8
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	11.3	10.1	8.7	8.3	8.3	8.3	10.5	11.3	12.4	12.9	13.9	12.2	10.7
BOD	mg/L	0.6	1.3	0.9	0.9	1.5	1.7	0.5	1.6	1.1	2.2	2.1	1.0	1.3
COD	mg/L	2.8	4.0	3.7	4.4	4.7	3.5	3.6	3.6	2.9	2.9	3.1	3.9	3.6
SS	mg/L	4	6	6	5	11	4	2	7	2	4	3	7	5
総窒素	mg/L	0.60	0.80	0.90	0.50	0.80	0.70	0.60	0.60	0.70	0.9	1.2	1.30	0.80
総リン	mg/L	0.050	0.100	0.130	0.060	0.130	0.120	0.080	0.090	0.070	0.070	0.100	0.080	0.090

①-5 阿賀川合流前

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	15.0	15.1	21.8	21.5	25.0	23.5	19.0	8	5.5			5.1	16.0
pH		7.6	7.1	7.4	7.3	7.4	7.4	7.3	7.4	7.5			7.7	7.4
透視度	cm	>50	20	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	10.4	8.4	8.5	7.7	9.5	9.9	9.7	12.4	12.5			14.1	10.3
BOD	mg/L	2.4	5.0	1.1	0.9	1.5	0.7	0.9	1.0	1.3			<0.5	1.6
COD	mg/L	3.0	9.8	4.4	6.4	5.2	2.7	3.4	3.2	3.5			1.7	4.3
SS	mg/L	5	58	12	10	18	2	2	3	3			2	12.0
総窒素	mg/L	0.93	1.58	0.94	0.90	0.88	1.24	1.26	0.64	1.00			0.48	0.99
総リン	mg/L	0.086	0.295	0.122	0.087	0.113	0.096	0.076	0.049	0.073			0.008	0.101

②旧湯川

②-1 柳橋

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	9.3	14.7	20.3	21.7	24.5	24.2	17.1	10.3	5.6	4.0	3.2	5.8	13.4
pH		6.6	6.4	6.2	6.2	6.7	6.3	6.5	6.1	7.1	6.2	6.9	7.1	6.5
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	12.0	9.9	8.7	7.9	7.3	7.7	9.9	10.6	11.9	12.6	12.5	12.4	10.3
BOD	mg/L	0.7	0.9	0.7	1.2	0.9	0.7	<0.5	1.3	0.8	1.4	1.2	1.9	1.1
COD	mg/L	2.8	3.2	2.9	4.7	3.9	3.3	4.3	3.3	2.9	2.6	2.5	3.8	3.4
SS	mg/L	5	7	6	6	7	5	9	5	2	3	2	8	5
総窒素	mg/L	0.40	0.50	0.70	0.40	0.50	0.40	0.40	0.30	0.50	0.6	1.0	1.10	0.57
総リン	mg/L	<0.05	0.050	0.080	0.100	0.080	0.070	0.070	<0.05	<0.05	0.050	0.070	0.060	0.073

②-2 湯川橋

(環境基準類型 : B)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	21.2	20.5	23.0	24.8	27.5	25.0	21.0	11	8.0			5.2	18.7
pH		7.2	7.0	7.0	7.3	7.1	7.4	7.3	7.1	7.1			7.0	7.2
透視度	cm	>50	3	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	9.4	8.1	7.6	8.1	7.9	8.1	9.3	11.6	11.1			11.8	9.3
BOD	mg/L	1.5	2.6	1.0	0.8	0.9	0.5	0.6	0.8	0.7			1.2	1.1
COD	mg/L	3.4	14.0	4.4	4.9	3.7	3.4	3.8	2.3	2.8			5.2	4.8
SS	mg/L	10	174	11	15	11	12	10	4	3			27	28
総窒素	mg/L	1.03	1.78	1.22	1.04	0.59	1.71	1.00	0.55	0.68			1.07	1.07
総リン	mg/L	0.221	0.746	0.093	0.107	0.064	0.181	0.162	0.045	0.053			0.126	0.180

③古川

③-1 城西橋

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	11.1	17.8	22.8	22.3	26.7	27.2	19.7	10.3	6.3	4.6	5.8	7.0	15.1
pH		7.2	7.3	7.2	7.0	7.4	7.8	8.4	6.7	7.3	7.1	7.8	7.3	7.4
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
DO	mg/L	10.9	10.4	9.7	8.1	8.6	10.0	13.1	10.7	12.8	13.0	12.5	12.2	11.0
BOD	mg/L	2.5	2.0	1.8	1.9	1.7	2.2	1.7	1.7	2.1	2.5	3.1	2.1	2.1
COD	mg/L	5.2	5.4	5.5	4.5	5.2	5.1	5.4	4.6	4.3	4.2	4.8	4.8	4.9
SS	mg/L	5	9	4	6	12	4	2	4	3	3	4	10	6
総窒素	mg/L	1.80	1.10	1.40	1.00	1.20	1.50	1.70	1.50	1.40	1.8	2.3	1.60	1.53
総リン	mg/L	0.180	0.190	0.240	0.160	0.220	0.270	0.260	0.190	0.140	0.150	0.190	0.140	0.194

④湯川流入河川

④-1 黒川排水路

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
水温	℃	10.1	17.0	21.9	23.6	25.7	25.9				8.7	8.3	8.7	6.5	13.0
pH		7.5	7.0	7.2	7.1	7.7	7.4				7.3	7.1	6.9	7.4	6.1
透視度	cm	50	27	50	50	50	50				50	50	50	50	40
DO	mg/L	12.8	9.4	9.8	8.9	8.7	8.6				11.2	9.6	10.3	13.2	8.5
BOD	mg/L	4.1	4.3	2.9	1.9	2.7	2.3				3.1	5.9	3.6	1.3	2.7
COD	mg/L	6.1	6.7	5.1	4.6	4.6	4.6				2.3	4.2	3.9	9.1	4.3
SS	mg/L	2	10	2	<1.0	13	4				<1.0	1	1	3	3
総窒素	mg/L	3.30	1.80	1.60	1.10	1.20	1.20				2.10	3.4	3.1	5.70	2.04
総リン	mg/L	0.360	0.310	0.230	0.220	0.200	0.220				0.160	0.340	0.290	0.790	0.264

⑤不動川

⑤-1 不動川橋

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	14.0	16.5	23.0	30.5	27.2	26.7	20.0	9	6.0			5.2	17.8
pH		7.5	7.3	7.4	7.6	7.3	7.4	7.5	7.5	7.5			7.5	7.5
透視度	cm	>50	35	>50	36	>50	>50	>50	>50	>50			>50	>50
DO	mg/L	12.5	9.9	8.7	9.2	8.0	8.5	9.6	11.4	12.4			12.5	10.3
BOD	mg/L	1.5	1.2	0.6	0.6	0.7	0.5	0.6	1.2	1.1			0.5	0.9
COD	mg/L	2.5	4.1	2.1	5.7	2.3	1.6	2.2	2.5	2.8			3.4	2.9
SS	mg/L	4	17	4	18	3	2	2	2	1			8	6
総窒素	mg/L	0.48	0.55	0.35	0.81	0.26	0.28	0.32	0.43	0.72			0.82	0.50
総リン	mg/L	0.036	0.066	0.026	0.061	0.031	0.029	0.028	0.040	0.050			0.046	0.041

⑥金山川

⑥-1 大工川・瀬川合流前

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	22.0	18.6	26.5	27.5	30.5	28.0	22.0	7.5	4.9			6.2	19.4
pH		7.6	7.0	7.4	7.3	7.3	7.3	7.5	7.4	7.4			7.5	7.4
透視度	cm	>50	12	>50	42	>50	>50	>50	>50	>50			36	>50
DO	mg/L	9.9	8.9	7.6	7.5	7.6	8.1	9.0	12.5	12.5			13.5	9.7
BOD	mg/L	1.4	1.6	1.4	<0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.6			1.7	1.0
COD	mg/L	2.7	6.8	4.8	4.8	3.3	2.2	2.6	2.3	3.6			6.6	4.0
SS	mg/L	3	47	9	20	11	8	5	2	3			29	14
総窒素	mg/L	0.35	1.15	0.59	0.74	0.29	0.43	0.25	0.19	0.57			1.15	0.57
総リン	mg/L	0.035	0.174	0.050	0.069	0.042	0.037	0.031	0.025	0.037			0.123	0.062

⑦日橋堰

⑦-1 河東町水路

(環境基準類型 : なし)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
水温	℃	10.6	14.6	23.0	24.0	27.6	27.6	17.8	11.4	6.4	5.2	4.3	6.1	14.9
pH		7.4	7.3	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	7.0	7.1	7.3	7.4	7.3	7.3
透視度	cm	50	50	50	19	50	50	50	50	50	50	50	50	47
DO	mg/L	11.2	9.8	8.1	7.7	7.9	7.5	10.0	10.7	12.1	13.8	12.6	12.4	10.3
BOD	mg/L	1.0	1.2	1.1	4.1	1.3	1.7	1.3	2.1	1.5	2.7	2.5	3.4	2.0
COD	mg/L	4.5	3.3	3.5	11.4	4.1	3.4	3.3	2.9	2.8	4.2	5.1	5.2	4.5
SS	mg/L	3	6	11	64	9	3	4	3	1	2	4	13	10
総窒素	mg/L	0.60	0.60	0.40	1.30	0.60	0.50	0.50	0.30	0.70	2.2	2.1	1.20	0.92
総リン	mg/L	0.050	0.060	0.060	0.240	0.100	0.080	0.050	<0.05	<0.05	0.090	0.130	0.180	0.095

備考

1. 環境基準類型については、118ページ 資料5を参照。
2. 定量限界値以下の場合は、定量限界値を用いて平均値を出しています。
3. 環境基準値は主要河川にのみ定められ、市内では、湯川と旧湯川が対象です。

資料9 令和6年度 猪苗代湖及び流入河川水質調査結果

猪苗代湖(中田浜)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	平均
水温	℃	14.0	14.0	23.1	25.0	25.9	27.5	21.5	11.0	6.6	5.2	17.4
pH		7.1	7.2	7.5	7.5	7.2	7.4	7.2	7.1	6.9	7.0	7.2
透視度	(cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
DO	mg/L	11.0	10.6	9.6	9.0	7.8	8.5	9.2	10.5	11.0	12.5	10.0
BOD	mg/L	0.8	<0.5	<0.5	0.6	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7
COD	mg/L	1.3	1.1	1.0	1.8	1.9	1.1	1.4	1.3	1.1	0.9	1.3
SS	mg/L	1	4	1	2	3	2.0	<1	<1	<1	<1	2
総窒素	mg/L	0.21	0.19	0.16	0.19	0.13	0.15	0.11	0.13	0.16	0.17	0.16
総リン	mg/L	0.007	0.008	0.003	0.009	0.007	0.007	0.004	0.006	<0.003	0.004	0.006
大腸菌数	CFU/100mL	<1	1	<1	3	1	2	<1	<1	<1	<1	2

赤井川 (戸ノ口橋)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	平均
水温	℃	14.0	16.9	22.5	24.0	26.1	23.5	17.5	5.5	8.5	4.5	16.3
pH		7.7	6.7	7.3	7.1	7.4	7.8	7.7	7.7	7.4	7.0	7.4
透視度	(cm)	40	8	>50	34	>50	>50	>50	>50	>50	31	>50
DO	mg/L	10.1	8.7	7.6	6.8	6.8	7.4	8.8	11.6	12.2	11.4	9.1
BOD	mg/L	1.6	3.6	1.8	1.3	1.1	<0.5	0.6	0.8	0.7	0.9	1.4
COD	mg/L	6.4	25.0	10.6	16.0	8.2	8.4	8.7	8.0	6.7	8.7	10.7
SS	mg/L	6	187	13	19	19	2.0	5	2.0	4.0	<1	29.0
総窒素	mg/L	0.52	4.17	1.06	1.81	0.64	1.35	0.82	1.43	1.58	1.78	1.52
総リン	mg/L	0.036	0.702	0.088	0.135	0.098	0.068	0.045	0.069	0.057	0.084	0.138
大腸菌数	CFU/100mL	15	740	49	240	29	97	110	210	12	6	151

原川 (崎川橋)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	平均
水温	℃	15.5	14.9	20.3	20.0	23.5	19.9	17.0	6.0	5.0	5.1	14.7
pH		7.5	7.1	6.9	7.1	7.2	7.5	7.5	7.3	7.2	7.2	7.3
透視度	(cm)	>50	30	>50	22	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
DO	mg/L	10.3	8.9	6.8	7.7	7.4	8.5	9.8	11.5	11.9	11.9	9.5
BOD	mg/L	0.9	1.4	0.7	0.9	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.8
COD	mg/L	1.5	7.3	4.9	13.0	2.9	3.4	2.7	1.6	1.7	2.5	4.20
SS	mg/L	2	37	4	71	3	13	5	3	<1	21	18
総窒素	mg/L	0.40	1.03	0.62	1.33	0.37	0.62	0.31	0.29	0.47	0.32	0.58
総リン	mg/L	0.018	0.132	0.039	0.225	0.021	0.038	0.021	0.016	0.014	0.016	0.054
大腸菌数	CFU/100mL	4	690	39	220	80	480	89	48	36	11	170

備考

1. 定量限界値以下の場合は、定量限界値を用いて平均値を出しています。

騒音・振動

資料 10 騒音にかかる環境基準

■一般地域（道路に面しない地域）

地域の類型		基 準 値 (dB)		本市における該当地域
		昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)	
A A	特に静穏を要する地域	50 以下	40 以下	—
A	専ら住居の用に供される地域	55 以下	45 以下	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域
B	主として住居の用に供される地域	55 以下	45 以下	第1種・第2種住居地域 準住居地域
C	相当数の住居と併せて、商業、工業の用に供される地域	60 以下	50 以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

注 特に静穏を要する地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などです。

■道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値 (dB)	
	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70 以下	65 以下

（注1）幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表します。

（注2）幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定されます。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路…15メートルまでの範囲
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路…20メートルまでの範囲

（注3）幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

〔騒音に係る環境基準 平成24年環境省告示第54号
(最終改正)〕

資料11 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (dB)・時間の区分			該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼間 (7時～19時)	朝 (6時～7時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)	
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域
第2種区域	55	50	45	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域
第4種区域	65	60	55	工業地域
第5種区域	75	70	65	工業専用地域

(注1) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館並びに特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m区域では上表に掲げる数値からそれぞれ5dBを減じた値となります（ただし、第1種区域を除く。）。

(注2) 工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の2分の1に相当する値です。

(注3) 該当地域のうち下線を付した地域は、県条例の規制地域です。

資料12 特定及び指定施設一覧 . . . 【※設置30日前までに市に届出が必要です。】

1 金属加工機械	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機及び送風機	（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
県 飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機	（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4 織機	（原動機を用いるものに限る。）

5	建設用資材製造機械
	<input checked="" type="checkbox"/> イ コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ロードマシン（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	<input checked="" type="checkbox"/> イ ドラムバーカー <input type="checkbox"/> ローラー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） <input checked="" type="checkbox"/> ハ 碎木機 <input checked="" type="checkbox"/> ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） <input checked="" type="checkbox"/> ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） <input checked="" type="checkbox"/> ヘ かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）
県	ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
県	ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
県	冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)

(注1) 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設には適用されません。

(注2) 特定及び指定施設のうち「県」と明記されている施設は、県条例のみの指定施設です。

資料13 振動規制法の規制地域及び規制基準

地域区分	基準値 (dB)・時間の区分		該当地域 (都市計画法に定める用途地域)
	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	
第1種区域	60	55	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 dB 減じた値とします。

資料14 振動規制法の特定施設・・・【※設置30日前までに市に届出が必要です。】

1 金属加工機械
イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
□ 機械プレス
ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
ニ 鍛造機
ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6 木材加工機械
イ ドラムバーカー
□ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9 合成樹脂用射出成形機
10 鑄型造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料15 法令に基づく特定・指定施設届出状況

(令和7年3月31日現在)

関係法令 施設の種類	騒音規制法	振動規制法	県条例 (騒音)
金属加工機械	63 (0)	84 (0)	12 (0)
空気圧縮機及び送風機	783 (21)	—	872 (8)
圧縮機	—	181 (17)	—
土石用又は鉱物用の破碎機及び摩碎機、ふるい及び分級機	20 (0)	13 (0)	—
土石用又は鉱物用の破碎機及び摩碎機	—	—	6 (0)
土石用、鉱物用、飼料、有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機	—	—	5 (0)
織機	51 (0)	19 (0)	0 (0)
建築用資材製造機械	4 (0)	—	5 (0)
コンクリートブロックマシン	—	0 (0)	—
穀物用製粉機	0 (0)	—	0 (0)
木材加工機械	123 (0)	12 (0)	26 (0)
抄紙機	0 (0)	—	0 (0)
印刷機械	41 (0)	6 (0)	0 (0)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	—	0 (0)	—
合成樹脂用射出成形機	120 (8)	66 (0)	16 (8)
鑄型造型機	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ガソリンエンジン	—	—	0 (0)
ディーゼルエンジン	—	—	95 (4)
冷凍機	—	—	299 (0)
合 計	1,205	381	1336
上記施設に係る届出工場・事業場数	161	87	171

※ () 内の数値は、令和6年度の届出施設数

資料16 特定建設作業及び騒音指定建設作業に関する基準

基準種別 区域区分		騒音の規制基準	振動の規制基準	作業時間に関する基準	1日あたりの作業時間	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
法 第1号区域	第1号区域	85dB	75dB	7時～19時の時間内であること	一日10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号区域			6時～22時の時間内であること	一日14時間を超えないこと		
	県条例 (騒音のみ)		-	7時～19時の時間内であること	一日10時間を超えないこと		

- (注1) ■第1号区域 : 第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域
■第2号区域 : 工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域
■県条例(騒音) : 工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域（市内において騒音規制法で規制されていない地域全て）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の地域

(注2) 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を4時間までの範囲で短縮することができます。

(注3) この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

資料17 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業【※作業7日前までに市に届出が必要です。】

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

資料18 振動特定建設作業・・・【※作業7日前までに市に届出が必要です。】

①	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
④	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

資料19 深夜営業の規制基準

区域の区分	規制内容	音響機器の使用禁止の時間帯	音量規制	
			時間帯	基準値
A区域	第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	午後11時～翌日の午前6時まで	午後10時～翌日午前6時まで	45 dB
B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			55 dB

(注1) 音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置を指します。

(注2) 音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しません。

(注3) 保育所、病院、診療所、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5デシベル減じた値となります。

悪臭

資料 20 会津若松市の悪臭防止法による規制地域

地域区分	規制地域（都市計画法に定める用途区域区分など）
A区域	1 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 2 神指町大字南四合のうち、字深川東、字深川西、字深川、字幕内北、字幕内西、字才ノ神（227番から505番までに限る）、字柳原（591番から688番までに限る）及び字幕内の区域 3 柳原町四丁目の区域のうち、584番から699番までの区域 4 幕内南町の区域のうち、10番並びに11番14号及び15号の区域
B区域	商業地域及び準工業地域
C区域	工業地域（A区域の2及び4に掲げる区域を除く。）及び工業専用地域

【平成28年11月会津若松市告示第105号（最終改正）】

資料 21 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位 ppm）

特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域	におい
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバニルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバニルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようなにおい

【平成24年4月会津若松市告示第119号（最終改正）】

資料 22 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（臭気指数）

区域の区分	対象地域	工場等の敷地境界の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出口における基準		
			5m～30m	30m～50m	50m～
第1種区域	悪臭防止法に基づくA区域	10	28	30	33
第2種区域	悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく用途区域以外の区域	15	33	35	38
第3種区域	悪臭防止法に基づくC区域	18	36	38	41

【平成19年1月福島県告示第5号（最終改正）】



Think globally, Act locally
地球規模で考え、足元から行動を！

令和7年度版『会津若松市の環境』 令和8年1月

発行 会津若松市

編集 会津若松市 市民部 環境共生課(追手町第二庁舎内)

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号

電話 0242(39)1111(代表)

0242(23)4700(直通)

会津若松市ホームページアドレス <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>
会津若松市環境共生課メールアドレス kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp